

の堂の土壇下に埋云々、仍耳納堂と云也、ミノウ堂と云辭事也とあり。耳塚といふ仔細はかはれども、にかよひたる事也、ミノウは則耳納なるべし、今の五條橋通西洞院北西にあたれども、その古跡はなし。

○檢非違使の別當職ひさしく絶たりしを、櫻町院の御在位の比、再興せらるべしとて、關東有徳院殿也に仰あはされければ、はやくおかるべしと申されたり。又使別當が装束など、いとおとなしくせし故實などあれば、それ／＼のこともむかしのごとくせらるべしと仰下されしかば、官職のすたれたるは、別當の外にもあらば、ふた／＼びおかれてしかるべし、装束のさたはまづさしをかれてしかるべしと敕答申されたり。官をおかれてのちは、少祿の家々も補せらるゝことあるべけれ、ふかきおもんばかりありて申されしうち有難けれと、何がしの卿のきこえ給ひしと、藏人大輔常芳物語せしなり。

○稻荷御殿預羽倉家の庶子荷田東麿の和學の事は、

人よくしれりしが、むすこの在滿、ある時みやこに出るとて父につげしに、何くにかゆくぞと問はれし時、祇園の下河原の弓場に弓を射るとこたへしかば、汝宿にありて、まきわらなど射しこともみず、さるにはれ所にて弓射んといふ、いとひがごととなり、すべて何藝にもかうち／＼よくならひて、すへのひとなみになりてこそ、其事をするとは、人にいふべけれ、ましてはれの所にてせんことしかるべからず、修練の後にゆくべしと諷諫せられたり。東滿は文學のみならず、弓術もよくせられしといへり、諸藝を學ばんに、みなこの徳はあらまほしき事也。

○ある俳諧師のふるきことわざどもをかけるものに千手観音きりこどうろうゆひ鹿子は、閑暇のものなりといへりしは、道理よくかよふ事なり、今結鹿子のさいりて、婦女子の髪のとらをゆふをみれば、治世の至れる事知べし。

○世俗の言葉に、ならふよりなれといふことあり、近

き比のことなりしが、時の有職といはるゝ何がしの亞相、九月例幣の陣の上卿をつとめられしに、むかし四姓の使、うらをもてあてられしが故實なりければ、史をめてうら申參らせよと仰せられしに、山名右京大夫亮信、近代はその儀さぶらはすこたへたり、近代なきことを、故實しり顔にの給ひし上卿、その時はしたなくぞおはしける、山名はさせる才學の有人にもあらねども、年わか／＼りしよりたび／＼著陣して、古老になりし故、かゝるふるまひもいできしなりけり。

又今の出納の曾祖父は、新嘗祭の夜退出の時、束帯ながら胡床をもたせ、今の四條河原の歌舞妓者の顔見せを見物にいたりて、むかふ棧敷にて胡床にかゝりてゐたりけりと、これもみし人の物語をきゝたり。少し世のとほざかりぬれば、おもはぬことどももあるものなりけり。

○荷田東滿遠州濱松にありし時、濱松宿に柳瀬幸右衛門味仲といふ人、

初瀬路やはつれきかまく尋てもまたこもりての山時鳥

といふ歌をかたりしかば、こもりての山時鳥といふこと、いまだきかずといはれたりしに、この味仲、中院通躬卿の門人にて、すなはち中院殿の點ありし歌也といひければ、當時の歌仙通躬卿の仔細なく點せさせ給ひし上は、譬いにしへに例なくとも、これを據に我もよむべしと東滿いはれて、その故よししるされしふみ、いまも濱松にありてみたりしなり。

○古事談に、一條院御宇、郭公充満京中、頻羣飛、剩

二羽喰合、落_ニ于殿上、取_レ之被_レ遣_ニ獄舎云々、依_ニ此怪異、月中天皇避_レ位、次月崩給云々見えたりしが、柳原入道前大納言紀光卿、閑寛自語に、禁中時鳥の事、安永七年春御庭に珍らしく御覽す、又去年の夏、女御御方に内々渡御有しに、子規木に居しをま近く御らんせらるとぞ、此鳥宮中に集事このましからず、ほどなく天皇崩じ給ひければ、御代ひさしかるまじきしるしにやとか_クせ給ふ、むかしも今もおなじためしなるぞかしこけれ。

○鳥丸光廣卿春日祭の上卿にてくだり給ふ時、雨ふりければ、

ふらばふれ三笠の山の雨なればさしては何のくるしかるべき
とよませ給ひしかば、雨やみてはれたり、又その冬も上卿にて下り給ふ時、

としの内にふたゝたびたつる使、こ都の南北の藤原

○日野一位資枝卿實鳥丸内大臣 光榮公男わかかりし比、日歌をよませ給ひしに、或時遊山にをこたりて、日よませ給は

ざりしに、鳥丸大納言光胤卿のもとより、
のぼるべきたかれは遠くしほしとて休らふほどに日くれぬべし
といひつかはし給ふと、松波左金吾光興朝臣物語し侍る。

○小澤蘆庵未だ在俗にて、帶刀玄冲といひし比、冷泉大納言爲村卿門人にて在しに、折句くつかぶりの歌をよみて點削をこひけるに、爲村卿のの給ひしは、かかる歌は作りものなれば、歌書など多くみつるには作らるべし、まことの歌こそよむことのかたければ、常の歌をよくよみならふべしと仰られしより、四十有餘までは折句物名などをよまざりしと、蘆庵語りたり。まことに爲村卿格言なり、述懐のうたは四十未滿よむべからずとか、祐爲縣主へ仰られしと也。

○近衛大解脫心院内前公、盆石の贊せさせ給ふに、
こけむさばいさめなき世と人やみんつゝみの山のかたちなすいし
○天明大災の火に、伊勢高田の京の抱所河原町二條本誓寺焼たりしに、寛政十二年四月再建の地曳の地

築に、伊勢より踊兒のぼりきて、いせ音頭をうたひて地をつきたり。その音頭いまやうのいせ音頭といふものとはたがひて、いとめづらしくこそ有けれ、つは角方ありものつし花あかりなどいふ外題なり。花あかりの唱歌に、みそぎ川なごしきよめていろいろとはきてにこそつまみあげつゝなみいそぐさらしめの後と追つゝく小むろぶしなどいふ。すこしおぼえしところをしるしおけり、皆かゝるたぐひの唱歌なりけり。

○天明六年九月、栗田新感神院の祭禮、將軍家淺明院 殿下御事にて延引して、十一月になりたり、此祭禮に白川の流の末、知恩院ちかきわたりに、一本橋とて、かりそめに石を二枚ばかりわたしたる橋を、祭の劔鉾をもちて、夜半ばかり夜わたりとてとほる事あり、十一月のことにて、霜のいたくおきたれば、亂舞者笛吹明田利右衛門といふ人、鋸の屑をかの橋にしきければ、霜にもすべらず、ことゆゑなく鉾のわたりけ

り。徒然草に、鎌倉中書王の御まりの時、のこぎりの屑をしかれしを評して、かはき砂ありしは用意なしといふべしと、かけるにはかはりて、けふの明田がふるまひ大に感すべし。

○夫木集に、入道爲家卿、
うたてなど大和にはあらぬからぶみの跡をまなばぬ身となりけん

芳蘭集といふ田安故中納言宗武卿御家集、
ものよまで遊びわたるは網の中にあつまるうをの樂しむがこと
かく時代ははるかにへだたれど、その心ばへむかしも今もかはらず。

○ちり塚物語に、古人のいはく、學に弊有、不_レ學にまことあり、學に信あり、不_レ學に害ありと云々、此こといたれるかなといへりしは、むべなることにこそ侍れ。

○俳諧老夫といふ書に、布門がいはいく、人の世に名を得るや得ざるや、時あり因縁あり、憂べからず誇

るべからずとは、然るべき事なり、又古銘に、至人無_レ己、神人無_レ功、聖人無_レ名とあり、空文にはせて名をえんよりは、むしろ得ざるがまさらん。

○淨瑠璃といふものは、もと説經より出しものなるべし、説經者として、むかしは經文にふしはかせなどを付けて、人を濟度せしものありし也。又増補外題年鑑といふ書に、竹本筑後掾義太夫は、攝州天王寺村の豊家の出生成しが、若年の比より井上播磨掾の淨瑠璃をならへりとみえたり。淨瑠璃のふしに、説經あるひは輪聲などいふも、いにしへ説經におこりし故なるべし、太夫のあるも説經者にさづけしがおこりなり。

○歌仙とよばるゝ人にも、秀歌ばかり有ものにあらず、さらぬ人にも、折にふれてはよき歌あるものなり、歌に名をえし人にもあらざりし岡崎中納言國榮卿、

月残る磯山櫻はのみえて波よりしらむ春の明ぼの

とよみ給ひしは、いまの世にはめづらしく心たかく、幽玄にきこゆるうたなり。

○明惠上人の歌に、

けうさしとおもふ心をとすれば世渡るわざとなすぞかなしき

又小澤蘆庵、

言のはをわたらひ草になさめやは山のやせ口もたしましかば

ことかはれど其氣おなじ、やむことを得ざるにはあれども、すべて文事をもて人にをしへ、よのわたらひとするは、學者の恥辱なるべし。

○唐橋大納言在家卿、ある時、今の非藏人秦重雄といふ古老のゑがけるものに、和歌浦かたを浪をかくやうありやと問せ給ふに、人はしらず、われは萬葉集の字面のとほりとこたへたり。片男浪といふは、ひがごとにて、萬葉の字漏無とあるぞたゞしかるべき。又音樂の青海波も、まことは青海の破なるを、むかしより青海波とつたへて、その裝束にも波をるがき、舞にも寄波體引波體、大鼓にも波がへしなどいふこ

とふるくより傳へたれば、あながちにかたを波のごとく、理屈にていひてはかなふべからず。

○青蓮院宮におさめ給ふ嵯峨天皇の宸翰、もとは近江の彦根井伊家の人もちたり、二枚ありしが、今一枚は、傳へて彦根井伊掃部頭殿の家に在り、龍草蘆翁語られし。

○近世にいたり、こゝかしこより古碑の類を多く掘出せるが、多賀城碑を寛文二年、土中よりほり出せしなどぞ、始なるべき。

○文永賀茂祭の繪は、繪合のためにせしもの、されば古縁起などの繪とたがひて、みるにさはることなく、いとめでたき物也。この巻物むかしはしらす、わがをさなかりし比には、四條柳馬場ひがし北の弓削屋といふ道具屋あき人のもとにあり、外甥そのちかどなりにて、よしみありければ、たびくみることをえたりしが、天明大火のち、何方よりにや、竹苞樓といふ書肆かひ得て、藤貞幹翁口入せられ、鷹司

殿の御物となりたりしに、人間みることかなはずなりたるこそくちをしけれ。

○持明院大納言基明卿は、郢曲神樂のうたひものにすぐれ給ひしに、其比豆腐あきなふもの、聲よきが、豆腐をよばはりてありくをきかせ給ひ、めし入て庭にて、豆腐をよばはれとて、聲をきかせ給ふことたびたびなりしときけり。

○正親町一位公通卿は、天仁遠波の御傳受あるべきよし仰ありしより、歌をやめて狂歌をよみ給ふおり、その比武者小路實蔭より、

本歌をばよむならば又正親町狂歌をよむは一位らぬもの

かへし

一位らぬものとはいへど狂歌さへえよまぬ公家の數正親町

○板橋雜記、清懷南曲衣裳粧束四方取以爲_レ式とあり、南曲は不夜にて、日本廓いろ里の事也、衣裳粧束とは衣服化粧などにて、家國も人情のたがはざりしは、うかれめく_レつ_レの髪かたち、あるひは衣服までもまな

び用るを、よきこととおもふ婦女おほかるものなり。
 ○南都方の樂人、例年霜月、若宮祭禮の竟宴の心にや、年々頭屋といふて、つかさどる家あり、そこにあつまり、だこと酒肴をまうけてあそぶことあり。宜胤卿記、永正三年五月十五日、陰、自石山還、向於上大路邊、或人設馱肴とみえたる馱肴の類なるべし、ふるく馱肴とも馱ごうともよめれど、南都の方は馱肴なるべし。

○西行法師が發心記といふものに、東の方へ下るに、遠江濱松の驛と見附驛のあはひにある天龍川の事あり、天龍を天中川といふは、龍の梵語なりといふよし、ある人の語れり、されば天龍川とかきて、すなはちあめなか河とよまる也。又海道記に、あまみつろうの中川の水とよめるはあし、あめなか川といふべし、十六夜日記には天龍のわたりともあれば、むかしより天龍ともいひしなり。

○誓願寺塔中長仙院といふに物せし時、座敷の床に

前住の手跡なりとて、見一善萬不答とかける一行もの、文字顛倒せるやうにはおもへども、詞おもしろき事なり。

○今婦人の笄のさきをみかきにせしことは、御厨子所預紀宗直朝臣のわかかりし時、はじめて作りしがもとにて在しよし、柳原入道紀光卿閑自語にしろし置給ふ、後の世になりて耳も、かかれぬ笄にも、みかきのかたつくるやうになれり。

○重松固禪入道は蟄居ののち、大内裏の古き圖どもをよくかんがへおき給ひて、寛政の造内裏の時、蟄居ゆるされて、造内裏の指圖のことにあづかり給ふは、みな人しりたれども、歌のこと沙汰するものなかりしが、

さればこそどけき宵のかれの音におもひおほするけきの春雨
 黒の子にみちとひよればきしらぬことばもひなのあはれそひけ。

この外もよみ給ふ歌、みな今の世の堂上にはすぐれ給ふ、實は鳥丸光榮公の御末子なれば、むべなりけり。

○つれづれ草に道風のかける朗詠集といふたぐひ、なき事にもあらず。寛政年中中宮御産のまへ、正親町前大納言公明卿、雜掌篠田土佐介を使として、我友山本中有香といふ人のかたへ、日本史の東福門院の傳をかせよと仰つかはされしと、有香われにかたりてわらひたり。この大納言殿は有職の人にてありしかど、かゝることの給ひたり、つかひの篠田土佐介、梅龍先生の子なるに、不覺なりけることどもなり。

○東寺の金堂は、大佛殿つくられんとて、まゝろみにまづこの金堂をつくられしとぞ、大佛殿も焼たりければ、今金堂にてはかりしるべし。たよりにいふ、金堂を禪宗には佛殿といひ、講堂を法堂といへり、同物異名としるべし。

○名目抄にいでたる宇津保柱といふ物は、いまのたつとゆのことなるを、寛政造内裏まへ、速水左衛門尉といふ有職者に、或人のとひければ、祕事にてみだりにはいはいへりしが、造内裏の後は、大内

の紫清兩殿をうつされしに、こゝかしこにうつば柱いできて、大工番匠手傳までもしるることになれり、ものを祕するも限あることとしるべし。つれづれ草の放免のつけものといふことも、連歌社中の祕事にて、こがねしろがねつみてならひうることなりしが、元祿七年賀茂祭の再興より、かのふるき畫草子世に出しうへ、ちかくは年々の祭に放免つけものもせられければ、傳受せずともみてしることとなりたり。

○佛家に隨方毘尼といふことの隨方は、方にしたがひてといふ文字のまゝにて、毘尼は戒といふことの梵語なり、即戒をまもるもあながちならず、ところにしたがふことありとの事也。入境は禁をとふといふも同じことなるべし、三河口口遍參語抄第五云、御産御時、御祈修時、三類形灰、送施主許一時、裏紙ヲ押ヲリタル許ニテ、紙捻ヲ以テ不可結之故實也、諸事以之可察、御産毎事カタムル儀可憚、佛ノ方ニハ難不可然爲准施主并世俗風儀如レ此事アル也と

あり。これら隨方毘尼といふにも似かよふことなるべし。

○久我殿に傳へたる宇宙といふ御印は、應神天皇の御物、按摩面の矢の羽八枚也。羽神功皇后の御物のよし、村上天皇より具平親王へつたへ給ひ、夫より久我家代つたへ給ふ、任槐ののち齋戒してをがみ給ふと、諸大夫辻信濃守景章従のかたれり。予宇宙の御印のおしたる久我家の文書、尾張國一宮妙興禪寺にてをがみたり、應神天皇の御物といふ是非はしらねども、久我殿につたへ給ひてひさしき事なり。又按摩面の矢羽は、室町將軍家拜賀の時はいつもかり給ひて用ひ給ふよし、當徳川將軍にも大坂御陣の時、伏見より久我殿へ申させ給ひ、かり給ひて御理運ありしとぞ。此矢羽いかやうのものといふことはしらねども、世の中にいふ按摩面といふ羽にたがはずと、辻氏の語りたり、久我家の目次にもことごとくくして有と云ふ。

○久我殿盲目法師を管領し給ふことは、白川院より盲目法師管領すべきよし綸旨あり、そのうち室町將軍家の末に、將軍家の御子に盲人ましくたりし比、將軍家御推舉にて、また盲目法師管領の綸旨を更に給ひ、二通とも久我殿にありしかど、中絶して盲目管領の沙汰なかりしを、牧野佐渡守所司代の比、吉良上野介など申あはせてさせしより、いまのごとく盲目法師を管領させ給ふよし。檢校の文字もむかしは建業とかけりしが、後の世檢校にかきあらためしより、勾當などいふ名目もいできたり、久我家にも盲人ありて、いま何方とか、かの元祖とするよし。紫衣きるも、むかしはなく、院中にめされし時、近比給ひしよりのことといへり、又座といふこともあたらしき稱呼なり、されど百餘年もそのこときこえたりと、辻信州かたられたり、臥雲日伴録・二水記などに建業のことみあたりたり。

○わが門人尾張名古屋の府なる小川守中といふよ

り、錢一文の半といふべきを、きなかと稱するはいかなる故、此間恐クハ脱文アラシ寸中といふなるべし、又楨の量の二合半を小ながらといふも、おもふに一升を一斤とも稱する斤を四つにして、俗に四半斤と、斤目にも砂糖茶ともに多くいへり。さて四半斤の四の字をい

みて、小ながら小半斤など名づくるなり、四の字を忌事はいとふるきならはせ、されど近くいはし、小笠原しつげうたの書に、酒の四獻といふべきを、よ獻とかけり、陰陽家の日時勘文には、四の文字をかくさへいみて、四日を二日など古字にするせり、わが管見にて附會の説なるべければ、人にもらすべからず。

○位の加階、たとへば四年の勞にて加階すべき、三年にて申請る事、本官兼官あれば、兼たる一官を辭して、四年の勞を三年にて申請事、玉葉にありとて、九條遍照金剛院准后尙實公、壬生基胤朝臣に抄出をたまひ、基胤朝臣すなはち一官を辭して加階せられたり。このこと、世の中の玉葉玉海などにはみえずと

いへり、九條殿には正紀をつたへ給ふれば、かゝることどもありしなるべし、いとたふときことをかし。

橘窓自語一終

○松尾社山城國葛野郡神供備進之時に、机の上に錦のうち鋪の如きものをしけり、是をかなにてアンハとかけり、延喜式の案輦にて、もとは机のおほひ也しを、後世あやまりて机のうへに打鋪のごとくしきて、そのうへに神饌をそなふなり、社司はあんはの字さへしらす。又此社にて日供をにぐといへり、御供米をおくまといふ、おなじたぐひなり。

○人麿影供に、御饌具にまことのものをそなへずして、木にて形を作り、そのもののごとく綵色で奉ることなりしが、先年わが南都にあそびし比、東大寺の堂舎にて、張佛具とて、かごにて形をつくり、それを紙して張て、物相の飯のごとく作り、綵色で臺にのせて佛前にそなへたるをみたりし故、尋ねとひければ、むかしより張佛供といひて、佛前にそなへしとい

へり、影供の饌具のまことのものならざるも、この類なるべし。

○いま書判といふものは、花押とも草名ともいひて、唐朝におこれり、みなみづからかきつけしことなるを、武門には、その書判を木にほりておし、そのうへを墨にてぬることになりしは、本義をうしなひたることなり。されど輟耕録に、今蒙古色目之爲_レ官者、多不能_レ執筆花押、例以_レ象牙或木_レ刻而印_レ之とみえたれば、異邦にてすでに有_レことなり。

○今江戸に猪牙舟とて早船あり、江陽屋形年譜に、天文十三辰年二月十日、江州ニ初テ早船ト云船ヲ造ラセラル、是軍ノ爲ト也、舟ノナリ、劔頭ナリとあるものは、此猪牙船の類ならんといへり。

○わがはじめ東下りし時、木曾路をゆきて、こよひは諏訪のうまやにいたらんとおもふ日、道すがらにある松茸をかひ求て、旅籠の料に駄荷馬のみほ手たつ所に、糞してゆひつけおきしを、馬子が見て

いふやうは、このこけは木曾の無鹽なり、諏訪の國にはあるまじなど語れり。諏訪郡を諏訪の國といふに、三代實録をおもひ出、無鹽といふに、平家物語の木曾殿の言葉をおぼへて、いとをかしかりし。

○出居といふは、寢殿につゞきて客に出逢所なり、上達部座とも客亭ともいへりしが、いまま東國にて出あふ座敷を出居と唱ふは、古風の残れる成べし。

○いまの座敷の床といふものは、いにしへは押板といへり、書院棚は出又机といふものなり。

○萬里小路を今は柳馬場といふことは、むかし二條の上に遊女町ありて、そこに柳の在しよりの名といへり。さだかなることはしり侍らねども、その柳を六條三筋町にうつし植、又島原にうつし、出口にうゑたりと、廓中のもいひ傳へたり。

○近江の彦根井伊家の人、都にのぼる時、三條新町の薬湯に湯治とて、いとまをこひ侍るよしきゝ傳へたり。三條新町の薬湯、むかしは有しにや、當時は跡

かたもなきに、今に彦根にては三條新町の湯治とて暇を乞、都にのぼるがならはせとなれり。

○中御門どほりを榎木町といふことは、むかし鳥丸より東に榎木やありし故なり、その木屋は我外祖母のおや里なりしが、寶永の火事にやけて、内裏の土とり場になりしのみ、この跡は池になり、また火事におほく木を焼たれば、ふたゝび家をおこさざりしなりと、外祖母つねにかたりきかされたり。池の中なる井戸は、則榎木屋の井戸なりといはれき。そのつちとり池になりし所も、いまはうづみて、閑院宮九條殿の御敷地となりたり、九條殿の庭にいさゝか池のこると聞けり、百年來にてもかくうつりかはるをみて、いにしへをはかりしるべし。

○當時この花うす紅葉瀧の水などいへば、酒のことになれり、むかし天野柳諸白などいふもおなじことにて、酒といはで、其銘ばかりをよびて酒のことになり、柳樽といふことを、柳もて作れる樽と心得た

がふ人もありときよて、かくおもひ出てかけり。

○速水小一郎といふ有職の達人、御即位の時の袞龍の御衣の考をくはしくしるし、あるかたにもちゆきて、よみきかせたる所へ、非藏人なにかしのきあひていふやう、考とはたがへりとして、しかんなりとかたる、小一郎手うちたり、この非藏人ものしりにもなかりしかど、まのあたりにをがみていふなれば、露たがはざるべし、されば文學にて考しりたるより、みるにしくはなし。

○ある人三四人あつまり、賀茂川のほとりにて茶を煎てあそぶとて、こゝかしこの名水を瓶にたくはへ、おのゝもちて、茶を煎てこゝろみたりしに、第一賀茂川水よろしと、尤さるべき事なるうへ、ほかの水どもは、瓶にたくはへてもちきたりしなれば死水也、まのあたりくみしは活水なれば、いふも更なることなり。

○津國神戸里俵屋久右衛門の家に、古筆の萬葉集を

つたへたるを校合せしたより、佐々木春行と同行して、須磨大手勝福寺の什物唐許敬宗が文館詞冊の缺巻をみたりしが、弘仁の御世のものなり。文に安の字皆安にかかり、これは當時の御諱の字なれば、はばかりて省略に安の字にせしかとおもはるゝなり。大唐六典云、其文有^レ犯^二國諱^一者、皆爲^レ字不成とあり、おほくは字の末の一畫を省けども、安とかきてはよろしからず、故に安とせしにや、識者にとひて分明にすべし。

○唐書異姓といふものは、いやしき姓をさしていへり、皇朝にていは、源平藤橘の四姓の外を、異姓とも稱すべくや、考べし。伊勢の神宮にて荒木田^レ度會姓の外の人をば、異姓の人とていまもいやしめるは、遺風なるべし。

○源空上人語燈錄に、死テ候ハン物ノカミハソリ候ベキ歟、答、必サルマジとあれば、源空の比までは、亡者のかみをそりし事なかりしにや。當世は公家武

家・神道家・儒家の外は、みな亡者のかみを剃ることになれり、可^レ歎事になれり。

○世に長門本の平家物語を、長州侯の家につたへられしやうにおもふ人あれども、しからず、長州侯にうつし有、元本は長州赤間關阿彌陀寺の什物にて、ひらがな書にせしものよし也。我門人長州萩府家七吉武多熊、命をうけてうつしたりと語れり、元本も冊子にて、詩繪の箱に二合にをさめたりといへり。

○大戴禮に見^二爾前^一慮^二爾後^一とあり、世俗にまへさきのきく人はおほかれども、うしろへ手のまはる人まれなり、慮^二爾後^一とあるに、こゝろをつくべきことなり。

○江州に武佐升のあることは人しれど、其外日野升、みやこにて、稻荷升・松尾升などのこといふ人なし、我が梅津にも、社家の鼠喰升といふこと、古文書にみえたり、稻荷升・松尾升あれども、鼠喰升は古文書にみえたるばかりにて、その寸法しられず、たよりにいふ、

江州日野にて五升といふは、賣女のことなり、日野升五升にて賣色のあたひとするよりの名なり。

○茶を煎する水は、長流水を第一とすれども、あながちにいふべからず、わが東よりのぼる時、甲州路をへて、かぢか澤にて不二川の船にのりて、舟中にて茶を煎こゝろみしが、いと味よからず有りし。

○鏡のうらに天下一の銘をほりたるあり、むかしは諸職人、天下一の名ありしを、天和元年七月、諸職人天下一號事、可^レ致^二停止^一被^二仰出^一やみたりしが、かゝみには、その比天下一の字をけづりのこせしは、まれにつたはりたる也。甲陽屋形年譜に、元龜四年七月廿九日條々の中、天下一號取^レ之者、何之道モ大切ノ事也、但京中諸名人歌合内評議任^二相定^一可^レ言上ノ事とみえたり。わがおもふに、天下一の號をとめられしより、日下一流・日下開山などいふ號をわたくしに稱することいできしにや。

○新佛を開眼供養とて法事せることあれども、まこ

との開眼をきかず、むかしは開眼供養は、佛面に開眼せしことなるべし。東大寺大佛殿繪詞に、菩提山僧正佛前に進み参りて、筆をとりて開眼したる、其筆に綱をつけて、参集の諸人、此綱に取付て皆開眼の縁を結びしと也とみえたり、東大寺の倉の寶物圖に大佛開眼筆といふものありしも、是にて知るべし。

○舞樂のはじめに鉦をふるを、振鉦といへり、振鉦と書てえんふとよむべし。吉野記に、延舞参語抄に鹽夫と書き、又樂書には厭舞ともかけり、皆假借にて、えんふといふべき證據なり。

○きつねづかひといふ者も、むかしよりありしとみえて、外記康富、應永廿七年九月、室町殿醫師高天といふもの、仕_レ狐て禁獄せられしことあり。

○八坂郷祇園社の六月祇園會前後、五月晦日、六月十八日御輿あらひとて、神輿を四條繩手の辻にかき出しはらふことあり、其日祇園街の妓女、今様のさまの風流をつくり、御社にまうづるを黎物とい

へり。此享保廿年の比より起りしと、古老のかたりたりしが、中絶して近比再興ありしより、町と新地のけじめなくなりたり。むかしに牽合しておもふに、長明四季物語に、執行の坊よりねりはじめ云々ありとおぼゆ、もしその遺風を今様の風流にせしにや、彼地の壯觀これに及ぶものなし。

○いま北野より平野にいたる切通の道は、天満宮八百五十年の時、はじめてひらきたり、紙屋川邊の二軒茶屋も、其比よりいできたりと聞ゆ。

○二條の所司代の組與方同心のすめる新屋敷といふあたりは、大内の八省院の舊跡にて、いまま珀料瓦を掘出せり、心をつけてみるべし。

○筆道に書格と筆法とあること、賀茂司直がかけるものにみえたり、書格は學やすし、筆法は及がたし。書格とは色紙短冊のかき様あるたくひ也、筆法は點畫を學び運筆を用ゆることなり。

○わが梅津の莊は、もと梅といふ地名なり、そこに

ある宮なれば梅宮といひ、又昔は近江の大江にむかへて、洛西の幅湊莊といふことになりたり、いにしへより。◎以下 缺文

○連歌師猪苗代の家には、源氏物語をよむ時に、初子の巻よりよみはじむるなり、これは桐壺の巻には、うれはしきことのある故なり、明星抄の説に、初子よりよむ事ありと覺ゆ。

○京都四條繩手戲場に、毎冬藝者ども顔見世といふことをする時、手打とて、意氣のもの打むれて、手うちほむる事あり、其人どもを笹瀬連中といへりしは、延享四年大坂戲場にて、笹屋五兵衛・瀬戸物や傳兵衛といひしものの手打はじめし故に、笹瀬の名出來たり、そののちさゝ場・大手・大笹・千とせ・藤石などいふもいできたり、皆浪花より起る名なり。

○世俗に、神社祭禮の神幸の日を御出祭といふことは、本據なきにしもあらず、長秋記、長承三年六月七日、乙酉、大雨、祇園依_二出給、主上行幸云々見えたり。

○伊勢山田藤田喜六田器の物語に、筑前國博田東長寺に、弘法大師眞跡の千字文あり、おく書に、

從_二家給_一至_二乎也、凡字淡墨、爲_二經卷皮題_一云、建武二年十二月日相_二傳之_一。小野大僧正弘眞

とあり、從_二家給_一至_二乎也_一にて千字文四百九十九字の外は缺たるとみゆるなり。田器は松坂中川長四郎韓大年の門人なり、大年は世に古書の雙鉤をくはしくせし人にて書家なり。

○四條河原の戲場は、明暦二年二月、四條の中島にてはじめたるが濫觴なりといへり、むかし貞和五年戊六月十一日、祇園執行意、四條橋をかけはじめ、新座本座の田樂を興行し、老若男女棧敷をうちて、見物羣集せしといふこと有、こゝらが芝居のおこる因縁にや。又人形唐操つくる竹田といふもの、はじめて官をさばかりし時は、目なりしが、後に大掾になることとなれり、御宣のうつし、

上卿中御門大納言

萬治元年閏十二月朔日

藤原清房

宜任出雲目

藏人右少辨藤原昭房

○經宗の祖日蓮上人、はね題目として、名號をはねかづけしを普通の事になりしが、伊勢山田常明寺に、石にほりたる題目有、これはね題目にあらず、參宮の便りに問て見るべし。

○尾張國名古屋府眞福寺は、元美濃大須にありしをうつしたる寺にて、開山能信上人、文和の比の人に、伊勢齋宮慈恩寺佛通禪寺と懇志ありしより、慈恩寺の文書を能信上人におくりし故、神書多く傳へて大須文庫にあり。又東大寺にもよしみありて、彼寺よりかりし、年經て其まゝに今も文庫につたへたりと、當住持予にかたれり。因縁ありて、この文庫の古書ども一覽せしなり、近比世に大須文庫古書といふもの、皆此文庫にあり、度會延佳神主の校合せられ

し古事記も、いまに此文庫にあり。當住持はわがしらぬことながら佛意を得し人にや、辛酉の年、金門鳥敏の祈をし給ふやととひしに、辛酉革命は道家の事故、われは辛酉の祈はせじと答へられたり。

○紀州藤代墨の事を、紀州家士村田宗五郎といふすき者に尋しには、むかし岩佐といふ所の松烟にて作りたる墨を、藤代にて奉りしなり、いまも岩佐にて墨をつくれりといへり、檜の葉を押して調じたる墨が古物なりと語れり、くはしく岩佐にてきゝたすべし。

○俳諧といふものは、荒木田守武、

元日や神代のこともおもはるゝ

といひしがはじめにや、そのうち貞徳など、世にひろくをよぼしけん。

○繪所土佐家錦花鳥をかけるには、尾長鳥に花あるはざまに、唐花をかけるが家風ときけり。

○尾州名古屋駿河町本門前町西蓮寺選譽上人は、信玄姪のよしにて、寺に信玄の旗をつたへたり。其旗

の文、

其疾如風、其徐如林、侵掠如火、不動如山。

孫子の語をかけり、旗に神號佛名をかけるは多し、かやうなるは希なり。

○比喜田盛澄西洞院下立寶大文字權兵衛の物語に、世に若狹登とて、茶人者流もてあつかふ登は、我先祖元龜年中、若狹より都にのぼりし時もちて來りしを、聞つたへたりと語れりし。

○おなじ人の物語に、本阿彌光悅は近衛三莚院信尹公に書を學びたりしが、ある時信尹公、ひとつの刀劔を本阿彌光悅にみせて、極べきよし仰らるゝに、光悅いさゝかぬきて、正宗なりと申奉りしかば、此頃うたせたる新刀なるを、正宗ときはめたるはみあやまりとて、御氣色よからざりしに、光悅あながちにみあやまたざるよしを申してまかで、廿日あまりも參らざりけり、光悅がひさしく參らざることをいかゞおぼしめして、御使を給りとはせ給ひしに、光悅かし

こまり申やうは、此ごろは病して參り侍らざりしかど、こゝろよくさぶらへば、一兩日には參りさぶらはんとこたへたてまつり、さて一兩日して近衛殿に參りしかば、御對面あり、例の物語きこる給ひしうち、光悅申奉るは、わがねんごろなるものと、君のかかせ給ひし色紙五枚あそばせし御おぼえありや、みそなはせ奉りうかひてねがひたりと、色紙五枚みそなはせ奉りしかば、御覽じて仰らるゝに、わがかきたるなりとの給ふに、光悅申やう、いまひとたびみそなはせ給へよ、これは廿日ばかり病といつはりこもり居て、おそれおほかれど御筆をまねび、わがかきたる色紙なりときこえ奉りければ、さらばとて又みそなはしの給ふには、さてよくなねびたりとの給ふ、さりながらいまだ傳受せざれば、色紙の下繪の鳥の眼に文字をかけてかきたりして、わが書ざる事しれたりとの給ふに、光悅申奉りしは、さきにわが正宗とみあやまちたるも、新刀をうつとて、正宗

に心をこめてうちし故、みあやまつと申せり。盛澄が曾祖母は光悦が孫なり、家原喜兵衛比喜田の兩家は本阿彌によしみ有ゆゑに、今も禁内の御劔を本阿彌が清め奉る時、兩家したがひてたすけ侍る也。

○同じ人に、くらまの毘沙門天尊像は、同家の比喜田吉兵衛上立賣にありと世につたへしが、いかゞととひしに、しかりといへり、いかにして傳へしとひければ、むかしくらま寺務の用金のありし比の事にやと傳へたり、いまに正月五日、くらま法師鏡餅をもち來りぬ、それへ備もどるとなん、その時法師に酒をすゝむる大盃ありといへり。

○長常といふほりもの師は、たぐひなき上手也、圓山主水應舉もゑの上手なりしが、知恩院宮諸大夫樞田阿波守といふ人、長常に小柄をほりてよ、應舉の下繪をかゝせんとあつらへければ、長常むべなひたり、よりに阿波守應舉にしかゞといひければ、すみやかに下繪をかきておくりしかば、阿波守長常の

かたにもちいたりて、下繪をあたへければ、長常いふ、此した繪にては得ほらじといひたり、いかなればと阿波守とひつれば、これはわれにほらさんとつげて、應舉に下繪をかゝせたまひしと見えて、應舉は畫の上手なれば、わがほるたがねぐせを、そのま書たり、つねにあしきたがねぐせなれば、なほさんとのみおもふ、そのくせをほらんとするは、いと

かたき事也、くせをなほさんとして、おのづからくせのほられたるはあるべしといひければ、阿波守もの上手どもの妙なるを感じて、小柄をほらすをやめたり。

○茶毘をするおんぼといふものすめる所とて、東山におんぼ坂といふ坂あり、古名は近衛坂なり、茶毘所中山といふ。もとは今の眞如堂とよし田とのあはひを中山といひ、茶毘所もありしを、神祇官吉田山にうつされしより、いまの黒谷の東に茶毘所をうつしたり、ゆゑに中山の名もうつれ、◎以下缺文

○ある人、賀茂真淵に、


鳥が鳴東のはてと思ひしに昔の道の残りけるかも

時の有栖川宮の歌なり。江戸に真淵のある事をきこしめしてよみ給ふ也といひしかば、真淵すきの道にひきいれられて、其人にてらひものなどあたへて、都にもものして、宮の御まへにも參らんとねがひしとなり、此人真淵が古風の心をおこさんとするより、たばかりのものとりたる也といへり、その人の名は忘れたれども、ありつることはたがはざるなり。

○劇場にて通札といふもの、むかしは過札といひたること、寶永四年亥十月、江戸堺町芝居の事かけるものにみゆ。關所の切手をいにしへ過所といひしをおもひあはすれば、通札といふよりは過札といふ方よろしからん。

○同劇場の段次に、大序・口明・中入・小序世話場大切などいふ、中入を大坂角中とある芝居の角にて、中入といはず、三ッ目といへり、これは中の芝居あれば、

中で入といふことをいまひて三ッ目といへり、我國の風俗にて、かゝるものまでもいまひする事なり。

○官庫に銅版の活字版あり、如し此のかたちなり。寶永の火事までは、俵に入て御春屋とて米藏あり、そこにをさめたりしが、寶永にやけたりしかど、銅版なればやけそんじざれば、とりあつめて長櫃におさめて、文庫に入られたり、わがおぼえてとり出されて、大學論語などをすらすれしことあり、伏原宣光卿物し給ひしに、かゝづらひて字をうるしこと有しなり。

○節分の夜に、内裏宿直のものに給ふ寶船の畫は、花園實久朝臣、猥字後陽成院宸翰にて、繪文字とも宸刻なり、此帝の宸刻の神代卷・職原抄・孝經などもあり、たから船の版木は、萬治の火事にやけたりしを、京極殿にありしをもて翻刻せられたりしが、いまつたへたる版木なり。

○嵯峨大井川の橋を渡月橋といへども、古名は法輪

寺橋といひて、ふるくよりあるはし也。又東梅津より上野むらにわたすはしを、上野の橋といへり、この橋は元祿八九年の比にはじめてかけたり、それまでは船わたしにて有けり。

○灌頂の時、十二天の屏風をいまたつれども、略儀なり、むかし十二天装束に面をきて十二人行列、大阿闍梨にしたがひしと也、東寶記とて東寺の事かける書に、くはしくみえたり。

○東寺の大宮通の門は慶賀門といへり、拜堂の時に出入の門なるべし。

橘窓自語一終

ひ古風なりとも、當時の人情に叶はざれば、行はれずして害あり。

○例年正月十五日より十八日まで、疫神参りとして、都下の人、石清水八幡の下院に羣集をなし参詣す、是は延喜式に、山城國河内國界祭ニ疫神とある遺風なるべし、まことは放生會の時に神幸なし奉る、下院極樂寺なれども、そこに疫神を祭ること見えたり。

○玉海、治承四年九月廿三日及同十月八日、記に、高倉宮以仁、奥州に下り給ふことあり、陸奥會津郡伊北郷といふ所に舊跡あり。又越後國蒲原郡上條郷面倉村にも舊跡ありと、門人會津家士大竹政文かたりたり。事跡の事につき、養和中の日記ありといへど、これはそのものをみざれば、うたがはしき事なり。

○葛野川の洪水の時、大井のおくより我が梅津川のあたりまで、水中を牛のごときもの下り、水のひきがたには、又水中をかみへのぼる、いとおそろし、水さか立ちてゆけり、牛のごときせなかのみえて、誰

○三月十日、今宮の安須禮祭の歌を色々にいへども、唱歌は大嘗會の田歌のうちをとりてうたふ也、寂蓮法師の眞跡にて田歌をかけるを、今宮に所持せり、されど小片にて全本にあらず。同小片の市中にひさぎに出したるをみて、予慕しおきたるあり、田歌の全本よにうつしつたへたるをみてしるべし。

○玉露叢といふ文に、慶長十九年四月九日に、羣書治要貞觀政要續日本紀延喜式、右ノ書籍ドモ御前ヨリ出ル、五山衆に拔書セシムベシト云々、是公武ノ諸法度ヲ書スベキトノ御事ニ仰出ルト也、此儀金地院崇傳道春等ウケ玉ハルとみえたり、又延喜式版行の後に、京都にて版行を掃除被ニ仰出ニしことありと、書肆竹苞樓かたれり。

○行禮不可必泥古、宜因人情節文之、たと

人も面をみたる者なし、むかしより河伯ならんといひ傳へし。江陽屋形年譜をみるに、元龜四年三月十九日洪水、江州ノ所々ノ川水九合ニ成テ、田島等多損、野須川ヨリ如牛ナル物ハニアガリテ、落合ノ堤鳴、其聲モマタ牛の鳴ガゴトシ、黒雲下テ、彼牛の如キ物トリ卷テ虚空ニアガル、種々ノ説ヲ云、前代未聞ノ珍事共ナリとあるものも、葛野河に出るも此類なるべし。

○東梅津村大梅山長福寺の地主梅津左衛門尉は、藤原二階堂の流の人也、いま東梅津村大崎寺といふ寺に、左衛門尉が墓として、大きな石塔あれどしからず。此塔は今時より六七十年前まで、東梅津村北の出口の野中にすたれてありしを、必定左衛門尉が石塔ならんとて、長福寺の寺僧、百姓に命じて大崎寺にうつしたり、そのうつせしをしれる古老の物語にてきけり。長福寺にて左衛門尉を山主といひてあがめしよし、梅津は此人の開發せしと傳へしやからあり、あ

やまりの甚しき事なり。我梅宮の鎮座まし／＼たる時のむかしは更也、夫よりはるかのちに、貫之の春の梅津とかゝれ、榮花物語に大津梅津の材木とあるなど、いかゞいはん、左衛門尉開發とはをさなきいひことなり。

○おなじ長福寺の開山大幡國師は、久我中納言具房卿の次男たるよし、行狀記并寺に傳來せしが、久我殿の系圖にはしからず、堀川中納言具俊卿の五男、後岩倉内大臣具親公の弟道俊號月林、梅津長福寺祖。とあり、いかで寺には傳へあやまりしにや。

○西行法師より吉水慈鎮和尚へ、宮城野の萩を參らせられし、いま青蓮院御宮の庭にかれせずあり、油小路六條坊門下の西側に、堀川御所の薄の残れるもあれば、うたがふべからず。

○太平記新撰平宮著事。六間ノ會所ニハ、大紋ノ疊ヲ敷、内へ本尊脇繪花瓶・香爐・鐘子ニ至ルマデ、一樣ニ皆置調へテ、書院ニハ義之ガ草卓ノ偲、韓愈ノ文集とみえた

り、この義之肉書のつたはれるといふは、希代の事なるべし、今も伏見里京町下村俗云大丸屋。にあり。予寛政六年四月十八日、下村の家に至りみたりし時、同行のうち蔭田喜六にあとらへ、臨書を得たり、鑑の奥書、宋の蔡襄をはじめにて、東坡居士その外常清朝までの人の極めあり、又太平記に會所とあるは、世の座敷の事にて、押板とは床なり。

○梅津の北ひがし、安養寺村のひがしに、大石村あり、この村の竹林の中に大きな石あり、京大佛殿の石垣の大石も、こゝより出したるありといへる也、石よりおこりて、村名も大石といふ成べし。

○武者小路實蔭公をさなかりし比、眞盛豆を賜ひし時、古歌を翻按して、

君が代は千代にやちよにさされ石のいはとなりて、こけのむす豆とよませ給ひたりときけり、歌仙になるべき人は、をさなかりしよりかくぞ有ける。

○寛政造内裏、紫宸殿の賢聖障子の服飾を、柴野彦助

考られて、住吉内記畫してもちのぼりし時、彦助住吉を具して、京都の神社及南都の神社のふるき調度文書などうつしけり、これは正徳元年正月台命家宣公。にて、新井筑後守まだ勘解由と申せし時上京、洛外諸神社の舊記寶物をみし先蹤ときこえたり。寶永七年の冬より正徳元年の春に至りてのことときけり。

○大和國大安寺縁起の奥書に、

寛平七年八月五日

俗別當遣唐大使中納言從三位兼行左大辨東宮權

大夫侍從菅原朝臣

大和國長谷寺縁起奥書、

寛平八年三月十日

執筆遣唐大使中納言從三位兼行大辨東宮大夫式部大輔菅原朝臣道眞

とみえたり。大安寺・長谷寺とも天神の眞跡といひ傳へしかど、長谷寺縁起のかたまさりてをがまるゝ也。さて寛平七年に春宮權大夫にて、八年に東宮大夫と

みえたれば、七年に權大夫にて、八年に東宮大夫に轉任し給ふやと思ひて、公卿補任を考ふるに、

寛平八年、取要

中納言正三位藤時平年廿五春宮大夫右大將

中略

從三位菅道一御年五十二、春宮權大夫、八月廿八日、兼民部卿權大夫辨侍從如元(止大輔)。

遣唐大使中納言從三位兼民部卿左大辨春宮權大夫菅原朝臣宣奉敷。七月廿一、私所注也。

とみえたり、縁起と公卿補任と參考すべきことにこそあれ。又長谷寺縁起の末に東宮大夫時平とありて、菅公の御位署も東宮大夫とありし也、不審なる事也。○江戸人谷文晁の物語に、伊豆國に伴大納言ながされし跡、名賀郡善魚村といふ所に善魚寺あり、今善名寺とあらためたり。そこの古佛像の背面に、

伴氏二親生靈

善魚
善足

とあり。善魚善足のふたり、考もあらんやととひおこせたりしに、ふみにこたへてつかはしたるに、善魚は善男にてあるべし、善足の事考べしといひつかはしたり、寛政^{○脱字}アラン年九月のことなり。

○梅津の田地の字にべ、木と云あり、べは漢名麤桃なり、かやの類にやといへり、今もべ、木ありし所は、いさゝか塚のごとくにたかく、しの竹生たり。

○東寺に所傳の應永廿六年七月寺領を、檀中につきて圖をみるに、嵯峨渡月橋を法輪寺橋とし、一井堤法輪寺橋の下にあり、二井堤いまの所、三井堤今の梅津井堤、さて山田のわたしのむかひ、松尾の堤の西を馬場島といへり。いまの五箇の井堤を五箇莊井とし、今井の堤を十一箇郷號^{今井溝}とあり、今のほん田の井堤を醍醐の田井とす、桂の渡し橋なり、其外當時とさのみかわれることなし。

○久我殿に傳へられたる文書、

補^補任洛中傾城局公事、爲^爲御家恩^{御家恩}勢多方^{勢多方}維^維被^被

るものの刑戮に逢とて引わたさるゝ時、五條寺町何寺とかやいふ寺の住持、さだまりて此辻に出むかひ、十念授し例なりければ、かく名づけしとぞ。是には引かはりたることながら、大宮今出川の辻を千兩の辻といへり、是は毎夜々々糸原町へ下京より糸をあきなひて、料金をおのゝ持歸りしが、千兩にすぐるといへり、必此辻を持つとほるゆるに、千兩の辻と名づけたり。

○金閣寺のほとりに、一間に九尺ばかりなる石あり、鏡石といへり、此石、一條鏡石町にありしを、こゝにうつすといへり。

○琴譜をかけるに、仁智の名あることは、琴の底を沈智といふより起れるなるべし。

○寶永の比、風早中納言實種卿參院させ給ひしに、三伏の暑月なりければ、非藏人何がしに、水をめしつてのみ給ひけるに、うしろより頂をつまみて、やとおどろかすものあり、誰やらんとみ給へば、院わ

仰付、就^就不儀^{不儀}御改易之上者、如^如先規^{先規}竹内新次郎重信被^被仰合^{仰合}事

右以^{右以}人所^{人所}致^致宛行^{宛行}實也、仍^仍御公用^{御公用}年中仁拾五貫文宛、於^於有^有其沙汰^{其沙汰}者被^被仰合^{仰合}訖、若就^{若就}無沙汰^{無沙汰}者、雖^雖爲^爲何時^{何時}可有^{可有}御改易^{御改易}者也、仍補任^{仍補任}如^如件。

大永八年^{大永八年}戊子六月二日

春日修理大夫仲康判

竹内新次郎重信は、いま堂上の竹内殿の先祖なり、この洛中傾城局はいづくに在しか考べし。むかし柳馬場に傾城屋ありといへども、是は享保十年江戸新吉原名主又右衛門注進の書付をみるに、其比京都より萬里小路柳馬場と申所に傾城屋有しと、是は原三右衛門と申者、天正年中に取立云々あり。されば柳馬場傾城やにも侍らず。

○今盲人及婦女の彈て十二組の歌などはするを筑紫琴といへども、しからず、歌琴といふべし、筑紫琴は大内義隆のみ出し給ひて、別に譜ありといへり。

○東洞院松原の辻を十念の辻といふは、むかし名あ

たりおはしまして、實種が老後に冷水をのみ病にやなりなん、かならずさなのみそと仰せられたり、寵遇のあつきおほんめぐみを、みまかり給ふときの辭世に、

かたじけな我後の世に忘れても花より外に水な手向そ

○歌學者流に古今集傳授といふことを、いろくさたし侍れども、凡下のもののおながなることはいふべからず、そもくその起りは、ふるくきこえたれども、近いいはゞ、元龜三年三光院實枝公より藤孝へ、藤孝より八條智仁親王中院通勝卿三條實條公、烏丸光廣卿三條實國卿など五人へつたへられ、又慶長十九年五月、於^於駿府^{駿府}冷泉中納言藤原爲光卿より、東照宮古今和歌集の奧秘をうけさせ給ふこと、烈祖成績にみえたれば、凡下のもののおろそかにいふべからず。その後將軍家光公の御時、中院通村卿を召て古今傳授ありたきよし仰られしかど、此儀は公家の祕事にして、容易に武家へわたし難き物なり、おぼし

めし止まりたまへと傳へざりしかば、御心よからで、三年歸洛を御赦なかりしに、

ゆくたに身をばさそはでなくは袖の露とふむさしの月と詠し給ふを聞めして、いと尊みいつくしみて、都へ歸し給ひしと、古老物語にあり。通村卿は東照宮の傳授させ給ひしことをしり給はで、かくの給ひしか、又故よしありて申されしにや。また高津の阿闍梨契冲法師、歌學を今井似閑と云者に傳へられしに、似閑も穴賢の達者なりしが、其頃の宗匠中院内府通茂公を我隠栖へ招請せられしときに、似閑そと古今のことを云出されたれば、通茂公御答に、似閑は故實記録を大分所持なれば、古今不殘合點しぬらん、古今不殘合點ゆくこそ即傳授なれ、その方たち、傳授と云事きつと有様に思ふこそ不審なれと宣しと、堀景山不盡言にみえたり。中院殿には代々かやうにの給ふこと、故あることとおもはるゝ也、また中院通茂卿江戸にとまり給ふとき、都へ歸し給はざるを歎給

ひて、細川何がしに給ひし御狀、今も細川藏人大夫常芳の家に在といへり。

○鯛の大小をいふに、目の下何尺といふことをいへり、ふるくいふことと見えて、春日社神殿記、應永二年正月十九日、タイ三枚、但タイハ目ヨリ下一尺二寸とあり。

○異邦に烟花陣といふは、妓女の樓のこと、春色堂といふは戲場のことなり。

○寛政十二年正月、公宴御會始に、小坂殿の御懷紙、香久山哉亦當吉摩騰里迺春霞安羅衣比立流敵火耳梨なま

と萬葉書にせさせ給ひしを、奉行冷泉中納言爲章卿よめざるから、小坂殿へ尋ねられしかば、ひらがなをつけてよみ解て給はりしときけり。歌道の家に生れし人の、不覺なりしことをかし。

○正保四年伊勢公卿使御再興のとき、宸筆の宣命の様を内記しらすして、神宮へ尋とはせ給ひしとい

へり、この時奉行柳原資行卿にて、記に見えたりと、入道前大納言紀光卿かたりきかせ給ふ。

○和歌三神、住吉社・天満宮・玉津島姫社のみはしらたること、後奈良院宸記にあり、中御門宣胤卿など此御説のごとくに神號を染筆し給ふこと、記にみえたり。

○大和法隆寺什物に同朋法華經あり、予先年京都檀王法林寺にて開帳のとき、したしく此經をみることをえたりしが、七卷法華經小楷にて、奥書云、

長壽三年六月一日抄訖

寫經人雍州長安縣人李元惠

於揚州敬告此經

とみえたり。皇朝持統三年にあたりて、大唐にてかける寫經なり、文字みな武后新所作字を用たり、比類なき物にこそ有けれ。

○辨慶の七ッ道具といふものを、おひたる人形有しが、諸書當用抄北島家の記也。云、七ッ道具、先具足、同かた

な、同太刀、同矢、同弓、同ほろ、同かぶと、是をいへり、いまいふ七ッ道具は、これより誤り來れるか。

○鳥養流の書家は慈照院祐筆飯尾彦六左衛門におこる、鳥山流は慶長年中鳥山孫兵衛におこる。

○世に不成就日とて、何事もしはじむることをいひ日あり、陰陽家の勘文には、みえざることとおもひしが、難波戦記大全卷之二評にいはいく、世に不就日あり、三二一四六と次第して、正月に始り六月に至り、又七月に始り十二月に終る、各上旬の日を以て七日隔て、又第九日なり、たとへば正月は三日十一日十九日廿七日のごとし、是則慈覺大師の勘狀にして、山門寺門兒喝食さてもともに知る所也と見えたり、これら本説の據なるべし。

○土佐又平、浮世又平などいふは、大津繪をかきはじめたる人にて、畫所の土佐流にはあらず、其父荒木攝津守といふ人にて、信長に仕へて軍功あり、信長攝津國をあたへたりしが、信長の命にたがひて自

殺せし時、又兵衛二歳の小兒なりしを、乳母いだきて、いまの西本願寺の子院にかくれ、母の氏をかり岩佐と稱せしが、成長の後、織田信雄につかへ、畫をこのみて一家をなし、當時の風俗をうつすことを得たるより、世の人浮世又兵衛と呼べり、又又平ともかけり。

○年貢の事を物成といふより、年貢の外の物成を、小物成・横物成ともいふこともふるきことなり、風土記・殘關遠江國濱名郡白菅の條に、横貢は諸鮮魚云々あり、その外にも横貢といふことみえたり、よこものなりとは横貢のこと成べし。

○東照宮公家十七箇條のうちに、甘御衣といふもの、有職者流の難儀にて、紀宗直朝臣が其子備前守にかせたりし庭響録といふものに、山槐記を引て申されしかど、おだやかならず。予考るに、遊庭秘抄云、後宇多院新院と申ける折にや、富小路殿大柳かぶりの本に、香のひとへなるかむの御ぞに、つま紅の扇と云

云、同遊庭聞書云、後宇多院香のかりぎぬのうへに、つまくれなのあふぎと有を參考して、甘御衣は御狩衣のこととすべし、甘の字義も考あれど、あまりに臆説ならんとかきもらせり。

○北倉大雲寺の牛王は、佐理卿筆なり、得てみるべし、宇治の白山には久安年中の牛王有、これらをも考ずして、神道者流に生土の文字などと牽合附會せるは、用ゆべからず。

○伊奈備前守忠次は、もと佐藤某が家につかへて熊藏といひし頃より、田園の事、心ざしふかかりしが、終に御治世ののち、檢地の事をつかさどり、いま備前檢地といふやうになれり。

○朱子語類三十一に、自秦漢以來奴僕主姓とありしが、いまま町家の手代など、みな主の家名をつけ侍るは、此類成べし。

○沙石集の中に、行基菩薩の遺誠の文に、世にしたがへば望あるに似たり、俗にそむけば狂人のごとし、

あなう世中とは格言也。

○冷泉爲久卿述懐の歌に、

とにかくに時にそむかぬ心から世にしたがへる身こそやすけれ

とよみ給ふを、靈元帝賞美し給ひ、宸翰を染てかきくだされしといへり、いと有難こと也。

○大極殿は大安殿にて、おあてといふべきを、嵯峨天皇の御名にふるより、大極殿とのみいふことになれるにや。

○皇朝に僧の醫もふるきこと也、續日本紀、韓廣足者役小角弟子也、聖武天皇めして大醫とせさせ給ひしことみえたり。

○抱朴子曰、才不逮強思之、力不勝強舉之傷也と云々、五雜俎にも、人に天分限あればしふべからずとあり、わが力におよばざることをしひてなさんとする時は、必仕損じ侍れば、つゝしむべきことなり、寶永三年、西九世子の御歌、

草のはのほとけにおくつゆの玉おもればおつる人の世の中

とよみ給ふ、むべ也。

○還初道人が榮根譚云、好利者逸出於道義之外、其容顯而淺、好名者竄入於道義之中、其容隱而深とあり。市人の利つよき者よりは、學者の名聲をこのむもの容あるは、中々まされり。

○今昔物語廿四。今昔小野篁といふ人有けり、事ありて隱岐國に被流れる時、舟にのりて出たつとて、京に知たる人の許にかく讀て遣しける、

和原八十島かけて漕出ぬと人には告よあまの釣舟

と、明石といふ所に行て夜宿て、九月許のことなりければ、明髯に不被寝して詠居たるに、舟の行が島がくれするをみて、哀とおもひて、かくなんよみける、

ほのくぐと明石のうらの朝霧にしまがくれ行く舟をしぞおもふ
といふて泣ける、是は篁が歸りて語るをききて、語りつたへ侍ると也とみえたり、これにてほのくぐの歌のこと分明なり。

○下學集に、なまさぶらひなまをんなと有は、生侍・生女とて、ものの熟せずしてなま／＼しきと同じ詞にて、未熟侍・未熟女といふことなり、青侍・青女房などといふも同じ。是又今いふ實入なきを青田といふにおなじことにて、未熟のまだしきをいふ。

○鳥羽僧正の戲畫、陽物くらべ放屁卷、世にうつしを傳へたりしが、寛政九年十月三日、富小路三條上る西側白粉やにて、本紙展覧することを得たり、流布のうつしとは、こと葉書もおほくして、筆勢大きにすぐれたり。ある人の物語に、醍醐山某院に男色の卷有といへり、實否しられざれども、尋てみるべし。

○浄土宗の僧の出世の時、女房の奉書の文に、盆香合まいり候とあるは、當時盆香合は參らせざれども、室町將軍の頃には、僧俗とも幣にたく盆香合をせし故、それより流例になりて、今有名無實なれど、盆香合とかけり。

○ふるき色紙の下繪に、こがれたることくみる下繪

あり、焼繪といふものにて、烙印のごとくに、下繪の形をつくりて、それを火にやきて押たるものとみえたり。嵯峨清涼寺融通念佛緣起下云、承安の頃云々條、番帳をみれば名字の下ごとに判形有、いろはの文字を書損せるがごとし、其色焼繪をしたるに似たり。

○さくら鯛といふこと、續詞花集第二十の歌に、
春ことに櫻だひとぞきしかど梅をかざせるかぞつきにける

○萌木染をよもぎもちと俗稱せるも、新しきことにあらず、奇異雜談集云、五條足輕云々、隔子のもののかたらひに、よもぎもちの十徳かたなわきざしにてやとをいつとみえたり。

○甲子改元は、村上天皇康保元年以降のことなり。

むしならぬ身のふゆごもりのまどの中に、うづみ火の炭さしそふるを手ずさみとしつゝ、かしのみのひとりごちせることどもかきつけければ、三と

ちの冊子となれり、こは人にみすべきためにあらず、行末の夏とり出で、ひるねの友とせん料にしるしおけるのみにて、さきに梓にせし香果筆記のたぐひとおもふべからず。

享和元年辛酉

○吳子曰、必死則生、幸生則死といへり、軍にかぎらず、何わざをせんにも、命を的にかけてなす時は、至らざることなし。

○初午にいなり山の樗蒲を、ある俳諧師が、

初午やかつ色みする梅花

といふ句をせし、よき句とおもひしが、太平記千劍破城の條に、長崎九郎左衛門尉師宗が連歌の發句に、
きゝ懸てかつ色みせよ山櫻
とせしをとりしなるべし。

○住吉内記廣行の家にて、年中行事の卷十五卷見し、目六。別記故略之。

○水戸總裁立原甚五郎萬といふ人、入京の時わざわざ子が家にとひ來りしが、物語のついで、我が水戸中納言源光因卿醫師板坂宗膽、彰考館に侍りし頃、公

橘窓自語二終

命をうけ給り、みやこにのぼりし時、油小路大納言殿にまみえて、三種神器は今に内裏におはしますにやと問ひ奉りしに、大納言殿まづあるじやげなと答へ給ふよし、宗膽京より水戸へ申つかはせし文ありといへり。おほけなき事、されば大納言殿のこたへ給ふやう、いとおもしろき御答なりと、宗膽も感じ侍るとなん申せり、此宗膽は、萬葉集の事をもうけ給はりて物せし人なり。

○伊勢五部書といふものは、偽作のよしをいへれども、たとひいつはりつくるものにもせよ、いとふるきなり。荒木田久老神主の物語に、長官に補任せる時に、家々にはいとふるき五部書あり、うら打にせし反古、みなそのよの文の反古にて、うたがひなき古物なりといはれしが、近頃予が手に入し寶基本紀一卷あり、うら書をまことのうら書にせしうへ、うら打の紙を見るに、權禰宜の文書にて、徳治二年十二月とあり、徳治は四百九十餘年になれば、其ひさしき事し

るべし。五部書にいまの世の古學者流の不甘心の説どもみえしより、あらぬもののやうにいひなせども、あながちに誹謗すべからず。

○卜部家十八神道三檀行事などいふこと、近來の神道者流にいやがる事なれども、昇平のひさしくして、文華のいたれる事かなるべし。天文の頃より又慶長元和年中までは、諸社ともこれを用たり、賀茂註進雜記は延寶八年三月の註進なりしが、夫にはまた神道行事諸具大壇打・増水器などいふも見えたり。我梅宮にも、九條行家公吉田より傳授し給ひてのち、ふたび神道行事の諸具次第をそへて下したまひしを、予今つたへて社物となれり、稻荷社なども、荷田東満より社式をあらためたりときけり。

○南都東大寺正倉院の三藏の事は、寶物の圖にあれば人よくしれども、油倉あることはいはず、油倉にも古文書のをさめて、いま世に典藥寮の印ある文書のうつし、油倉にあるなり。さてこの油倉二つ有て、二つ

倉ともいへり、三藏にむかへて二藏ともいふならん、二つの油倉、一つは元祿年中、東南宮跡にうつつ。一つは安永年中大破におよび、木材をたゝみて、大佛殿の東廻廊にあり、むかし造立の年記はさだかならずといへり。たゝみたる油倉にをさめしものは、若宮八幡の倉にうつつたりと、八幡神主紀延興朝臣物語せし也。

○本願寺一向門跡、五月五日のいはひ粽は米粉に餅米粉をませて、一本の料粉一升づつ、眞薦まきこにてまきたり、白粽一本、黄粽一本なり、黄は山梔子、忍冬、甘草の煎汁にて作るといへり、故よしあることにや考べし。

○伊豫國道後の温泉は中絶してありしを、當杜山城主の入國の頃より、ふたゝび涌出るといへり、しかればむかしのゆ、また聖徳太子の湯の銘など、さだかに有べきこととおもはれず。

○本願寺門跡に正月元日酒海しゅかいといふことあり、是は元日門主に下間何某しもつましたがひて、親鸞上人の像の前

へ酒肴を參らすことといへり、彼寺にていたく秘し傳ふる事ときけり。肴は熨斗鮑おひひとかきけど、さだかには祕事なればしらす。酒海とはもとは酒をたゝへし器物なるを、いかでこの酒肴供進の事を、酒海といふにや。

○平野社御再興ののち、社家三軒、一人は土著の人伊藤家、一人は春日社司中西家、南都より來る、一人は吉田社氏人鈴鹿家と、三軒に定められしかど、往古は吉田の社司より平野社司かねたりし也。康富記、文安六年四月廿二日、平野祭、娶前預兼尙宿禰、今月初死去候間、神主兼種兄弟令_二蟄居_一、家兼帶之故也と見えたり。預とは職名にて、春日社及平野梅宮等にも預の名あり、皆々神樂氏人の參る社に、預といふ名あり、考あれどもらせり。又稻荷社に御殿預の職名あり、これは他社の預といふものとおなじからざるやうに考らるゝなり。又平野社は、亂世に大に荒廢にをよび、社家伊藤家のみありて小祠を專護せしを、

當將軍家に至りて、いまのごとく再興せられ、方境のさだめも、たしかにせられたり。さるを俗に平家の神のまし／＼たるなど、さまざまに説をいふは、信用すべからず、中院通秀卿の記には、源氏の社にてもおはします事、たしかに見えたり、源平大江などの氏神にてまします也。

○伊勢神宮御師、それ／＼の御師の諸大名より、大紋直垂をおろして著用参宮す、不甘心の事なれども、つねとなれり。又東國太平記九之卷、蒲生飛驒守秀行以使者示岡野左内志賀布施事條云、蒲生秀行ト申ハ童名鶴千代、其後藤三郎ト號シ、蒲生氏郷ノ嫡子ナリ、中略斯テ中納言秀秋諸將ト俱ニ勢州津ノ城ヲ攻落シ、美濃ニ打出テ、南宮山ノ城ヲ構、中略南宮ノ禰宜右衛門大夫ヲ使ニシテ申サレケル^{中略}。秀秋彼禰宜ヲ陣所ニ呼入テ對面セシニ、禰宜ハ立烏帽子ニ大紋直垂ヲ著シテ祇候シタリ、秀秋申サレケルハ、中略筒様ノ使ニハ名字正家ノ子ナドヲコソ立ラルベキ、長袖ノ使者

以テノ外不審トアツテ、神文ヲ返サレケル云々あり。伊勢の御師の家にある古文書にも、長袖といふことみえたり、彼是を參考すれば、社家は文官のうへ、公家様の者にて長袖なるを、近世やもすれば社家武家様をならひ、神事祭禮の供奉に鎧長刀をもたせなどするは、あらぬわざといふべし。

○扶桑見聞私記、盛長私記といふもの、祕事のよしいへども偽書なり。享保年中加藤仙庵もとの名は須磨不音といふものいつはりつくるなり、偽事の證據もあれども、別にしるせし故こゝにいはず。

○東梅津村大崎寺、もとは梅宮神主寺也しかど、今は長福禪寺に附屬し、神宮寺は長福寺塔頭正法院瑞光院の二院より兼帶せり、近頃は瑞光院のみ兼帶になれり。御本地佛といふもの四菩薩ありしが、今觀世音一佛のこりて瑞光院に安置す、俗に檀林皇后の御爪をさめたりといへども、信用すべからず。一卷の縁起あり、逍遙院實隆公眞跡也、おなじく瑞光院

に藏せり。

○仲哀帝は倭武尊の御子にてわたらせ給ひしが、倭武尊薨じ給ひて三十八年のちに、降誕しましませしにあたり、この外にもこの類おほかれれば、日本紀をみて、凡下のものみだりに不審をこそども、あながちの穿鑿は、救撰のものなればつゝしむべきことなり。便りに云、近世津國池田にすめる僧、わたくしに日本春秋といひて、歴世のことをかけり、春秋の名をつけたりしこといかにぞや。

○天明回祿已前まで、あるやごとなきわたりの御殿の襖障子及天井の繪、狩永徳がかける畫、そら飛鷹の間といふあり、襖障子にはあしに鷹をかき、さて鷹の飛立いきほひなるかたもあり、天井に鷹の空とぶ、下よりむかひみるさまに、鷹の腹つばさのうらをかきたりける故に、空とぶ鷹の間といふよし、藤井維濟といふ人物語せり。近世圓山應舉など、孔雀の飛さまを巧にかけりしかど、こゝにはいまだいたらず、む

かしより巧なる畫様あるものなり。天龍寺塔頭某院の書院の楮戸の畫、探幽のよしにて、李白のみかきて瀧なし、是は嵐山の今の戸無瀧の瀧に楮戸むかひし故、その瀧を李白むかふさまにかけり。此院やけて、今新造ののちは、まさしく瀧に杉戸のむかはざること無念といふべし、これら畫工のたくみあることしるべし。

又池坊某、七月七日六角堂に立花のありし時、某下くせ計いけて、正心松なかりしを、座中の人々とひければ、先刻東に見しを此處に置くべしとて、障子ひらきければ、東に好枝ぶりの松一本あり、座中皆感心賞譽せしと也。

○親王家京極殿は、もと今出川御門のかたはらにまし／＼て、八條殿と申せし、今も八條殿町といふ名のこれり、さるを八條宮ののち御早世の宮の多くありければ、靈元帝の御子いらせ給ふ時、石藥師御門の南側にうつし給ひ、八條殿を京極殿とあらため給ひ

し也。又諸大夫生島家は舊家にて、もと伏見殿諸大夫なりしを、八條殿に殿たてらるゝ時に、伏見殿より八條殿にわたられしとぞ、天正の頃のことなりけり。此生島家に毎年十一月朔日、近江國より奉る郁子を取つぎて、内裏に奉る家也。

○古今著聞集^{釋教}第二に、神祇權少副大中臣親守が、年來大般若一筆書寫の志あり云々と見え、又松尾社御本地堂に今もをさめたる一切經は、社家の寄合書也。二三卷をみたりしに、奥書に云、

大方廣佛華嚴經卷第五十六

天台山西塔院東谷東林坊ニシテ一交丁 僧相順
松尾一切經之内 朱書永治元年十一月三日以伏見本一重交丁

永久三年七月廿七日書寫了 執筆中原雅遠
願主神主秦宿禰親任 於三歲任權神主、於二十三歲任神主職。
親父秦宿禰賴任 悲母尼妙蓮 外姑尼

妻中原氏 一男權神主秦宿禰賴親

姪婦秦氏賴經女 二男權禰宜秦親元

女子秦大子 智月讀禰宜秦相元祝相眞一男

女子秦中子 同三子 伯父祝秦宿禰相眞

次伯父禰宜秦宿禰賴繼

舍弟月讀祝秦宿禰賴元

次舍權祝秦宿禰賴貞 目代小野是依

願以書寫力 上祿并結緣 上中下衆生

現世身堅固 所願皆御就 後生生淨土

同修普賢行

とみえたり。一切經の卷ごとに、このたぐひの奥書あれども、數多にてうつし得られず、さて經の折紙及墨痕の古色、いふべからざるめづらしきもの也。又いま松尾月讀社の社司家は押見氏なるを、中頃松尾社司より養子せしより、秦氏となれりといへども、秦氏になれることも、近きこととはみえず、此經永久年中すでに秦氏なり、おく書に智月讀禰宜秦相元といふ

人を、月讀社司家の系譜に考れば、相元從四位上に

て、久安三年八月七日卒とありて、時代もよく叶へり。此社司の押見氏なりといふは、日本紀顯宗天皇卷に、壹岐縣主先祖押見宿禰侍祠と出たるよりのことなり。佛教とはいひながら、鳥羽院永久の墨痕を、六百五十有餘年の今みる事は、珍重なりといふべし。

○伊勢國伊射和富山與惣兵衛が家に傳しを、いま津國神戸俵屋久左衛門に所持せる古筆の萬葉集は、海内の銘物なり、予先年荒木田久老神主とともに神戸を問、ねんごろのものとして校合をとげたり。又これよりさき寛政七年の冬の頃、くはしく富山家より筆者のことをいひおこせしを、左にしるす。

萬葉集

- 第一二 世尊寺行成卿 四 源俊賴朝臣
- 六 寂蓮法師 七九 四條大納言公任卿
- 十 俊賴朝臣
- 十二十三 後嵯峨院皇子宗尊親王

十四 藤原光俊卿 十七 公任卿

十八 俊賴朝臣 十九 公任卿

二十 宗尊親王 以上十四冊

右之通銘々可爲眞筆、最可謂稀有珍奇者矣、依求記之畢。

享保三戊戌年

菊月下浣

神田道伴 名乘判

筆記

一享保十三戊申年八月、御園意齋ヲ以、上代萬葉集、梅宮殿ヨリ靈元法皇被奉レ備^レ叙覽^レ候處、上代之古筆希有之筆跡、公卿共見置ヨト有テ、繪旨御感之餘、右之内三冊禁庭ニ被^レ留置、其後梅宮殿ヨリ清水谷大納言殿へ書簡相添戻、右萬葉集持主記録所へ被^レ留之趣、御園意齋ヨリ和田榮詮承^レ之筆記ス。

享保十三年戊申九月

皆被^レ入^レ御覽^レ候舊本之萬葉集之内、三冊被^レ留^レ置^レ御前、只今被^レ返下^レ候、希有筆跡共御感之御事候、此

等之旨御沙汰候也、恐々謹言。

九月二日

共方

清水谷前大納言殿

此書付神戸にても萬葉集にそひたるをみたり、被_レ留
たる卷には、富山家の手にいらざるまへの事なれば、
しれず、しかるを有栖川宮に古筆萬葉四冊ありとい
へり、おそらくは被_レ留しは此本なるべし。清水谷實
業卿、梅谷は□□共方、清閑寺殿、御園は針博士御園
家の先祖なり。さて考るは、この萬葉集打墨紙の粘葉
本にて、行成、公任已下時代の人の寄合書なるを、道
伴の極はあらぬことをいひし也。又此本を近世校合
せる萬葉の本に、元暦本といへるも、これは元暦年中
校合のおく書あるを元としていへども、書しは元暦
よりいとふるきもの也。我が萬葉集方人せる僻にて
いはゞ、順がよみをかれし元本をうつせしものとも
いふべけれど、數奇の僻にてみしなれば、しかにはあ
るべからざれども、いとふるきことは、これにまさる

はあらしとおもはるゝもの也。又近世の人、萬葉集
の卷々の次をあらため、草書にかけるものなど考て
いへども、皆しからず、卷のついでも今の版本のごと
くなるうへ、書體は眞行草交みだり、是は草子もの
なれば、みあかぬ料にかくかける也。書法にて當時も
朗詠集などかけるにも、此心得あること、入木道家の
傳有、眞行草のほか楷書もまじれども、全くの楷書
にはあらず、本邦古來より全くの楷書といふものは
まれなるうへ、能書も専ら草書のこととせしにや。
玉烟堂法帖にも前中書王兼明親王の御書を子昂がほ
めたるに、日本書如_二唐人_一、學_二王筆_一已としるせし
など、考あはせてしるべし。

○聖德太子眞跡の舊事紀、津國四天王寺に在しをつ
たへて、田舎にもちたりしを、先年一向宗の僧もち
のぼり、都の油小路六條あたりの一向宗の寺院に質
とせしを、近頃うり侍るとて、予がかたにも、人を
かへて二度みせに來りたり。その奥書に云、

先代舊事本紀第十

國造本紀畢

推古第廿七已歲

三月中

豐 敏判

とて御花押あり、日月寶光の印とかいふといへり。
うたがはしきものはなはだしきものなれば、とふて
全篇をもみず、たゞかりそめに國造本紀をよみたり
しに、いさゝかづついまの版本とは異同あり、其一
つをあぐ。

丹波國司、諾良朝御世和銅六年、割_二丹波國_一、置_二丹後
國_一とみえて、丹波の文を脱し、丹後の字もなし、み
な異同此類にて、誤字脱文のみおほし、これにて全
篇をおしはかりしるべし。無益のことをしるせる
やうなれども、後の世に太子の眞跡の舊事紀ありと
いふにおどろかさるゝ人も有ん爲に、かきおく也。

○佐理卿、七徳舞絹地に下繪あり、卷物にて終示_二子
孫_一といふところまでかゝれたると、行成卿の朗詠集
二卷と二品、元祿六年六月近衛殿にて拜見せしと申

す人の物語あり。ある古老傳へて、又いひきかせた
り、今に近衛殿にはあるべし、大臣の畫卷物とて、大
臣の眞影を信實朝臣の子孫豪信法師の畫せしも、根
本は近衛殿にありと聞り。
○相撲人等、野見宿禰の故事を引て菅原家をとつと
み、五條殿に立入する事はすれども、其神あること
を云はず、伊賀風土記の殘缺に、手力雄神をまつるよ
しみえたり。

○古人は、諸寮諸司わたくしの家にも、守宮神といふ
ものあり、大宮賣神にて、吉田兼敦朝臣記に、古語
拾遺の註を引て曰、大宮賣神者、神祇官八神殿之中、
第六神殿也、掌_二君臣和合_一給とみえたり、又宅神と
いふもおなじき也。されど宅神とは竈神也といふ説
もあり、たづねてしるべし。

○有栖川中書王職仁親王、御數奇屋の御襖障子千秋
萬歳としのはじめの景物を畫にかゝせ給ひ、ふすま
の引手鮑貝に、御袋棚の襖の引手を凡ののじにせさ

せ給ふを、冷泉入道爲村卿、

しめがざり松を引手ののしあわび間ごとめでたくさふらはれける

と申されしとぞ。近世小澤蘆庵は、はじめのほど此卿の門人にて歌よみ、したしきをしへをうけたりしかど、たゞごとうたといふて、みるものきくものをありのまゝよめるを、あらぬことのやうにいふ人もあれど、爲村卿すでにかくのごとし。この卿つねに、

此花はあたこの山のおそくら人のくれしを参らす也

うたはかくよむべしとの給ひしをおもへば、あらぬたくみをもとめて歌よむべからず。

○今の世に相對死又心中など稱して、男女ともにあらぬ死をするもの有、宋時有男女自悦相私者、爲父母所覺、俱投水而死と、法湖紀聞に見えたり。

橘窓自語 四終

○井手左大臣父王は粟隈王と申奉りたり、隈の字くまとはよむべからず、くりこまの王となふべし。宇治より奈良への街道に、今も粟隈ありて、栗駒とかけりしに、くりこまの王と申奉ること分明也。

○小倉といふ所に池あり、小倉の池、小倉堤などいへり、むかしは巨椋と文字にかきて、おほくらなるを、いつのころよりの事にや、いまは小倉と文字にかきて、をくらとせり。

○わが先年麻疹をわづらひしころは、わかかりし時にて、沙汰きかざりしにや、さることのありともしらざりしが、この享和癸亥の麻疹流行は、むかしより毒いみなどおほくなりて、やゝもすれば餘毒皮肉へいり、骨蒸勞瘵をうれふるもの多し、かさねての流行の年、おぼえおきてはじめより心得あるべきこと、をくらとせり。

となり。又むかしき、もせざる御柳といふ柳の葉を煎じて用ゆれば、餘毒をさるよし、荻野典藥大允はしめされし。いま醫師、あのものを用て功有よしはしらざれども、御柳の字は五雜俎にみえて、皇朝に渡りしは、五六十年前寶曆の時分ときけり。本草に御柳の字あり、本草綱目、檉柳音禎、赤檉赤楊河柳、雨師垂絲柳、人柳、三眠柳、觀音柳とも有て、時珍曰、觀音柳、謂觀音用此酒、水也といひ、宗奭曰、今人三春柳、以其一年三秀、故名と云々、又主治は剝驢馬血入肉毒、取木行火炎、熨之并煎汁浸之、枝葉消瘡、解酒毒、小便利、また往古麻疹をば火斑瘡とかき、あかもがさと榮花物語にしるせり。御柳の事はわがあづからざることにて、無益なれども、むす子の餘毒になやみふすに用ゆべしと、荻野典藥大允のいひしから、考てしるし侍り。

○東梅津村大崎寺は、梅津左衛門におこれるやうに、里人どもおもふものあれど、しからず。むかしは我梅

宮の神宮寺にて大酒寺とかけり、酒殿社も大酒寺にありとて、護王社といへり、これむかしの酒殿社なり。酒を崎ともかよはせしことは、延喜神名帳、但馬國城崎郡に酒垂神社を、荒木田延佳神主神名帳考證に云、盡遠津山岬多良斯神、岬與酒訓通、垂與多良斯語涉とみえたる考は、適當せることにて、我梅津古文書に、大酒などとも大崎寺ともかよはしてかきたるあり、後世大崎寺とのみかけり。大酒の大の字、贊稱に大の字を加へたるにて、山崎を大山崎といふ類なるべし。我梅津村長福寺を大梅山といふも、初編にいひしごとく、梅といふ地にある寺なれば、梅山と申せしを、贊稱して大梅山といふなるべし。むかし梅津には東西わかちもなかりしを、中頃より西村を本郷とし、梅津上莊、又梅津西莊、西梅津などいへりしこと、當社古記録及古文書、梅山長福寺の古文書に分明也。

○東梅津長福寺、もとは教寺にて天台宗なりしを、梅

津左衛門清蔭、大幢國師を歸依して禪宗とせり、のちに花園院も國師を歸依し給ひ御幸あり、國師の附法をせさせ給ふなり。

○梅津には、大納言經信又法性寺殿などの山莊ありしこと、ものにみえたりしかど、今さだかにそこといふべき田の字もなし。東梅津村の百姓家の地の字に。しみどのといふあり、むかしの寢殿の跡なりと傳へたれども、是非をいふべき證據もなし。

○初編に江戸の猪牙舟のことをいひしが、此頃門人中野熊充の物語にいふやうは、猪牙とは好事の人、形をもて名を負せしにて、まことは長吉といふもの作りはじめたる故に、長吉舟といふべきを、猪牙とせしよしへり。物名にみなさることあるものなり、近世わがおぼえてのことなりしが、平安錦小路順正寺といふ一向宗の寺あり、此寺の住持音楽を好み、ここかしこにいたる、その便宜に行廚をちいさくまるく調じ、懷あるは袖にもものしてまかりしを、便宜な

ればとて人々各出きて、市店にもあきなふこととなり。

○醫師のともがら、散位の僧綱になれること、ふるくきこえたれども、そのおこりは、まことに持戒の僧の醫藥を施せしともがら、御藥の事ありて驗しある時、僧綱に敍せられしがおほかり、近代にいたりて醫業のみにて、法橋已上に敍せらるゝともがらのおほくなれり。醫術のみならず、靈元院の院中にて楊弓のあそびせさせ給ふとき、楊弓師正顯といふものをめし入て、度紋をさせられしに、庶民にてはめしいれられがたしとて、法橋に敍せられ、度紋をつかふまつりたり、その子孫いまも室町今出川下る町今村武兵衛、名は今も正顯といひて、楊弓師なり。又佛師經師などの僧綱になれることは、むかしよりのことにて、みな綱所さぶらふべきものにて、すなはち僧綱補任に、佛師・繪佛師・繪師など僧綱のうちのみえたり。

○京町奉行組與力神澤與兵衛、役を辭して、

くちなしのかへりみもせぬ袴かな

といふ發句をつくり隠遁し、翁草とて數冊の隨筆をしるすことをたのしみとせり。この人在役の時、勤仕のひま役所にて、源氏物語を自寫せりときけり、五六十年前までは、勤仕中ひまありしこととみえたり。

○當時内女房及院后宮とも、昇のゆるさるゝさたをきかず、御乳母に禁をゆるし給ふのみなり。又院の上北面藏人及内院后宮に參る藏人ども、昇殿をゆるされざれども、殿上の侍にも候ひ、ことに上北面院藏人は所役あり、昇殿をゆかずして所役にしたがふは、女房に准據して昇殿することや、六位藏人とはたがひあるやうにおもはるゝことあり。此一條は、同僚の人きかば、いはでよきこととおもふべけれど、羽倉東之進在滿は國歌八論に、予が同苗羽倉何某、院の上北面に准じとかけりしは、學文のゆゑとおもふから、在滿の糟粕なれども、いさゝかして

人のまことをとけり。

○亂舞者四座といふものの外に、北七太夫といふ家あるは、本願寺の候人下間何某、東照宮に推舉してたてたる家也。この下間、亂舞の巧者にて、つね々々東照宮の御前に參りて、亂舞つかふまつりたる人にて、ある時紀州道成寺の段を拍子をふみ、此鐘樓の石階、かならず一級地にうづもれたらん、段拍子にあはずとてほらせしに、はたして地の下より一級出たりといへり、ものの上手はみなかゝることに妙あり。東照宮たびくめて亂舞御らんせられし序、のぞむことあらば叶へてつかはすべしと仰有し時に、北七太夫を推舉せしとなり、このゆるよしくはしく下間家につたへ有と、本願寺の綱所の人にきけり。

文晁按、此事しからず、北七太夫は常憲院様御代御小姓ありしが、亂舞の上手にてありしを、御賞のあまり、其方望みあらばまかすべしと上意ありし時、もとより外に望も無し、唯好めることに候へ

ば、萬事此業にこそ終り度と言上致ける時、然らば四座の外一座を立遣はすべしと被_レ仰出_レしとぞきけり、森可林物語也。此家は夫故に諸流の傳授もの不_レ殘傳來せり。

○今時の二條城、むかしきづかれたる時に、町小路有しを、きづくにつきてうつされたり、大佛三十六町の町これ也。又寶永に内裏焼、南へ一町をひろくせさせ給ふとて、丸太町より北の町々、二條川東と及寺町二條東の地にうつされたり、今時の二條川東の町町、又寺町に一條の東北に新島丸新榎木町などこれなり。

○むかしは、一たび度牒ありて僧になりし後は、還俗することまれなり、近きとしごろ、九條准后尙實公は隨心院におはしましたるを、救命にて還俗し、九條家相續し給ふは、いとめづらしきことにて、洛中洛外の寺社町々へも、九條家相續のため還俗せさせ給ひしは、容易のことにあらざるよし心得べしと、町奉

行所より告知有ときけり。又其時の敕書及切紙を左にしるす。

敕

奮庸熙載聖謨所欽重慎終追遠舊典所率由誠惟藤氏世居朝右恆筦機務萬邦兆民繫願百姓羣僚之長治古章創延至于今未嘗絕祠何如不予仍之子姪聿自宸裁諮詢有任持。

敕

故關白左大臣輔實朝臣之子名堯嚴今停前大僧正法印位今復本宗續厥令緒爾尙永克乃家遵王之路期若夫呂望藩屏周家魏徵國輔唐室哉懋諸勿怠云爾。

寬保三年五月九日

寬保三年五月九日 宣

前大僧正法印 堯嚴

停僧位還俗 依九條家相續也。

職事豐尙

寬保三年五月九日 宣

故輔實公男

尙實 廿七歳

敍正五位下

職事豐尙

○禮運曰、貨惡_ニ其棄_ニ於地_一也、不_ニ必藏_ニ於己_一といへり、青砥左衛門は此心をよく解せられたるなるべし、無益の費をはぶくとて、始末をととのへず、怪者よくにわたる人は、かの心をしらざる也。

○顔子家訓に、夫風化自_レ上行_ニ於下_一者也、自先而施_ニ於後_一者也、是以父不_レ慈則子不_レ孝とみえたり。をもふにつゝしむべきことにて、おやのをしへにしたがひて、子も不孝になるのみならず、家の風俗もおのづからよろしからざるやうになるべし、上々の事は凡夫のしらざることなれば、まづ我家の風俗のあしくなるは、主人の心より出るを心得て、あなかしこよくまもるべし。

○鶴林玉露云、唐張參手寫_ニ九經_一とみえ、又讀書不_レ如_レ寫_レ書とありて、すべて書籍をよみたるより、寫すこそよろしけれ、それもおよばずば抄出すべし。北野御神之書齋記に學問之道抄出爲_レ宗、抄出之用、稿草爲_レ本とかきおかせ給ひけり。

○畫所土佐家の鶉の繪は、殊に人々賞する故となりたるは、土佐光起が鶉の畫に猫の_とか_りしより、光起がうづらとて賞せしより、子孫のかけるうづらも賞せることとなれり。

○中院中納言通勝卿救勅を蒙り流浪し給ふ時、細川玄旨をたのみて、十九年の星霜をへ給ふ、其頃に入道せさせ給ひて、也足軒素然と號し、隱遁者のごとくなり給ひしを、賢才のほまれあるにより、後陽成帝敕免あり、歸京し給ふ時、御製を賜ふ。

旅雁北飛殘臘天、
今宵口舊思忻然、
前身蘇武歸來否、
一瞬居諸十九年。
也足軒奉_ニ和歌_一

おもひきや雁の使をしたひしに雲井にかへる身をこよひとは

○一條禪閣兼良公御説云、よき人をいはし、一には正直廉潔にして極直なる人、二には奉公の忠節をいたし、私をかへりみざる人、三には弓馬の道に達して心のいさみある人、四には和漢の才藝ある人、これらを近付べし。よからぬ人をいはし、一には胡亂猛惡にして欲にふける人、二には不奉公にして人の非をあぐる人、三には武藝につたなく臆病なる人、四には狂言綺語を以て人に笑はるゝを面目とする人、これらを遠ざくべし。

○風雅集に、源致雄、

命をばかるきになして物部の道よりおもき道あらめやは

といふ歌の心を、武士なる人はつねくおもふべし。

○有徳院殿、將軍宣下のときよませ給ふうたと、ある人のかたりきかせたり。

位山のぼりて高き身にあればもとの麓の道やわすれん

○今時案内といふをば、人の家に至り物申、あるはこ

こかしこにゆく道を引導することになりたれども、むかしはしからず、案といふことは、すべて文書のひかへのことにて、ふるく検案内にとあるは、控書の内をかながふるといふにて、いまとはたがひたり。

○男色をてらふものをかけこといひ、又かけまと呼せり。ある人の物語に、鎌倉權五郎景政美小童なりし故に、八幡太郎義家寵愛し給ひ、景政をかげまと呼給ふに起れりといへり、かげのまを稱すは訛なり。

○卷數といふものは、佛家に誦經せし卷數をかきて、願主の方に參らすることなるを、神家にもならひて、中臣祓などよみし數をかきて卷數とすること、心得ざる事也。賀茂下上社卷數のうつし、

御祖皇太神宮

御祈禱

奉幣

七座

中臣祓

十二度

三種大祓 百廿度

右奉ニ爲

一天泰平、四海靜謐、丹誠

奉禱之狀如件。

寛政元年七月日

禰宜奉

別雷皇太神宮

御祈禱

取分參詣之事

貴布禰大明神

奉修行中臣祓之事

一七箇日參籠之事

右奉ニ爲權中納言藤原某卿、貴徳

安穩、御願圓滿感應成就、殊抽丹、

所奉禱之狀如件。

寛政元年五月日

前神主 正三位賀茂名

此文章も亂、節もとのはず、心えがたきものなれども、本紙をみてうつけし也。すべて祈禱札符の類も、みなしかるたぐひおほかるべし、聖護院門跡の諸大

夫佐々木故備後守物語に、先年の事なりしが、鹿食する事を家族のいみきらひしが、俗説に信州諏訪の札を授りぬれば、鹿食のけがらひなしといふゆゑ、かの社符をさづかりければ、家族も安心せしと也、さて後はたびく鹿食をせしといへり。又ある時に、この符をひそかにひらきみたりしに、うちに鹿免と三字を紙にかきたるを封じたるのみなりといひたり。

○町人百姓より公に奉る訴狀、其外文書をみづからかきつけず、筆工といひて、公に奉る文書をかくものにあつらへてかゝせり。朱子語類曰、官人進士僧道公人聽親書狀、自餘民戸、並各就書鋪宣狀とみえたれば、筆工に文書をかゝせつるも、異邦よりおこることなり。

○官庫に日記と題せしもの數櫃も有中、第一合野府記、第二合中右記と外題あり、其外の數の合は、ただ日記とのみあり。

○堀川を大宮川といへり。

詞花集

水上をさだめてければ君が代にふたゝびすめる堀川の水
夫木集

のどなる大宮川の流れこそふたゝびすめるかげはみえけれ

此二首を参考して、堀川を大宮川といふをしるべし。

○唐人は一首の詩體を作り、句を專にせず、宋人以來句を專にして詩を作れり。皇朝の歌も、むかしは歌體を專に句をなせり、今時は句を專に歌體をなせりし故、歌ざまあしくなる也。

○祇園の社の南門外二軒茶屋は、いとふるきものにて、むかしは東西二軒とも藤屋にて、ひがしの方は西より飲食をもちかよひたりしが、今時より百年ばかり前に、藤や貧窮の頃、ほかよりたすけたりしもの、終に東側をおそひて、中村やといふになしたり。さるからいまに中村やに井戸雪隠なかりしを、今世雪隠はいできしかど、井戸はなし。又祇園社僧以下、五月末と十二月末とに藤やのゆかに幕をはり寄會し侍

る時、茶や雜煎といふものを出せり、これは味噌汁に小申ざしの焼餅を入れて、それにこぐわし今云香煎也をちらしたる也。

○祇園執行日記といふものおほくありて、今もかきつけるかとおもひしが、しからず、ごう太平記の頃、しばしものにて、反古のうちにしるしありて、おほよそ本のかさ冊數はしれざれども、曲尺にて一尺二三寸ばかりかさある本也と、目代新坊の物語也。執行日記とて世にひろくしりたるは、水戸にて参考太平記を撰集られし時、より給ひしよりのことといへり。

○夏天雨ふらざる比、雨ごひして雨ふりぬれば、雨よろこびとて、百姓いはひける事あり、ふるきためしにて、日本紀略、大同三年九月甲辰、雨降、後言、甘雨不可不賀、皇帝曰、朕亦有此情、終日有司奏樂、賜物有差とみえたり。

○稻荷五社は、延喜式の稻荷三座に、式内飛鳥田神社、三諸神社をのちにあはせまつりて五社とせり、又い

もおなじことなりときけり。

ま上社といふは、命婦社といふが本名にて、狐をまつりたる社なり。阿古町・黒尾・尾薄の三つの狐をまつりたるを、いなり一社と心得たがふ人あり、まどふべからず。又白狐の社といふは、土祖をまつりたるやしろの下に、白狐のすみたるより、白狐社といふこととなれり、狐をまつる社を命婦といふこと、古事談瑤囊抄等に見えたり。

○天王寺南都京三方の樂家の知行は、嚴有院殿の御時たまはり、その頃一方に千石づつにて、三千石たまはるべきよしきた有しを、時の武家傳奏高野殿、樂家に三千石は過分のよし申されしによりて、千石を減じ二千石を賜り、三方へ配當して、家領及藝料等にせり、此時より樂所及第の事もいできし也。此已前天王寺南都の樂人をめしのばせられ、内裏の樂人にせさせ給ふは、後陽成院の御時のことときけり、其時鳥羽里にて、いさゝか知行たまはりしことのありしかど、さだかに知がたし。二千石賜しまでは、無祿

○和州法隆寺に傳へたる琴柱二つ、高さ一寸弱一つ、うらに朱にて十のしるしあり、又一つ九分に弱一つ、うら朱にて十のしるしあり、又一つ九分に弱一つ、うらに朱にて十二のしるしあり、これらを考るに、十三の柱ことごとく高低あるとみえて、今の世の柱とたがひたり。又明人の樂經元義に、今の琴をば頌琴といひて、其柱高低あり、又朱戴清が樂書に柱の圖もみえたり、律學に堪能の人にとひてきくべきこと也。○多家に傳へたる胡飲酒の假面は二面あり、一面は世にふり面といひ傳へて、古物にて古色いふべからず、うつしの新面は、慶長年中、出目何がしといふ亂舞の面打のうつし作れるにて、よろしからず。予一覽せし時は、樂人藺若狹守太秦廣達久我家侍小島右兵衛尉佛師田中倉之丞とともにみたりしが、倉之丞佛師の名工にて、古面の作りやう委く聞ことをえたり。

○産所に借地をおすといふこと、玉海及山槐記にみえて、人のいぶかしくせしが、其法醫家書牘添島寶秘要抄にみえたり。又産書該録にもみえたり。

○台記、康治三年四月廿九日庚戌、召レ友業_三習六壬占_一といふことみえたりしが、予先年尾州名古屋大須文庫にて文書展覧せし時、建武五年の古文書のうちに、六壬占私記雑々各法とかきて、六壬占の法をしるせり、六壬占法もふるく用ふることとみえたり。

○同文庫に、長生療養方第十二闕一卷あり、奥書云、壽永三年季春十七日、依_二一品禪定法親王仰_一、於_二高野山_一撰_二進之_一、萬歳長生之術、悉以備_二女覽_一焉、千金瘡蟲損、譜可_レ施_二急疾_一、蟲損、療養方、部立_二一百八十五_一、分_レ軸一十有二卷、凡_レ瘡療之法、不_レ嫌_二貴賤_一、故有_二婦人小兒之治食_一、并以_レ不_レ限_二菓蔬_一、故載_二禽獸蟲魚之族_一、蓮基若而久嗜_二救命之業_一、老而難_レ入_二求法之道_一、猶以_二觀念之心底_一、不_レ忘_二秘說之口傳_一、因_レ玆爲_二委曲之卷物_一、蟲損、副_二愚昧之私言_一、敢不_レ論_二白氏之花_一、唯所_レ抽_二

丹家之要術_一也、所_レ恥暗_二同根分別之理_一、又恐蟲損提_二斯之說_一而已とあり。予先年ある人より長生療養方の抜粹をかりてうつしおけりしかど、撰者及卷數をもしらざりしが、はじめて十二卷たることをしり侍るのみならず、撰進のことも此奥書に明白なり、大須本はいそぎて奥書の外はうつさざる也。
○今四辻殿の家に、箏のことを彈する様をつたへ給ひ、はじめ彈するより大曲にいたるまで、皆々の家にちなみてつたへをうくることとなれりしかど、むかしはしからず、四辻殿に傳へ給ふ彈箏の傳は、天王寺方樂人東儀何某とかの家の傳をつたへ給ふ也。又四辻家に和琴をもひくことを傳とし、箏の大曲をつたへし後は、和琴のひきやうをつたへらるゝとつけ給はる、此和琴の傳も、南都方樂人辻何がしの家の傳をつたへし也。堂上家に和琴をものする家は、庭田などの家の流にあるべきこととおもふ也。元祿年中には、また辻家にて和琴を教しとみえて、土州谷重遠

の隨筆秦山集といふものに、辻家にてある人の和琴をならひ竟宴せしこと、年月までくはしくしるせり。
○江州蒲生郡日野里に蒲生知閑の墓有、知閑現世に松をうゑて、

うゑおきし松のしたわに世をへなばちとせの後の人も尋ねん
といふ歌をよみて、壽塚をさだめしときけり、この松いまも墓所にあり、知閑をこの故にや、大松寺殿ともいへり。

○蘇莫者の舞は、天王寺の舞人まひしこと、ふるくものにもえたりしかど、今時さをきかざりければ、舞の絶けりとおもひたりしに、ある伶人の物語に、いまも天王寺方樂人蘭土佐守の家に、蘇莫者の舞二帖をつたへたれども、ひさしく舞たることをきかずといへり、たよりあらば、蘭の家にはしくとひてきくべきことなり。

橘窓自語五終

○當時攝家清華の六時侍は、中頃たえたりしを、近衛どのにて再興し給ひたり、華族にては久我殿に再興し給ふ、今の小鳥伊豆守の家はじめ也といへり。又當時攝家の舊家の諸大夫といふ中にも、おほくはいにしへの侍の家ありて、まことに藏人大夫などにて、諸大夫といふ家はまれなり。

○畫所土佐家の丹青法に、ゆるきの綵色、丹に雌黄を合、朽葉色には雌黄に丹をあはすよしを傳へたり。下略
○靈元院の院中の時、御庭の御鎮守の例月朔日の立樂に、樂所のともがら參たるに、折から立樂すみて後に、いろ／＼の樂をせさせて聞食けり、ある時に感思多をふくべきよし仰ありしに、みな／＼おぼつかなくおもひながら、おろ／＼ふきたり、いとまれなる樂なればかくこそあらめ、まれなる樂を折にふれ

ては吹こゝろみさせざれば、わするべしとおぼしめさるゝとの給ひしときつたへたり、いとありがたき事になん。

○ふるき次第もの、日次記かなめうしなどに、口火切の餅また餅火切などとするせし、火切といふことは、今時江州篠原餅などいふごとく、餅米のよろしき所の名に、火切といふあるならんとおしはかりしが、ことし富左近將曹敦光よりおくられし餅あり、火切とかきつけあるよし、故よしをとひしかば、近江栗田郡草津驛のかたはらなる在所に火切といふ地有、むかしの火切の地なりとて、去年餅米をうる、その餅とて國人のおくるから、わが好事僻あるにより、わかちておくと也、おくられしに火切の事分明になりたり。

○ある人、田舎の社人よりたのまれしにものの方にいたり、無官の著用の烏帽子をもとめんといひし、普通の折烏帽子の姿を龜の形うちたるをいだして、無

官烏帽子とて出したる、不審ながらかひきたりて、予にみせたり、むかしより烏帽子に姿のかはりに龜甲の形をうつこと、たえてきかざることなり、これ全く吉田家に、神職のともがらの階級を、わたくしにたつるための料なるべし、都にてうけひく人はなけれど、遠國の人、もし龜甲の烏帽子あるものと、まどふべからざるやうにしるしおけり。

○躰築格云、教坊家有躰築部、吹其曲破斷送用之、これらのこか樂のはじめならん。又簾中の箏、琵琶の音をきかん爲の風流ともいへり。

○大友黒主のことは、さだかにしられざるなれども、石山縁起をみるに、第一卷云、亭子院御門つねに當寺に臨幸あり、中略延喜十七年九月廿日あまりの頃まうで給、中略只黒主の翁ばかり、此所にはまいれり。脱まうけるを御供にさぶらふ人々、黒主はなどてさてはさぶらふぞとすゝめければ、上皇も御車をとめて、なにしにこゝにはあるとはせ給ひければ、

さいれなみまもなくしをあらふ也なきさきよくは君とまれとか
とつかうまつりたりければ、上皇めでさせ給ひて、しはし還幸をおさへて、黒主にかづけものなど給はせて、かへらせ給ひけりとみえたり。大友黒主とはなけれども、古今に出たる黒主の事なるべし。石山縁起はいとふるき世のものにて、繪詞ともに賞すべきことは、世にしりたり。

○催馬樂といふ名いろくの説あり、みなしからず、和名抄に催馬樂といふ樂名あり。又伏見殿に傳へられたる、よになき梁塵秘抄のうたひもの部にも、催馬樂がくの催馬樂の拍子に唱て、もとその樂よりおこるなるべしとあるうへ、辻家にふるく古譜に催馬樂の笛譜あり、されば催馬樂といふは本樂なりしを、それに歌をあはせしよりおこれるが根本なり、よつて催馬樂と附しなるべし。

○近頃茶家者流に仁清といふて、御室にて焼たる陶器を賞せることあり。是は仁和寺の御室に住たる清

兵衛といふものの焼しなり、仁和寺の清兵衛を略して、仁清と印をせしなり。世に印あるをば偽物也といふやからあれどもしからず、いまも御室の坊官芝築地法印の家には仁清の印有陶器あまたありと語られたり、今よりは百年あまりむかしの焼もの師といへり。又わがおぼえてよりも、御室に焼もの師ありしかど、仁清には及べからざるものなれば、何となくやみたり。

○奈良興福寺に、毎年二月に興行せる焼木能たきぎといふことも、ふるきこととみえて、中御門宣胤卿記、文明十二年二月の記にあり、されど能とはなし、焼木猿樂と書り。

○おなじ宣胤卿記、永享三年二月七日、春日祭の日、浴湯、著衣冠、修中臣祓、遙拜霞也、又讀中臣祓法樂也とあるをおもへば、むかしより佛教ブツカウをよみて法樂せしごとく、中臣祓をよめるとみゆ。さるをいま復古とかいひて神道を稱せるともがら、中臣祓といふ

名さへいみて大祓と稱し、いにしへをそしれども、既に東鑑の頃にも千度祓といふことあり、あながちなることといふべからず。

○今時うたふ催馬樂は、風俗歌をうたふ聲振のまじりたるとき、傳へたり、其故にや、近來大口ありし鈴木何がし、今の催馬樂むかしの聲振にあらずとて、仁智要録三五要録などより考合て、わたくしにうたひ出せりしかど、まことのむかしの聲振ともおもひなされず。

○伊勢山田御師龍太夫家へ、下總國千葉家より來書あまた傳へる書狀の文書に、志滿川石致進上といふことあり、穀物のごとくみゆれども、猶考ふべきこと也。此事山田松村大内吉冬といふ人よりとひきたれり。

○おなじ吉冬よりきこえしは、伊勢山田より二里ばかりある在郷磯村といふ所あり、そこにむかしの白拍子靜が母磯禪師が居所あり、其家にうまれし女子

は皆醜婦のよし、禪師かの靜の美人たりし故、戀情男おほかりしをつらくおもひて、神にいのり、我子孫に女子生れなば、醜女に生れさせ給へとねぎ侍りしを、うけひき給ひしにや、今にこの家に女子うまれる時は、醜女也といひ傳へしよし、又禪師が井戸とて古井ありといへり。

○伊勢にて荒木田度會の二姓の外を異姓といひ、八幡にて紀氏の外を他姓といへり、春日社に藤原氏の外の人參れる時は異姓といへり。

○大石良雄關東にくだるとて、近衛殿諸大夫進藤家によしみ有、江戸におもむく時、金子百兩をかしくれよとて、進藤家にたのみしかば、進藤、良雄がふかき志あるをもしらず、金子百兩をかきとりければ、さらば江戸にあるあいだあづけおくとて、長持一棹をあづけて江戸に下りしが、騒動の後、遺書きたりて長持をひらきしかば、それ／＼に形見わけ附札有しと也。進藤家さきにこがねをかさぐりしこと、後悔

せしことかぎりなかりしといへり。

○親鸞上人教行信證といふものをみしに、論語曰、季路問事鬼神とあり、鬼と神と點せり、かならず古點なるべしとおもへり。

○東遊は、南都氷室社つたへたるお口にて御再興ありしかど、はじめは歌なく、あとにて歌を御再興ありといへり、故につけものにあひかぬるよし、ある樂家の物語にきけり。

○御家様の書家、建仁寺なる岡正惠のながれ四人あり、柘植正賛十八形、その外色紙形の法を傳へ、淺田正順消息の書法をつたへ、田口正賢百人一首のちらしを傳へ、鈴木正真いろはの傳をつたへたり、又正惠はもと三井寺佛知院僧正にまなびしときけり。

○五色とは瓜のことなり。著聞集に、

なつみつるいつつの色のあぢはひもきはたのかみに深くなりぬる

○明月記をみるに、水無瀬殿にたび／＼遊女また白拍子をめし、御前に出され、又賜物ありしことあり、

今時の妓女のたぐひとたがふべけれども、遊女の色をてらふことは、おなじことなるべし。

○定家卿小倉山莊と、中院爲家卿の嵯峨の家とは、所かはれり、明月記に分明也、今時の嵯峨の中院町、爲家卿の古跡なるべし。

○本朝續文粹に、和歌博士和歌得業生といふことみえたり、歌道の宗匠などといふよりも、博士得業生の名、いままあらまほしくぞ。

○詞林采葉第七、和琴の條に、又相坂に蟬歌翁あり、尤此道長せりとあり。蟬歌翁は世にいふ蟬丸のことなるべし、蟬丸に和琴ことなし、蟬歌翁もし蟬丸の畫をかく時、和琴ものせしをかきたらば、おかしかるべし。

○産婦の七夜の六日めを六日たれといふは、出生の小兒のうぶかみを、六日めに剃しよりのことなるべし、髪をそるといふを忌て、髪垂といへりしより、六日髪垂を略して六日垂と稱せしなり。又諸禮家に元

服の時、髪をそぐをいみて、髪をやすといへり、今時またもの切ことをやすといふも、この元服の時の髪をやすと稱するより轉じていふにや、考べし。又臍緒をきるをも忌て、臍緒をつぐといへり、みな切といふことをいむにおこれり。

○僧家の法眼と鈍色とは裁縫同物にて、織物なるを法眼とし、平絹なるを鈍色といへりしかど、絲玉抄をみるに、鈍色は無文の穀のきぬのよしするせり、されば鈍色を平絹にてせしは略式なるを、今はつねのことになれり。

○光柏といふは、ともし火のことをいふにや、洞院公賢集、

みるふみの雪もほたるもいかでらん光がしはの時わかぬかげ

○今時も東國は金おほく、西國は銀おほし、京都もむかし銀の多かりしにや、元祿十三年辰十一月の御觸に、向後江戸通金銀同前につかひ可申とあり。

○東儀内匠頭兼陳があらはしたる萬樂和漢考を、四

り、参考するに車の紋よりといふこと分明也。

○後福光園院攝政の小夜寢覺、此ごろうけ給はれば、歌よむ人の中にも、萬葉はみぬことなど申すかたぐも侍るとかや、いとおぼつかなきこと也。俊成、定家爲家卿なども、ことさら萬葉をもてあつかはれるとぞ、さののわたりの雪の夕ぐれ、はなのさかりをおりかけにしてなどいふ名歌、此人々は萬葉よりこそよみ出されたれ。後鳥羽院も歌の心ひろくする事、此集に過すところ仰られけれ云々か、せ給くり、この萬葉をもてあつかはれ、又歌の心ひろくすること此集に過すとの給ひしことなど、よく心えて萬葉をもてあつかひて、萬葉の風のしらべに歌よむこととおもふはあしかるべし、歌は時世の風詞あるものなれば、ひとり古におよぼしなんとおもふは中々なることなり。

○觀喜光寺一遍上人畫詞に、弘安八年五月の條に、ものぐさといふものを四十八つくりて、歌を添てぞた

辻殿よりうち／＼かし參らすべしと仰られしを、兼陳が子孫をしみ、天明の火にやけたりとて、參らせざるときけり、われその萬樂和漢考の目六をみたりしが、十操記の拜注の外は、世にある書物などおほくあつめて、和漢考と名づけおきたるやうにおぼゆ。半井家の醫心方も、撰者の眞跡いまでもあるやうにきつたへしかど、和漢考の類にて、ふたゝび家より世に出されがたきことありとうけ給る、歎息すべきことなりけり。

○續世繼物語、玉づままた時のうたがみ十四人に、百首歌おの／＼に奉らせ給ひける、をとこ女僧など、歌人みな名あらはれたる人々なり、題は口房中納言ぞ奉りけるとあり、これ堀川百首のこと成べし。

○紋所をつくること、もとは車の紋よりおこれりといふこと人々さたすることなりしが、平戸記に、雜色當色赤色狩襖袴、以、箔摸車文二押と云々、十寸鏡に、徳大寺公清もえぎの下襲、御家の紋のまかう云々あ

てまつりける。

はきものものとをなせるべにつたねつゝいつかまるん彌陀の淨土に
聖つたねつゝはめぐらしき詞、ものぐさはまたありがたき志也、返事せんとて、

はきものものとをなせるべにつたねつゝいつかまるん彌陀の淨土に
はきものものとをなせるべにつたねつゝいつかまるん彌陀の淨土に

とあり、ものぐさとははきもののかか、考べし。
○樂所多家の紋に榴を附ることは、むかし胡飲酒の降面、南殿の石榴にかゝりしよりのことといひつたへたり。

○貴嶺問答に、散齋荒忌、致齋、眞齋とせり、散齋致齋の和訓なるべし。

○神代講述抄曰、一夜月の下、延佳神主の物語に、妙壽院惺窩老人の説とて、伊勢の御鏡は、日輪を表して鑄たる物なりといふは非也、日輪は伊勢のおほんかゝみを表したるいのはれしとしるせり、此事いたれる物がたりなりけり。

○又云、延良神主、我に取て身のいましめとすべき

ならば、我弱冠の頃より女子の交りたる興宴の席に臨まず、人とともに博奕の具を手にとらずして、今年五十八歳にいたると申されしとなり。

○鞍馬縁起三卷、詞書青蓮院尊應准后、繪狩野大炊助藤原元信也、永正十年任尊天御圖、新開畫圖のよし奥書にみえたれども、さのみ採用すべきとも云へず、一幅の古縁起の畫には比校すべき物にもあらず。又第三卷詞書に、教光法師といふ地相者のことみえたり、今時家地を相する者、鞍馬山を吉相とさたせしをおもひあはするに、此教光法師かねて地相せしことしるべし。

○淺浮抄すべて何事も諳ともにならひ、大事などいふは、みなたれにてもやすくしつべき事を、大事なりならひなどと秘しかくすことなりとあるは、むべなることにいとやすきとおもふことをよくする事は、いできがたきものなり、秘しかくすことをきつて、いとやすきことをかくせしなどおもふ、ひがごととなり、

いとやすきこととおもふとも、習練の功なくては、その妙にいたらずとしるべし。

○逍遙院殿の眞跡、元祕別録といふものをみしに、年號勘文出據の書に、長短經維城典訓東觀漢記春秋演孔などといふものあり、いまの勘文にはきかざる書也。

○四條隆蔭卿、權大納言正二位にて八十八歳の時、依_レ敕米字書_レ之、請人貴賤八千七十五人に及べるときき傳へたり、延文中、すでに米字をかくことありとみゆ。

○開帳あるひは常念佛高日供養などの時に、佛の手より綱をひきて塔婆に至りく_レり、結縁の戒名をつくるを、善綱といふ、むかしよりあることにて、二水記、永正十五年四月三日、延曆寺中堂供養之時、遠國貴賤羣集、路次一向難_レ通之體也、善綱至_二大鳥居_一懸_レ之、女人上下令_二參請_一とあり。

○古事談曰、周之禮、祭_レ神之法、以_二月朔_一爲_レ最云々

あれば、月朔に神を敬禮することは道理なれども、正五九月の佛説なることをきはらずして、神を祈禱せし月とすること、不_二甘心_一ことなり。

○さきにもさたせし聖徳太子眞跡の舊事本紀は、油小路御前通下る善休寺といふ、一向宗の寺に所持せり。寛政九年五月十五日、善休寺予家にもち來てみせしより、のちこ_レかしこに流布せり。

○水鏡に、寶龜六年にぞ、たかむらおきへまかりしに、

わたの原八十島かけて、き出ぬと人につげよ海人の釣船

とは、このときよみ侍しなり。同七年四月八日はじめて灌佛はをこなはれしなり、六月に小野篁めしかへされて、いまだ位もなかりしかば、きなるうへのきぬをきてぞ京へはいれりとあるより、きなるきぬはすべて位なきものきぬとおもふ人もあれども、しからず、無位といふは、なべて庶人までといふことにあらず、蔭子・蔭孫などにて、かならず位に敍すべき

人の位なき時を無位といふべし、なべて庶人を無位といふは、あるべからざること也、無品親王といふにて心得べし。

○能狂言のことばに、博奕の事をもむといふは古語也。和名抄に攤錢を訓に毛無とあり。

○和名抄に、當國久世郡を久世と申也、訓郡の郷名なるは、訓世郡とかけり、さておもふに、郡なるは久世といひ、郷名なるは訓世とかきて、くんせと呼ことなるを、今時は郷名をも久世といふことになりて、郡名郷名とまぎらはし。

○烏丸光榮公へ靈元院帝のおほせられしは、そこは歌よみなり、生涯に秀歌十首あるべしとの給ひしとぞ。

橘窓自語 六終

○ある人の物語に、古人の語とて、人の身に定法なし、是を尊む時は將となり、是を卑む時は虜となる、是を抗る時は青雲の上に翔り、是を抑る時は深淵の底に沈む、用ゆれば虎となり、用ひざれば鼠となる、是又深き理なりといへり。

○祠堂を靈屋といふことも、あたらしからぬこととみえて、榮華物語、長保二年十二月十五日みこむまれ給、姪子同夜崩、鳥野の南の方二町ばかり、たまやといふものつくりて、ついひちなどつきて、こゝにおはしませんとせさせ給ふ云々あり、この后は一條院皇后定子、中の關白道隆の女也。

○八瀬童子は王孫なりといへども、塞驢嘶餘曰、門跡御昇八瀬童子也、從閻魔王宮歸時與昇タル鬼ノ子孫也とあり、いぶかしき説なれども、王孫といふはあ

らぬこと成べし。

○伏見稻荷神社は、もと三座なれども、弘長三年告文ありて、文永三丙寅正月十六日田中社、飛鳥四大神諸を併まつりて五社とせしよりこのかた、稻荷五社とあがめ奉りし、神祇伯忠富王記一、永正二年三月七日、稻荷禮役救裁案にも、稻荷五社云々みえて、稻荷五社といふことあきらかなり。

○中江藤樹先生の末孫中江久風の物語に、熊澤先生はじめ藤樹先生にまみえ、入門のとき、熊澤よめる、

皆人の参る社に神はなし心の内に神ぞまします
と無を以てとはれしに、藤樹かへし、

ちはやぶる神の社は月なれや参る心の内にうつろふ
と有をもつて答られしと也。

○今時は神樂の笛も四辻家の入門也、さればふるく傳來ある神樂の家も、御神樂にいづることをゆるさず、筆策がいまに安倍家に傳のまゝ、四辻家にかゝ

はらず、又和琴は辻家より、箏は東儀何某より、四辻家につたへしこと、あきらかにしれたるを、いまは四辻家の家業のやうに成たりけり。

○若槻元三郎物語に、むかし浪花にて所見の日本紀のうら書に、日本書紀異本裏書云、日本紀三十卷、崇道盡敬皇帝所撰也、近者文臣請詔、數増補之、令叡旨永斂祕府、嗟呼欲取一時之寵、輒紊千古之實、可レ不痛哉、愚竊寫原書、藏之函底、若足證乎、來世則幸矣、承和甲寅、左衛門佐藤原長良謹記とありしよし、原書をみざれば是非はさだめがたけれども、考の一助になるべし。

○菅・清の儒家の侍讀の法に、日本紀及異朝の經書歴史をよむに、御讀によまずといふことをして、至尊によませ奉らざるところ、あれども、三代實錄に引、摯虞決疑要一曰、古者臨文不諱、而今猶以諱レ此、蓋謂國諱也とみえたれば、諱をいむの外は、あながちにいはずともよろしかるべし。

○南都天王寺の樂人を、みやこにめしほらせ給ひしうち、當將軍家にいたり、二千石の知行を宛られしより、たしかなる定のいできて、南都方を左方の樂人舞人として、天王寺方を右方樂人舞人とせり。さて南都方にては、辻駿河守隆實の家を舞師として、南都方の樂人の舞をもつかうまつらんと思ふものは、みな辻家の弟子とならざれば、舞人なることあたはず、天王寺方東儀因幡守の家も、天王寺の右舞人なれども、舞師とはせず、右方の舞をまなぶものは多家を師とせり。京方の樂人はもと近衛の樂人なれば、舞樂にはかゝはらざれども、近來・南都・天王寺京と三方に定て二千石賜りければ、京方も天王寺の舞師に、右方の舞をならひて舞なり、されど舞樂は南都・天王寺左右なれば、京方は舞樂の口ひをつとめざる也、胡飲酒のみはむかしのまゝ、京方多家につたへて舞へり。又南都にて舞樂ある時は、南都に右方人の家ありて舞へり、この右方人は三方樂人の外にて、位階

も六位よりのぼらず、天王寺にて舞樂ある時は、天王寺舞人藺家左方の舞をまふなり、藺も京にては右方人なり。

○青蓮院座主宮より、蕎麥を妙法院宮へ參らせらるるとして、

我子とてため沙門のことなればそばをとりて參らす也

妙法院宮御かへしに、

そばのこをもらへばすぐに我こ也まゝこにすなと申つけかし

○京都の鴨以下の大社の社司のともがら位階を申せしこと、明暦の頃まではおほく初爵のみ、あるひは遷近に加級せしばかりなりしが、明暦の頃さた有てよりこのかた、古へ行幸又御祈の賞などにもきゝをよばざるやうに、位階昇進することになりしうへ、上階もこゝかしこにいできたり。令の文を考れば、三位已上薨する時は薨奏ありて、一日廢朝あるよしみえたれば、古來より公卿にのぼる人々、おほく薨する時入道出家せり、これは出家する人は、御親族の

外は薨奏なき例なれば、みな心ありて廢朝をおそれて、死する以前あるひは死期に出家せるなるべし。社職のともがらの上階せしものも、これをならひてにや、神宮には上階のち入道せし人もありと。さこそみなあながちに道心あるにはあらず、薨奏あらんことを恐れてなり。むかし泉亭鴨祐綱は二位に至り、到津宇佐公通も上階せしが、薨せし時はいかゞありしやたづぬべし。大社の祠官の位階昇進さへ近世なれば、諸國の社家はおほく無位なりし、此頃は吉田の執奏をもてあらぬ淫祠の社人までも初爵することとなりたり、なげくべきことなり。

○御醫の御匙には、公儀より二百俵の祿を給はりしことは、いまの浦野東安の庶流に、むかし浦野道迪といふ人あり、御醫の時、こゝかしこよの中に賣藥にありきて、御用をおこたりしとがめ仰られければ、かしこまりながら申していはく、我御醫なりとも、無祿にて渡世のせんすべなき故に、賣藥をもら

にせしといひたり、時の武家傳奏より過言失敬をこたへたるとして、とがめ仰られしとぞ。さて道迪は罪かぶりて何事もなかりしかど、御沙汰ありて、武家へ仰あはせられて、その後は御醫御匙のものには、二百俵を關東より給はることとなれり、これ罪せられし道迪が功なりけり。

○所司代より月獻上として、月毎の十八日には、鮮鯛をうち／＼禁中へ奉らるゝ也。これは大坂落城の日、御機嫌うか／＼ひに板倉何がしが登られし時奉られしが、いまに御吉例なりしと聞傳へたり。

○松尾社は天文十九年造營、稻荷社は明應年中、今時の所に造營、我梅宮は元祿十三年、御當家より御造替、いづれもそののちは修理のみなり。

○福田方といふ醫書十二卷、版行もまれにはあれども、文明年中の古寫本をみしに、第二の奥書に貞治六年六月三日と有、これに據れば、貞治年中のものならんか、考べし。作者は壺陰庵有隣といふ僧なり、時

世をみるにたる醫書なり。又おなじ第二破血戒の條に、草澤ヤブクサとあり、藪醫といふことも、あたらしき名にはあらざる成べし。

○諸國一宮のこと、一宮記といふ書あれども、さだかにもおもはぬもの也。伯家部類に、神祇官御年貢進社事の永萬元年六月の文書に、尾張一宮二宮、佐渡一宮、伯耆一宮二宮、周防二宮、長門一宮二宮、淡路一宮二宮、讃岐一宮等の名みえ。又伊豫盛衰記云、倭國ニ於テ一宮ト云ハ、伊豫大三島ヨリ外ニハ無也、一國ニ一宮ト云ハ、其後聖武天皇ノ御宇、八十六箇國ニ一社ヅツ選置給フとあり、此説の是非はしらす、むかしより一宮の名あり、國により二宮もあれども、三宮以上の名をきかず。

○龍形に雲きり箔などの色紙短冊もふるきことにて、室町殿日記、天文十九年花の宴の事付色紙三十六枚、繪やう龍形、短冊三十枚は、小雲きり箔でい繪少少づつ有べしとみえたり。

○烏丸施樂院は、御嘗家御參内の時の御裝束所なり、駿河御政事録、慶長廿年閏六月廿一日、將軍家御參内、辰刻渡御于施樂院、獻御膳、御裝束、巳刻御參内とみえて、いまに關東御使及閣老京尹など參内の時、施樂院にて裝束をつけらるゝ事也。

○競馬裝束、左は打毬樂、右は狛鉾の樂の舞裝束を用ゆる也、左右の近衛の舞ゆるなるべし。今時鴨の競馬裝束は、たしかに打毬樂狛鉾の裝束のと同じともおぼえねども、格別にたがふべからず。又安倍季慶がいへるには、鴨競馬裝束こそ、まことのむかしの打毬樂狛鉾の裝束にて、いまの樂裝束の打毬樂狛鉾の裝束は、かへりてあしきよし也、是非はしらす。狛鉾の棹だけ短くなりたるは、舊儀にあらざることとはしれり、其餘いまだ考へず。

○當時舞樂の再興は、京都大佛殿供養の時、南都左方、天王寺右方樂人をおしのぼせられて、舞樂ありしよりおこれり。其後寶永の頃より、さかりに朝廷

にもおこなはれ、いまにたえざる也。正保三年女院御前にて、南都方舞人辻左衛門、辻左兵衛兩人にて、ふたり立の陵王の舞ありときけり、教訓抄體源抄にもみえずとおぼゆ、仔細尋べきこと也。

○或人の物語に、萬葉集いまの本つたはりしは、延元年中、吉野の御子宗良親王、信濃の娘捨山の麓にかくれ給ひし時、權少僧都成俊にあたへ給ふ萬葉集也。萬葉集の奥書の文永年中の僧都が文に、宗良親王御歌集とあはせ考するべしといへり、此御子遠江引佐郡にしのびおはしましたりければ、御後遠江にありといへり。仙覺が訓點の外は、宗良親王と僧都成俊の訓に有べしと語れり、いとまある時に考するべきことなり。

○徂徠・南郭ともに、人の書をたのみし時、かならずしも古語をかゝす、自分の作文詩などかきしときけり、これは自分書家にあらざれば、書を専門にせざるといふ心なり。大唐六典にも、凡明書誠說文、字林取

通訓詁、兼人云、雜體者爲通とみえて、書家は文字の専門にあらざれば、如此く徂徠・南郭は文字を専門とする故に、前のことくなるべし。和漢ともいにしへは文字の人、文をつくり、その文を書學の人かけることなり、いまも賀茂上表の類は、儒家に文をつくり、能書の執筆せし也。

○松尾上山田むらは、五月節句に家々の幟をたてず、これ先年五月に火災ありし時に、家々の幟に火うつりて村中の大火におよびしよりおそれて、そのちは幟をたてずときけり。

○南都方天王寺方樂人南都天王寺にて舞樂の時、裝束は中頃の中絶ののちは、形のごときものなりしが、有徳院殿の御時、江戸紅葉山の樂裝束をあがちて、南都・天王寺へ賜しより、いまの裝束になりたり。又在江戸の樂人といふは、紅葉山の樂人なり、南都・天王寺・京三方の樂家の庶流のものをめしくだし給ひて、紅葉山の樂人とし給ふ也。

○切支丹は、正親町院永祿十一年、安土城主織田信長の時わたりて、夫よりさまざまのこと有しを、宗門御改めの已來はうせはて、天守のさたやみたるこそいとめでたけれ。

○大秦廣隆寺の樂師如來は、秦の徐福の像にて、瑠璃光如來にあらずといふ人有、先年開帳の時まのあたりにもむかひ奉りしが、世のつねの樂師とはたがひたり。

○千本引接寺の焰魔王の像、俗につたへて大學寮に在し子路の像といへども、俗説なり。大學寮に在しは、畫像にて木像にあらず、識者みなくしれることなれども、俗のまどひをとく爲しるしおけり。

○予性に烹茶をたしむよりおもふに、異邦の茶は出茶にしてよろし、皇朝の茶は烹茶にてよろし。たゞ烹茶とは茶を瓶にいれおきて、沸湯を入れてしばしうかひてよろしき頃を待て服す、さては湯の分量、茶の分量は、いまの京拵にて一合餘りの水を沸湯にし

て、茶の分量おほよそ五分ばかりを量とすべし、茶の濃きうすきは、人のこのみにしたがひて、この分量にいさゝかつ増減あるべし。このことわり私にいふにあらず、茶録疏曰、凡容水半升者、茶五分、其餘以是増減。又茶經曰、煎水一升、用茶方寸已、若好薄者減、嗜濃者増。又曰、茶譜曰、水每三升、用茶一兩とあるをみて試しをいふなり、茶録已下の枿目ども、唐法の量なれば今時の枿にあらず。

○天正の頃、大工の上手に中居半兵衛といふものあり、秀吉公の寵愛をうけて、名を修理大夫とあらため、棟梁せしこともものにみゆ、いまの大工がしら中井は、もしこの□に由緒ありや、尋ぬべし。

○文祿天正の頃は、ゆるされずして、わたくしに官名をなかりしことおほかり、しかるに其頃ゆるしを蒙りしや、是非はしらざれども、下鴨の社の膳部役に、秀吉公の檢地の時、井上豊後守といふ名ありしを據にて、近年下鴨社の膳夫人七位の位階をのぞみて、

ゆるさせ給ふ、又松尾社の神方膳夫人にも、元龜年中山田駿河守、天正年中秀吉公檢地の時、山田土佐守などいふ名みえたり。

○今の田園の檢地は伊奈檢地といひ、慶長十五年六月十三日死去せし伊奈備前守忠次の檢地なり。忠次は佐藤某の僕從にて、小童より田園の事にくはしかりし人といへり。備前守の量土以前は大久保石見守が檢地なり、これを石見檢地といふ。これより已前は文祿元年秀吉公の時の檢地なり、この時より六尺三寸の法のいできしとき、傳へたり。今時新檢地といふは、一段三百坪なり、古檢地は一段三百六十坪なり。

○三代實錄に據良基曰、雖有百術不_レ如一清_一とは道理なることなり。

○大地間といふは六尺、家下間は六尺五寸、疊間は六尺三寸也。

○南都天王寺京三方の樂人、毎月八日に樂講あり、

是は嚴有院殿の御月忌の奉納にて、その跡にて稽古あり、樂人當時二千石の知行は、嚴有院殿の御時給はり、さて二千石五_ツ物成にて千石納り、其少し餘分の納りは、仲間中の雜費にし、千石を南都天王寺京三方五十一人の座に、一人十石宛配當なり、五十一人の外の座の人は配當せず、請次に五十一人の中へ入ぬれば、年々十石づつ生涯の配當也。又師匠料九十石、三方にて三管師匠人別十石づつ也、この師匠料の事、はじめは三方上藝の上首の人、師匠として十石づつ配當せしを、いまは樂人の家に、本家分の家領のごとくなりて、上藝にいたらざれども家々のものとせり。今時にて其家をいは、南方笙辻則是、篳篥窪近壽、笛上近周、天王寺笙蘭廣景仔細ありて、笙林廣勸、蘭の料五石配分せり。篳篥東儀季政、笛岡昌芳、京笙豐文秋、篳篥安倍季良、笛山井景和等の家を師匠家とし、十石づつ配當せり。又左舞師辻近徳、右舞師林廣猶東儀文暉三軒の家に傳へたり。舞師匠料はなかりしものなるを、

師匠料なくては、舞おのづから疎略する道理とて、三方中間の二百石の稽古料のうちを廿石とり除て、舞師匠料につけたり、左方は辻一家なれば十石、右方は林東儀二家なれば五石づつ配當せり。又五十一人の座外稽古料百石、上藝料百石、中藝二十人に人別百石、稽古料二百石内廿舞師三家、都合千石の物成配當あり。此外當時禁裏御倉より聊づつ御助力を被_レ下、家々凡四十七八軒もあり、これを御扶持人の樂人といひて、節會以下參勤するなり。

○皇朝は血脈相承の國にて、九條准后尚實公は、小野隨心院にて得度し給ひしかど、藤原家の血脈なりしゆゑ、敕命にて還俗し給ひ、九條殿相續せさせ給ふことあり。又一向宗は僧徒なれども、親鸞上人已來、血脈相承の僧にて、いまも僧ながら血脈を尊めり。むかし常樂寺とて、本願寺の院家の第一寺三代目愚昧院光覺僧正といひしは、一向宗より住家の受戒して、山門の一寺院の住職せしかど、常樂寺の附弟の血脈な

かりしより、時の座主門跡のはからひにて、山門をくだして常樂寺一向宗の相承になし給ひ、妻帶肉食の僧となし給ひたり。されど僧正の官は、山門のまゝにてあるべしとさせられしに、常樂寺に記文ありときけり、僧に血脈を尊むこと、いとめづらしきこと也。光覺僧正は、當文化甲子四百五十回の遠忌ありて、四百五十有餘年前の僧也。

○今時も佐渡國の婦人は手習をせず、ものよむこともしらすといへりしが、明太祖高皇帝、洪武四年、有内使言「政事」旨、寺人干政、亂從生矣、今制内侍不許讀「書識」字、止供「洒掃而已」と中略にみえたり、これらのごときより、婦人はものかゝざるにやと思ふ也。

○文化紀元、宇佐使四社中將公說朝臣、攝州大坂町人鴻池が家にとまらせ給ひて、

春風枝節出皇城、烟水去郷二日程、
爲是鴻池多置酒、浪華還似在天京。

右奉

宇佐祠。路過大坂、館山中氏。藤公說

とせさせ給ふを、浪花よりみせ來りたり。から歌のよしあしはしらざれども、天京といふこと、心得ぬ妙文字也。又山中といふは鴻池屋の稱號なり、館の字もいかゞ。三内口訣三光院内府御作曰、屋形の稱は、いにしへ大臣に任せし人の居所ならでは稱せざりしとみえたり、館はすなはち屋形のことなるを、町人の家をか稱し給ふは、何ゆゑのことによ、いぶかしくこそ侍れ。又立給ふ日、稻荷何がしとやらの社司の家に小休したまひしが、やごとなき文書をわすれて立出給ふを、あるじみ出で、伏見街道をあしをそらにおひかけて、砂川のわたりにておひつきたりしかば、御車をとめてうふり給ひしときけり。この文書は何かしらざれども、むかしより奉救の使に宣命を給はりつれば、ふくろに入てくびにかけ侍ること故實なり、この文書も、くびにかけ給はるかゝるあやまちもあらざるべきを、ほゐなかりけることぞかし。

○松尾社の社司家、秦都理已來相續せしかど、近世相豐神主の頃は、たゞ一家となりしを、相豐神主五世

相秀神主、今の東の本家、相長權神主、いまの權神主、東家相豐神主四世相賴正彌宜、いまの南家とわかれしより、今時東南權神主、東と三家になり、又庶流の社司家もいできたり。又南家の祖相賴といふ名はいかでつけりけん、安元年中神主秦相と賴いふ人ありて、神忠のきこえ院廳の下文にもみえたり、南家祖は先祖の名をおかしたること、心得ざることなりけり。又月讀社彌宜家松室は、もと押見姓なりしを、中世以後は松尾の社司家の秦姓となりたり、松尾事略寛文七年作に、相房一門、謂之社家中興也と有、相房は相豐神主の曾孫、相光神主の男なり、南家祖相賴の兄なり。

○下鴨稻荷社司家庶流、慶長已來八年に家數増長して、皆社司となりて社職につらなりたり。松尾社も松室家の庶流、三宮宗像衣手四大神の四社の社職

に補せられしにて、寛文四年五月四日、年論のこと有て、社職をとめられし也。

○陰陽師大黒民部の家に、水合といふことを土用にすることあり、禁裏仙洞御所々々にて、井に向ひ呪術をせり、此事のわけは丹後國與謝郡天真井の水を合せし故に、大黒の物語なれども、不甘心の事にて、風水家の呪術におこるなるべし。

文化庚午四月十日 文晁 寫畢

橘憲自語七終

○古語曰、親ニ附善者ニ如ニ霧露中行ニ、雖レ不レ濕衣、時有レ潤といへば、必善者にはちかづきて益あるべし。

○天王寺方樂人につたへたる蘇莫者の假面は、藺若狹守廣秀、蘇莫の舞の絶なんとするを歎きて、北野天満宮へ一七箇日參詣の歸路に、一條通の古道具屋にみあたりて感得せしを、いまは天王寺方の一方のものやうになれりと、東儀因幡守文幾の物語也。

○山門に勸學會といふことあるは、大學寮の學生におこる也。扶桑略記、應和四年三月十五日、大學寮北堂學生等、於ニ叡山西坂本ニ、始修ニ勸學會ニ、由レ聞レ法歡喜、讚ニ之心ニ、講ニ法華經ニ、以ニ經中一句ニ爲ニ其題ニ、作ニ詩歌ニ、詠也とみえ、又本朝續文粹曰、暮春勸學會、於ニ法興院ニ、聽レ講ニ法華經ニ、序もあれば、山門にかざらざる

ことなるべし。

○日本紀曰、持統天皇五年三月壬申朔癸巳、詔曰、若有ニ百姓ニ、弟爲レ兄見レ賣者ニ、從レ良、若子爲ニ父母ニ見レ賣者ニ、從レ賤、若准ニ貸倍ニ、沒レ賤者ニ、從レ良、其子雖ニ配ニ奴婢ニ、所ニ生亦皆從レ良とあり。女子とてもおなじかるべければ、今時も妓女など、おやのためにうらるゝものは、良人になりがたかるべし、たま〜遊女を妻とする人は、心得あるべきこと也。

○森輝樹の物語に、豊前の小倉あたりにては、座屋の事を辨刺（せんさく）といふよし、考べきこと也。

○開元遺事曰、明皇御苑千葉桃、帝折ニ一枝ニ、挿ニ於妃子寶髻ニ、曰、此花亦助レ嬌とみえたり。今時も婦女のたはむれに髻に花をさすこと、このたぐひなり。

○さきにもいへりしが、くはしからざれば又云、入木道に、大師様骨よりならひて極意にいたる、尊圓親王の御家様は、かたちよりならひて極意にいたる、かたち剛肉柔也。元祿四年辛未八月序ある六義抄とい

ふものに、初學には皮肉より書ならひ、後に骨法に入べからず、是則古法に所謂流節の教なり、流とは肉を學（まな）ことをいふ、筆ゆる〜と使ひ、文字の姿も

うるはしきをいふ、節とは骨を學（まな）をいふ、筆を法のごとく、折所も打立る所もしかと書、字形の堅きすがたをいふとみえて、御家様に皮肉より入ことををしへたり。一文字だにひかぬわがかく筆道を論ずるは、あらぬわざなれども、書學學の人の爲にしるせり。

○聖護院三寶院は峯入といひて、大峯山にのぼり給ふことあり、役行者の跡をしたひ物せさせ給ふよし也。熊野より大峯をへて吉野に出るを、順峯入といひ、よし野より大峯をへて熊野に出るを、逆峯入といへり、春山と秋山とにて、順逆の差別をするはひがごと也。

○岩谷洲臺翁の物語に、我福知山近の田うゑ、ゆふぐれに川邊をゆけば千鳥なくなけく千鳥聲くらべしやう

かくいひて、間々にとよのといふことをいふよし、とよのは豊の字の心なるべし、いと古雅なる歌にこそあれ。

○或人物語曰、天明の内裏回祿の時に、聖護院室を假皇居として渡御あり、寢殿の上段の門を假の内侍所とせさせ給ひ、さて後に假殿を立られ渡御ありし、あくる朝にかの上段の間の袋棚をみたりしに、法華經一卷ありければ、あれかこといしましめよくしたりときけり、（此一句不分明）これは火災にてはからざる寺院に渡御ありしが、もとより袋棚にありつる經なるべし、されど内侍所かりそめにもおはしましたる所に、經のありしは奇怪といふべし。

○延喜陰陽寮式曰、凡中星曆八十二年一度造進とみえたり。今時曆道家に中星曆といふときかず、あるやらんもしり侍らねども、まづさたせず。考るに、授時曆歲差條、大衍曆歲差率八十二年、及開元所（距）之差五十二年。又天經或問歲差條、唐條、唐一行作

大衍曆、以八十二歲差一度とあり。則異朝も延喜には大衍曆を用られたるから、この八十二年の天度のたがひし年には、更に曆をつくらせらるゝこととみえ侍る。さて中星とは、昏の中星所臨宿次也と曆書にありて、宿次は二十八宿の昏に、南方に中する星を中星といふ也、八十二年に一度づつ天度たがへば、中星の宿次もかはるなるべし、夫故に中星曆といふにや。

○諸社神主禰宜祝以下、都て祠官のともがらは、延喜民部式に、堪祭事者補之とみえて、祭事官なるを、今時はおほく神道者のやうに、神代記を専らしることとおもふやからあり、その職掌を忘却すといふべし。

○角倉家の傳をみるに、元祖意安法印宗桂は、天文年中室町殿侍醫にて、直敘法印宮内卿なり。其後に了意といふ人、慶長十^乙年東照宮の上意にて、同丙午年丹州桑田殿村より保津をへて、嵯峨大井川まで

河の間三里、川中の大石を切とほし、同年八月より高瀬舟通行せり、又慶長十三年大佛殿の材木を運送のため、賀茂川の西に新川をほりて、伏見より高瀬舟を通行させたり、同十六年二條より伏見にいたり、京都へ炭木已下のもの運送の便り、高瀬舟を通行させたり、其後東海道富士川・天龍川などの高瀬の通行も、みなこの了意のせし也、本姓は吉田氏なるを、嵯峨の角倉といふ地に有し故、今角倉と改たり。

○山科家衣紋の事、言繼卿の記には度々みえて、高倉・山科かたみに御前装束御衣紋等をつとめられて、兩家の差別なかりし也。山科家は近頃まで絶て衣紋のさたなかりしを、寶永二三年の頃より、又御衣紋に參らるゝことになりたるよし、ある亞相の御物語せさせ給ふ、此事たがひ有べからず。

○先年八條遍照心院又大通寺。尼寺とも。にて、水戸中納言殿の御書翰を拜見せしに、六孫王御墳墓、年久廢頽之處、今度新被^レ加^二御修覆^一

之由、珍重之事存候、誠源家氏神御孫々迄御繁榮之御事、過^レ之候事御座有間鋪與、皆人一同奉^レ存候、唯今迄は義家一人被^レ致^二信仰^一候^トて無^レ口^二之八幡^一を源家之口用來候、多田滿仲ハ源家與申計ニ而、御正當ニ而も無^レ之をさへ、多田院など御取立被^レ成候、今度ハ各別之儀、如^二我等^一愚老も數十年來積鬱一時伸、披^レ雲望^レ天、不堪^二雀躍^一歡^レ拊^レ之至^一候、爲^二今度^一之御禮

滿山代僧遍照心院内多聞院南谷法印下向之處、兼々愚老此儀致^二苦勞^一候所御聞及^トて、早速足下迄御申聞之由、事多候處思召出、過分ニ存候、終不^レ致^二書中^一候故ハ、謝狀不^ニ申入^一候、從^二足下^一幾重も宜敷御申越可^レ給候、頓首。

七月六日

法眼立庵醫伯

光 岡

うつしおきて、後に一日友兄山本翁と此談に至りしに、御正當にもあらぬとか^レせ給ふを、翁日本史に考られし、頼信よりつたへて新田義重にいたれば、さ

も有べきに、滿仲多々家にては嫡流と申べけれど、新田家にて正統とは申がたし、そのうへ滿仲は、其末藏人行綱に絶たるやうにもおもひなさるれば、かたがたに正嫡とは申されまじと申されたり。

○僧の醫のこと、さきにもかきおきしかど、又おもひ出たり、續日本紀、養老五年六月戊寅、詔曰、沙門法蓮ハ心住^二蓮枝^一、行居^二法梁^一、尤精^二醫術^一、濟^二治民^一苦、善哉若人、何不^ニ褒賞^一、其僧^二三等以上^一、親賜^二宇佐君姓^一とみえ、又後の日次記などにも、戒律をたもつ沙門の御藥を參らせし賞に、僧位を賜しことたびたびみえたり。又今時受戒せずして僧位に敘する醫師あるは、室町將軍家の頃よりおこれるにや。先にかきし角倉傳に、天文年中意安、室町殿侍醫にて直敘法印になり、宮内卿と稱し、又半井家傳に、正四位上宮内少輔和氣明重といふ人、始准^二武家^一、醫爲^二法師之體^一、名^二宗鑑^一、雖^レ不^レ經^二僧位^一、聽^レ著^二著綴白袴^一、列^二諸醫座上^一とみえたり。もとより此重明は四品の

人の入道なれば、僧位あらずとも四位の入道ゆる、直綴白袴を著すること仔細なかるべし、これも室町將軍の時也。彼是をあはせて、今時の醫師の持戒なく爲_二法師體_一て、散位の僧位に敍するの據にもすべし。

○江談抄、扶桑集、長徳年中所撰也云々、時歴_二九代_一歟、今上時也とあるに、もし今の扶桑略記といふもの、この扶桑集の略記にもやあらんと、疑惑のおこりしかど、扶桑集をみざれば強にいひがたし。梅尾高山文庫に扶桑集ありとき、つたへたりしが、梅尾の曝涼にも二度まで登山してみたりしかどもみあたり侍らず、數卷の書なれば、又尋ぬべきこと也けり。

○をりく予にものをとひき、し俳諧師几董といふもの、茶たば粉といふかくし題の物名の發句、

信濃ぢやはたはこゆきに蕎麥の花

よくいひときたりとおもふから、書付置り。

○東山雙林寺に西行庵あり、彼等の書物に雙林寺門前とあり、今時は門内の右方にあり、これはむかし

門前なりしを、近きとし此門を西へ出せしより、今は門内となりし也。西行庵舊地は西阿彌と文阿彌との間のあたりなるを、五十年ばかり已前に、天津和尚といふ天台宗の僧、冷泉入道爲村卿といひあはせて、今の所にあらたに一庵を造立し、月々に歌會など催して、西行庵の名を負せたれども、むかしのものにあらず、五十年來のものにて、則よし野のとくく_一の清水のいほりのやうをうつせし也といへり。

○今楊弓の弓に、大極廣忠とて名物あり、これは廣忠から木細工人にて、弓をも能つくりし故、近江大塚に任せし故、大極廣忠とて名物になれり。同矢師に出羽大塚あり、これも細工の上手にて、出羽大塚になれり、三絃にも廣忠が作をよしとするは、唐木細工の上手におこれりし也。

○納米の正税を、上賀茂にて正税とよみて、しやうざい田といふ田地の名目ありて、必その田は上田にて、水旱の患なしといへり。

○飴しるあめの地黃煎に似たれば、飴を地黃煎といへり、さてじやうせんともよべり、じやうせんは地黃煎といふこと也。

○性靈集第四曰、狸毛筆四管、眞書、草書、行書、寫書、右伏奉_二昨日進上_一、且教_二筆生坂井名清川造奉_一進と見えたり。この坂井名が子孫新町姉小路あたりに、今時も筆屋にて、近來清川の年回の佛事をせしと、養老館の物語にきけり。又筆に眞書消息の名はきけども、行草寫の三つは、いま名もきかず。

○世に神樂笛といふものは、狛笛に二律ばかり下りたるをいふ、めりかりとは上下_{かみり}といふこと也。

○三跡と能書、むかしよりいへども、後世になり、世尊寺家のみにて三跡と稱す有、行能に經朝に行尹卿なり。

○小笠原流の禮家に圓鏡といひて、牀のかざりとするかゞみあり、是は異邦の軒轅鏡なり、軒轅鏡、其形如_レ毬可_レ作、師榻前挂_二掛所_一以_レ辟_レ邪、蓋山精木魅、皆

能使_二形變_一、而不能_レ使_二鏡中形變_一、其形在_レ鏡、則錯亡退走、不能_レ爲_レ害と酒確類書にみおよべり。

○漢書充國傳に、百聞不_レ如一見_一と有て、書にてみしより、何にまれ其物をみてしるはまされり。

○今和歌者流に、僧の懷紙には季をかゝぬよしをつたへ侍れども、或家にて上杉淡路入道玄隆の懷紙をみしが、もとより肉書なり。

秋日同詠如來神力品和詞

沙彌玄隆

如日月光明能除諸幽冥

世をわたる月日のかげのごとくにてまよひのやみをたす法かな

懷舊

わすれずも身にそへて猶なげくなさてもきえにし秋のわかれを

秋日の季をかけり、桑門の懷紙に季がきなしと、あながちにおもふべからず。

○水戸の禮儀類典、はじめの清書を官庫に奉らせ給ひて、又のちに校訂の本を奉らせ給ひて、はじめ

奉られしをばかへしくださるべきよしを申されしかど、二部ともといめおかせられて、かへし給はずと、水戸の文學立原甚五郎の物語に聞りしが、さるにや、いま官庫に類典二部ありて、一部のかたは校訂の本とみえて、いとよろしときつたへたり。さて世の中にいままうつし傳へたる類典は、みなくはじめに奉られたる本をうつして、校訂の本にあらざるから、誤りおほかるもの也。

○宋の太宗、佛ををがみ給はんとせし時に、相國寺の僧のいはく、現在佛は過去佛を不拜と申せし也、我邦の天皇を明神とも又神ながらなど申奉るも、現在の神にてましますといふことなれども、相國寺の僧が現在佛といひしとは、ことのたがふなり。

○諸社の神寶の御衣をはじめ調度の類、みな如在の禮を盡せども、人料とはいさゝかづつ大なるか小きか也。これは唐書禮樂志第三曰、祭不欲數口廢春分通爲四、祀器以爲口、差小常制とみえたり、しか

るに鴨社、安永年中造替の時に、禰宜俊永卿、神服已下丈尺の不都合とて、あらためて裁縫せしは、故實を存せざる也。

○東坡集第九白帽注云、隱者服也とあり、裁進のしれたらんには、今時のあやしき服よりも、この白帽を隱者の服とせばしからん。

○同集文に、眉州遠景樓記中に、吾州之俗有近古者三、其士大夫貴經術、而重氏族、其民尊吏而畏法、其農夫合耦以相助、蓋有三代漢唐之遺風、而他郡之所莫及也とみえたりしが、我邦は古來より重氏族、門地をたて、其農夫合耦以相助こと、いまにしかるのみならず、東照宮のまつりごと申させ給ひしより後は、其民尊吏而畏法こと、いにしへにもこえたり、太平のひさしきををるべし。同集に、扈從景靈宮の詩に、道入幽夢、曉初還、已覺笙簫下、月墮、風伯前驅清宿霧、祝融驂乘破朝寒といふ句に、次公が註に、屈原遠遊賦、風伯爲余前驅、兮、辟氣氛而清涼、

又曰、祝融火神、故破朝寒也とみえたり。萬葉集に山川もよりてつかふるといひ、又山つみのまつるみつきなどよめるも、ことはたがひたれども、和漢とも情のひとつなることしるべし。もとより東坡は楚辭にもとづきて、扈從の時の詩にかくつくられたるなるべし。又身後の名あらんよりは、即時一盃の酒にしかずといひしも、ひとつきの濁れる酒に豈しかめやもとよめるも、心のたがはざることしるべし。

後鳥羽院御製

詠二首和歌

山河水鳥

旅宿埋火

おもひやるがものうちけのいかならむしもさへわたるやま河の水
たびやかたよものちばをかきつめてあらしをいさようづみびのき

詠山河鳥和歌

右近衛大將通親

旅宿埋火

詠二首和歌

參議左近衛中將藤原朝臣公經

山河水鳥

旅宿埋火

詠二首和歌

春宮亮藤原範光

山河水鳥

旅宿埋火

やまがはのいはうつおとにおどろかせいかになれたるおしのうきれぞ
うづみびのあたりはふゆのくさまくともみいづるはるのけしきなるかな

詠二首和歌

山川水鳥

右中辨藤原長房

すみなれぬあちのむらどりきまをいしふりがはの名にやどろく
うづみびのあたりはふゆぞわすらるゝたびのうちに春のさぬらん

詠二首和歌

山川水鳥

能登守源具親

いはたがはいくせのなみにすみなれていたれどのころおしのひとこゑ
ならひきぬあまたつほどになりにはりあたりによはるよのうづみび

詠二首和歌

山河水鳥

散位藤原隆實上

やまかげやちくるみづのせをばやみよにつどふあちのむらどり
旅宿埋火

詠二首和歌

山河水鳥

散位源家長

くさまくらあらればさゆるよにまつたうづみびのもと
いはたがわたるせごにたちまきうきれさだめぬかもむらどり
うれしくもけぶりのあとのきえやらあまたついまれやのともしび

詠二首和歌

山河水鳥

右衛門少尉源季景上

すみがふるおしのこゑのみひまなくてつらよはるたにがはのみづ
うづみびのまくらに□きよたびねにはらはぬそでにしもぞきえゆく

旅宿埋火

考るに、石田河は救撰にも紀州の名所にみえたり。石田の河、夫木集に、
みくまのや石ふる川のはやくよりれがひをことのやしる也けり
とあるに、本國地名にたがはぬをもておもひ出たり。

定家卿の建仁元年十月十三日、取。次昇ニ崔嵬嶮岨、入ニ瀧尻宿所。河灘韻記、巖石之中に入レ夜給レ題。使考選。即録之持参如レ例。略。参ニ此王子ニ宿所ニみえたり。建仁元年は正治三年なれば翌年なり、正治の熊野御幸のことは、頼に考侍らねども、建仁の記にておしはかるに、正治の御幸にも瀧尻にて御會のありしなるべし。建仁の記にも公經卿範光卿長房卿家長なども供奉とみえたり。又懐紙の書體、みなくおもふまゝにて、今時の法のごとくあらぬは、南都一乘院門跡におさめ給ふ法華經廿八品の懐紙、西行法師その外當時人、また新古今集竟宴の時の懐紙の一座の摹本ありしなど参考すれば、疑べきこともなかりけり。かやかくものしり顔にかけれども、うつしのみにて、懐紙の本紙の肉書をまのあたりみざれば、さだかにいひがたし、よしみたりとも、わがひがめはよろしきともひても、古筆目利のありて、了佐とかいふものよ

りおこり、目利をつたへて古筆をさだむるものき

はめにもれなば、あたひなき□□たかなるべし、この目利するもの、むかしは何探とさすべしとのみいひて、まのあたりかきし人にあひて聞たるやうにさだめたりしが、近世にいたり、みぬよの人にあひてきしごとくきくめれど、いたくこがねをむさぼるはあらぬこととおもふ。

眞山氏が費者雖貧似富といへるは、むべなることにて、貧者はかへりておもはぬことに、富者より費をなすものにて、富者の及ばざることあるもの也。費の多かるから、財ともしくなりて貧者となれども、なほやます費すによりて、富者になることあるべし。

○松崎祐之が膝下問答中に曰、問、小學近思錄のごとき書はみるべしや、答、人によるべし、人の性剛あり柔あり、風土のかはりあり、いづくにみても論語ほどたつとき書はなしとあり、むべなることなり。近世に朱子をたつとむやから、しきりに近思錄を稱するともがらのためによりしき教といふべし。かの祐之は丹波國龜山侯のまた篠山城に居城の時、寶永の頃、都にのぼり所司代つとめ給ふ時、仁齋先生の推

擧にて龜山侯につかへし人なり、この祐之は、本朝の史徴・花押叢・開承録などいふふみをあらはし版行ありし也。

○今時和歌の題を出し侍ることは、冷泉家・飛鳥井家の兩家にかぎることとなりたり、その冷泉家の出題のうちに、澤露といふ題あり、いと心得ぬこととおもひしが、これはもと澤露といふを、露の字を露にあやまりしをあらためずして、おし立て題とせしなるべし、和歌のことにかぎらず、門地を立てものする家に、かゝるたぐひおほかれれば、あやしむにたらざることとはいひながら、あまりしくつたなきことなれば、あやまちをあらたむるに何ごとの有んや。

○茶の色の白を賞するより、墨くすりをかけた茶碗を點茶家に用るなるべし、茶色の白といふは、茶を點て淡のたちて白くみゆるほど、淡あるを賞するの故なるべし。東坡の詩にも眞茗雪といふことみえ、その外異邦の人の茶の色の白を賞することおほかり

し也。

○今時の浴湯に居風呂といふ名は誤なるべし、水風呂といふべし、ふるき日次記に、おほく鹽浴湯に對して水浴湯といひて、則鹽湯水湯といへりしにて考しるべし。又今時の徳風呂とて、釜のうへに桶を居て焼風呂あり、近世のものにて、京の町人の富家に百足屋仁左衛門といふものの元祖、百年ばかり以前にも有けん、仕出したるものと、六條龜屋陸通とて、今年丑乙百七歳になる老人の話也。

○おなじ老人の物語に、今時のやはらかなる作菓子をやうかんは、靈元帝の虎屋・二口屋の墨形羊羹のたたく味よからざるをきらひ給ひしより、龜屋陸通の家にて、はじめてやはらかに製したるを聞食てのち、こゝかしこにも、水やうかんとして製することとなりたりと語れり、さることや。外々の水やうかんは、今時流行の二家の龜屋良安の家より、ひとときはまさりて味もよろしき也、墨形やうかんといふは、虎

屋が製するかたきやうかんのことなり。やはらかなるやうかんを、水やうかんといひしが、年ふるまゝに、又そのやはらかなるうへにやはらかくせしを、今時は水やうかんといへどもしからず、やはらかなる普通のやうかんを、水やうかんといふべし。

○寶永の頃の所司代松平紀伊守殿の時、年賀に中院殿以下したしき堂上をば、我役宅にまねかせ給ひて、年賀の宴あり、即席の詩歌もありてうつしおきたり、いまをもておもふとは、大にかはりたること也。又この紀伊殿役料を辭して禁裏の御料に參らせられし人也、この時までの武鑑をみるに、所司代役料一萬俵といふことみえたり、この後の武鑑にはみえず。又堂上をまねきて伊勢物語の會ありし時に、ある公卿、なりひら朝臣にはいまもならまほしきものと申されしかば、紀伊守殿の申されしは、もし今時に業平朝臣のごとき公達のあらば、我はそまゝさしおかじといはれたり。搢紳家としたしくし給ひて、伊勢物

語の會までにいたれども、圭角のありしことかくのごとし。

○俗に飴は齒のためよろしからずといへども、羣芳譜を一覽せし時みるに、金門歳節曰、膠牙餠取膠固之儀とあり、餠はあめ也、齒固に用ひしなるべし。又麤をも齒の毒といへども、これもいにしへの御齒固に用ひられしことみえたり。

○越前侯の女中は、酒のことを御銚子とのみいひて、御銚子がかりしやなど、酒のむことをいふときけり。京にてもたま〜かくいふ女あり、これ食事を御膳をあがりしなどいふに對しておもへば、酒のむことを御銚子といふも、さのみ不審ならず。

○今時に畫者そのものを眞寫することをば、寫生といへども、徐氏筆精に寫生といふは、寫生紙といふことの略なり、熟紙にむかへて生紙あり、熟紙は今の地をせし紙をいふ、生紙は今のふくさ紙にて、地をせざる紙也。さて寫生は、ふくさがみに書といふこと

也、異邦にても一説ありて、眞寫のことを寫生ともいふことありや、博識の人にとふべし。

○武者小路實陰公いとわかはおはしませし頃、花街にたび〜かよひ給ひしを、いましめ給はれとて、一族のひと〜靈元帝へ申奉りし時、帝きこしめされて、ある時に夕方に頓にめして、百首の歌の題を給はり、あすの曉までにこの百首よむべしと仰られしに、かしこまり退出せられ、又そのよも花街にゆかせ給ひ、あくるあしたかへりて湯をかゝり、詠草をしたため給ひ院參して、御點をうかひ給ふとなり。さてそののち一族の人たち、この頃仰ありし夜も、花街にいたりしと告奉りしに、帝さることなれども、花街に在ても百首の歌のいできし器なれば、ゆるしつかはせよと仰ありしとなり、不甘心のこととおもふやからもあるべけれど、此公一道の執心を忘却せさせ給はざるを感じるべし。

○仁和寺の御室の御厨に、食時に撞かねに銘有、古鐘

とのみ人のおぼえて容易ならざれば、くはしくしる人なし、密々銘文をうつす。

丹後國與佐郡山田郷

菩提寺

願主 中太夫

文明二 庚十一月十五日

鑄師賀院大工家次

とあり。

○鳥丸上長者町北西角小紅屋といふ家の井は、名水にて、むかしひでりの頃、この水を公家にめされしことあり、その時、速水といふ稱號を給はり、世につたへ稱して、近世亂舞の小鼓者速水六郎兵衛といひし者、此家の人なりしが、貧乏にくるしみて、小紅屋を人にゆづり相續させたりしより、小紅屋の名のみのこり、速水の號をうしなひたり、をしむべきこと也。ある老人の物語に、この小紅屋の井は、むかし半井家の井にてありしといへり、さることなるべし、いまに此町の名を驢庵町といへり。此町に醫師の半

井家の住ることは、鳥丸光廣卿の歌にてもしるべし、今時の醍醐殿の敷地は、半井の地にて、むかし醍醐殿へ參らせしときけり。その時小紅屋は、なかばをわかちつかはしたる也、小紅屋もと半井によしみあるものなりときゝたり。

○今時も菊紋を賜りて、調度およびくさ〜のものにつけ侍ることありしが、半井典藥の頭の家傳をみるに、永正の頃、渡唐して明朝の皇帝にまみえし和氣眞長、號春蘭軒と申せし人の傳に、自號蘭軒、賜春字一號春蘭軒、又賜菊紋とあり、この時入明して將來の書どもおほく、いまに半井家につたへたり。又在唐の間與梅崖と親友にして、歸朝の後も度々有書信といふことも、傳にのせたり。

○關白の賀茂詣の記に、御酒をいたゞき給ふ所に、横手といふものあり、いかやうのものにや、社司にとへどしる人なし、平手にむかへて横手といふものあるにや、考べし。近來のことなりしが、少し異様の

土器を下鴨にてほり出せし、その摸造も有て、おくるべしと社司のいへれども、いまだきたらざればいか様のものやしらず、横手などといふべきものならば、珍重すべきことなるべし。

○荒井白石先生の折たく柴に、人にむかひてみづから帶するものの利刀たるよし、かたること有べからずとあり、道理あることにて、むら正・まさ宗などの利刀を帶せりと、ほこりたる人のあやまちせしを、おほくきくもし見もしたり。又曰、いつはりおほき人は、其言ばを信にせんとして、神佛にちかひていふとあるも、しかるべきことにてこそ侍れ。

○一向宗の興正寺門跡より、脇門跡と稱せしを、あらぬことのやうにおもふ人もあれど、しかるべきことなるべし。又曼殊院門跡を青蓮院門跡の脇門跡といへり、青蓮院尊純親王日記、

大僧正慈運 後土御門院御猶子
伏見貞幸親王御子
准三宮覺恕 後奈良院
第二皇子

京半井屋鋪にも摸造ありて、京都にて調進の屠蘇白散のつゝみ紙の封印に用ふるをみるべし。さて又半井家は、正親町院醫道長官と稱し申べきよし敕ありしより、無位無官及落飾のちなどは、醫道長と書り。○拾遺愚草に、

こげの下にうづまね名をばのこすともはかなの道やししまの歌
定家卿かくよませ給ふをおもへば、歌道を專のことともおもひ給はざりしにや。

○丹波國龜山在この村にて、死者を密葬して、後に葬禮をおこなふ時をば、からだびといへり、空茶毘の心なるべし。

○陸奥出羽の兩國名所古跡をしるせし奥羽觀迹聞老志といふ文あり、予も先年門人猪苗代謙誼 仙臺侯
連歌師。のもとより借てみたりしことあり。この聞老志をあらはすとて、仙臺の家臣佐久間洞岩といふ人より、新井白石先生に書簡の問答たびくあり、その手簡のうち曰、水戸も御年若と申、殊に今のは不懸御

右兩代因_レ爲_二皇子_一、親王宣下之事、雖_レ被_二望申_一、依_レ爲_二青蓮院殿脇門跡_一、無_二宣下_一、仍慈運僧正有_二二品宣下_一、稱_二二品大僧正_一、覺如僧正有_二准后宣下_一。

良恕親王 陽光院第
二皇子

爲_二曼殊院門主_一、雖_二親王宣下之間_一、依_レ被_レ擬_二尊朝親王御弟子_一有_二宣下_一。

とみえたり、この後は脇門跡の名を失ひたりときけり。本願寺の通記歟、祖門舊記歟には、青蓮院脇門跡定法院門跡とありて、門跡未_レ謂_二之脇門跡_一とあれども、定法院といふ室は青蓮院にはなく、定法寺といふ院家の室あり、享徳二年五月大僧正に任じたり、實助僧正、天文七年二月入滅せり、公助大僧正などは威の盛なりし院家にはありしかど、脇門跡の名はなかりしと、栗田の人の物語せり。

○江戸半井大和守和氣成美の家の屠蘇白散のつゝみ紙の封印は、京都烏丸屋鋪にむかし住居の半井瑞興へ、狐より藥禮にせし印ときけり、印中不分明なり。

目_二候_一、史館衆とはつねに申通り、互に用は承合候へ共、御藏書を私にめされ候事はならぬこと勿論にて、加州宰相殿殊に御念比に被_レ成給り候、此御人かくれもなき書物をしみにて候ゆる、人のいやに思はれ候事を望候ても、詮なきことと存じ、只今迄之内ただ一度計拜借之事有_レ之候き、國より取よせめされ、三二部校合もむづかしき事にて、御借し有_レ之候ゆるに、家禮衆のためにもと存じ、其後は不_二申入_一候、あなたより御申こしものは、不斷借し申す事は候、況や何の書は御藏書に候歟と、尋る事は仕りがたく、是は互に藏書をうちあけ候て、ありなしを申さぬは、堂上よりはじめて、諸家一同のならはしに候故の事歟に候とみえたり。今も水戸の御本は容易にいたし給はず、これはをしみ給ふにはあらずして、光圀卿の約をまもらせ給ふ也ときけり。その故は、むかし光圀卿へ諸家より書物をかし參らす時、その御家故にかし奉る、外々へさたなし、又みせ給ふことなかれ

などいひ遣したる約言を、かたくまもらせ給ひて、しかくといひおこせし書物は、つゆばかりも人にみせ給はざりしが、光圀卿薨せさせ給ひしうち、人にみせまじき書物これといふ分別のまぎらはしくなりしより、都て史館の書物をみだりに他にいださぬことになりたりしと、水戸總裁儒臣立原甚五郎萬といふ人、都にのぼりし時、予にかたれり。手簡のうち、御藏書を私にめされ候事はならぬ云々ありしは、この故なるべし、加州云々以下の事は、いふにも及ばざることなるべし。

○山崎闇齋先生の流をくむ西依望楠先生の許に、紺紙に金字の孝經大學の掛軸あり、本は帖なるを、のべて表装せしなり。傳へて菅贈太政大臣の眞跡なりといへども疑べし。寛政八年十一月十九日、庚申の夜、書林佐々木春行ひそかに孝經の書體を摸して藏せりしをみるに、そのはじめに、

誦經威儀

誦經威儀あり、此大全は明の仁和江元祚の述にて、誦經威儀も江元祚が文なるべし、しかるを誦經威儀そひたる孝經を菅天神の御書といふこと、妄説たること必定なるべし。又ある人の話に、宋人の書などともいへども、これ又古書をみぬ人の論なるべし。門人松崎保祐の物語に、此書今は西依家に藏せず、鈴木何がし所持せり、我にもみすべしと云へり。

○飯中に酒をいらす事を中酒といふことは、酒茶論曰飯後飲謂之中酒とあり、これを據とすべきにや。○近頃吉田卜部家の神祇道といふことを學ぶ神職のともがら、埋葬の時に宗門ありて、僧徒の供養引導にあづかることをいみきらひ、吉田に従ひて神道葬祭といひ、甚しきに至りては、神道宗門と心得たり、いといぶかしきことにて、むかし露ばかりもきこえぬ左法にて、にくむべきこと也。我神職にありてかやうのことをいはは、佛道を信じていふとおもふやからもあるべけれども、しかにあらず、たゞ古今にわ

毎日清晨、盥櫛盛服、上レ香北向禮拜畢、面レ北默坐、閉レ目存レ想、從レ自身一見今年歲、逆想回孩提愛親時光景何如、又逆想回下胎一聲啼叫時光景何如、又逆想回在母胎中、母呼亦呼、母吸亦吸時光景何如、到此情誠俱忘、只有綿々一氣忽然自生歡喜、然後將身想作箇行孝、曾子侍立、在孔子之側、無限恭敬、無限愛樂、然後開目舉手、稱讚曰、

曾子行孝

孔聖說經、經于何在、在吾此身、手問足方耳聽目明、人々俱足、物々完成、離身無孝、離孝無身、立身行道、身立道行、子四海通于神明、至德要道、地儀天經、我今特誦、不得循聲、願明實儀、廣育羣英、上尊主上德、下庇斯民、庶幾夙夜無忝所生。○原本句讀點及返點無シ、今之ヲ附シテ讀ミ易カラシム。

孝經 仲尼問居云々

かやうに誦經威儀といふものありて、次に孝經の文あり。考るに誦經威儀は、孝經大全第一集本末條

たりて、あらぬ新式をたて、佛法にむかへつるをにくむ也。又ひとの國のことなれども、近思錄九、治法條曰、正齋曰、某家治喪、不用浮圖、在洛亦有二人家、化之とあるをみれば、から國とても佛を用ひしこと、あたらしからぬことにて、宋の時すでに如レ此みえたり。

○新井白石先生の古史通といふ書は、心得ざるものなりしが、彼先生とても心にみたざる書にや有けん、先にいひし手簡のうちに曰、古史通のことは、畢竟よの常の人のいらぬものに候、又ことにより人の驚きあやしむべき物に候、本朝神代の由來、手ぢかく知候もの故に、いやがり候衆もあるべく候とみえたり。又この先生、皇朝の典故をかゝれしものに、經世典例といふものあり、二三枚をみし事あり、全部をみまほしき書也、二三枚にても有益の書たる事いちじるし。○今時齒をみがく藥鋪に、丁字や兼康といひしあり、又口中醫に親康何がしといふありて、今時も上京今

出川に川北東角に有て、則その町を兼康町といへり。兼康・親康とも丹家の醫師にて、典藥の官を經歷せり、兼康に給ひて住居せし所なれば、兼康町の名あり、親康は兼康の五世の孫にて、傳領して兼康町に住居せしが、今に傳へて親康何がし住り、親康家は口中醫にて、先祖の親康の名字を今は稱號とせし也。これらを考れば、今の典藥家の小森・錦小路及針博士の藤木・御園などは、いとあたらしき家にて、親康の家にはくはだて及ぶべからざる家々なるべし。

○天王寺方樂人東儀出雲守季政の家、先祖三河守太秦兼満男出雲守太秦兼行といふ人、神樂筆策にめされしより、太秦の祖をあらため安倍家に屬して、安倍姓となり、名字も安倍家の一字をとりて兼行を季兼とせしより、今にしかり。

○田安中納言宗武卿、御年寄磯野といふ婦人に、八十賀によみて給ふ、

われやいもやたらはいましにるえべしは猶も松にあえてよ

この殿は御家集ををがみ奉りしにも、かゝる古風の歌をおほくよみおはしましたり。

○古今集の歌の作者のうち寵といふ人あり。むかしより字音にてふとよみ來りしとみえて、三代集作者の連歌を、寶徳三年三月於一條院殿御會せさせ給ふ時、

春はけふ夏のとりの千里かな

中略

水むすぶてふ秋やすしき

如し此みえたり。此一座の連歌本紙、塙保己一のもとにてみたり、字音によむとも、ちやうのかなにてあるべきをてふとせり。

○又おなじころ、源氏國名をいろはの連歌にせしに、句のかしらにいろは字をおきて、をはりにきやうと三字を入れて五十音とせり、さればいろはの末に京を用ふことも、あたらしからざることによ。

橘窓自語九終

即事考

叙

予性魯鈍、閔書ニモノウク、討究ニ意薄シ、爾レドモ一利那ノ間モ、空手空眼止筆止讀ヲイトヒテ、古賢先哲ノ所談、今友才子ノ評論、邪正ノワカチナク、見聞ニ隨ヒ自ラ按解ヲソヘ、必記述センコトヲ欲シツ、仁ニハ其源淵ヲサグリ、マ、念ヲ碧山高臥ノ長吟ニ運ビ、想ヲ乾坤壺裏ノ白雲ニツ、ミテ、幽邃玄遠ノ理ハ、博強ノ君子ノ所作ト筆ヲタチ、郷隣巷談ノ説ハ自筆ノ馳ルニ任セ、書ヲ編集セル事、都テ九十八部二百十九冊ナリ。是全ク利名ヲ求ルニアラズ、卑見ナリト慢ズルニアラズ、凡人生レテ世ニアルヤ、流水泡焰噲ルニ足ラズ、朝生夕滅何ゾ期ヲ定ムベキ、然ヲ徒ニ二光ヲ消シテ、空シク土木ト共ニ朽果ナンハ、

イト遺念ナルベキカ。古ヘハ宰相トナラズバト云シモキ、シカバ、我身ハ釋氏ニ入テ墨袂ノ姿ニアレバ、天下ノ遊客トシテ君臣父親臣子トセズ、タゞ如來ノ遺教ヲ仰ギ、祖徳ノ恩澤ニ浴スル身ナレバ、衣服ニ愁ナク、食住ニアクハ定掟ニアレド、情々思フニ、皆施家ノ所レ贈、一紙一草モ哀傷ニ施サズト云財モナク、回向ニ受ズト云口モアラザレバ、三業ノ所趣カリソメナラズ、清淨ナラズバ、鐵丸鐵牒恐ベキ事ナリ。サレバ身ヲ公家ニ終ランニハ、終身寸閑ヲモ惜ミ、誦經禮拜稱名唱讚ニ佛祖ノ恩徳ヲ感怖シ、施主回願ヲ專トシ、法義弘通セズンバ河川ト稱スベカラズ、却而長劫ノ苦因ヲ植ル礎柱ナリ。然ニ子ガ如キハ三業ノ一分、律淨ハ勿論、口修其行少分モナク、猥ニ圓頂袍服ナリ、此儘モシ年序ヲツマバ、紫服檀林ノ高職ニ至ルベキ、イカンセント。茲ニ子ガ所好トシテ、當世ノ事業ヲ後來ノ徒ニツグ、口見ノ形勢ヲ木貝ニ知ラセマク思フマ、數部ヲ記シ、今年辭山辭席ノ念ア

レバ、反古ヲ取出サセケル時、門生等又片言含情ヲ編列センコトヲ乞シカバ、其席ニ辭山ノ夢ヲ書フ、是ヤ縁山ノ名籍二十六年一字班列ヲ離レ、一身ノ出沒、天命ニカヘシ、佛祖ノ冥助ニステラレナン時ナルヤト、ソノ落涙ニ及ベル時、朋友二三子來リテ一ニノ談ヲ愷ス時、予ハカラズ大聲シ、高隱ニ白雲、林巒聳翠、鶴飛ニ天表、鹿遊ニ山外ト歌ヒケレバ、一人、共レ爾幽博、徘徊ニ御宇内ト云時、又一人日、醉天地ノ口トタハブル、ニ及ベル時、又柴門ヲヒラキ寮主來リテ、師等ガ美言ヲ臆外ニ聞ク、定テ識ル乾坤ノ心、サモアラバアレ師平生寓言妄談、在寮ノ生徒ニ告ト聞、一朝君辭レ世口土アラバ、誰カ師ノ逸解ヲ傳ンヤ、希クハ平生ノ所歎、又ハ思釋ノ事狀ヲ記シ、我等ガ除睡一助トセバ、千金ノ片見ニ倍シテ永ク珍鑑タルベシト云。時ニ予大ニ驚キ、顛沛シテ撫レ額云、夫今古共ニ編集ノ事ニ至テハ、賢子宏才人ヲ集メ各々評決シ、互ニ引證ヲ定メ、文義頗ル潤色、綴文ノ役ヲ立、數

輩ノ校合畢リテコソ、公然トシテ世上ヘ傳ヘ、他ノ披閱ニ備ルナリ、佛口口口口通達甚經三藏大法師ノ佛經ヲ翻譯スルスラ、尙數十輩ノ證義アリ、且ク當今命レ撰如キモ文才英哲ヲ選舉シ、出役ノ正賢、己々ノ芳囊舊渥ヲ述ルヲ難陳交回シ、而後清書功成ズ。然ニ予ガ如キハ、三千徒列ニアレドモ、補導ノ友ナク口篤ノ簡ニ乏シ、況ヤ金ヲ損ジ徳ヲ興シ、仁ヲ宗トシ義ヲ敦スルノ調節ダニスル者ナケレバ、貧窶ニ憔悴ヲ屈伸シ、紙筆ニ肺腑ヲ碎キ、寒暑夏螢ヲ燭影ニツカラシ、出テハ國家恩ニ死スベク、入テハ釋門ノ徳ニ生マル事ヲ喜ビテ、嘗テ功名ヲ存スルニアラズ、唯ニ光ヲ庶幾ニ消セン事ヲ思フニアリテ、集録セシ書ノミナレバ、脱口カギリナカルベシト述ル時、衆友膝ヲ正シ呵シテ、縉山ノ義虎、釋海ノ智龍ハ今時ニ稀ナリ、師ノ平生ノ談話タトヒ瓦礫ナリトモ、聖泉ト共ニ西天ヘ歸昇ノ後ノ片見ノ爲、カツハ門生等懷古ノ一助ニナサンハ、何ノ不可カアラムトアリシカバ、

予頭ヲカ、ヘ拜シテ辭ルニ、鼠ノニグルガ如クセシヲ、走ラシメザリシカバ、言フ所ヲ辨ヘズ、一事ヲ考ヘ一語ヲ述テハ索解ヲ添ケレバ、イツシカ兩人著聞トメシニ、秋夜曉ニ至リ雁聲ト共ニ筆ヲ止シテ、二夜三曙ニ及ビテ十五冊トナリシカバ、異日離杯ノ後ノ遺書ト、名ヲ即事考ト扁シ、三縁峯下北溪ノ在心室ニ書ス。

文政四年九月十二日

即事考目次

| | |
|------------|------------|
| 卷之一 | 日蓮宗僧他宗を誑十條 |
| 靈佛靈像作者 | 深川商女の毒十 |
| 加藤清正評六條 | 才子不祥多、十の譯 |
| 萬歳のみろく | 不相應成事 |
| 學者多徳 | 長崎の宗旨 |
| 諸大名下屋敷之墓所 | 入鹿社 |
| 入梅曆 | 飛鳥村 |
| 道中五割増 | 伊勢國仁柿壺根嶽 |
| 山田の秦氏 | 元折宣長墓 |
| 皇大神宮御法諱 | 壺屋烟草入萬金丹 |
| 奥田藤十郎 | 伊賀國 |
| 黒田淨光寺 | 尊空大和尚御下關 |
| 坂東太郎 | 綿貫氏 |
| 京伊勢姪國 | 通尖上人 |
| 筋堀 | 檀那の唱 |
| 御三家御元祖御諡 | 尾藩の狂歌 |
| 太平御代難レ有わけ十 | 因州家後室學才 |
| 徳本大徳の餘徳 | |

阿部氏

中山道上々宿屋分

人の名

祖の年官

卷之二

西明寺時頼論

墓水

香坂井虎と昌の字

五靈社井中折

卷之三

三河國念佛繁榮

織田信長日蓮宗ならざる事

豊太閤日蓮宗なるべき事

伊勢山田唯一は近來の事

久世大和守

文

檀林順路記のはじめに

佛教の興廢をたづねし人にこたふる其一

仙臺の高

上野井慈眼大師

道中宿々能宿屋名列

名體不離

三つの字

御紋

通詞譬佛

錦天満宮

歸家

一向宗諸國に遍流の譯

東照宮御名

東鑑

知恩の號淨家に多事

十八松平新吉

虎吉

神津島

高輪手

同かい上

名書殘し世

水戸家高

藏前ほし見世

光忠寺

文政四年火事

松平の號

夢歌

觀正

岡野上書

孝行娘

小野氏念佛功能

岩本氏

安藤彈正

月仙上人

死女芝居へ行

所司代家送り

おいらん

竹鼠

米下直

片山法臺寺

神原源姓

地下學問

濱松町娘殺

御名

治の字

江川の祖

文化十四年の雜事

新田・足利

江川氏紀伊殿御逢

川島や娘

善國寺僧

きつねを或娘に付る

佐久間備後守

森喜右衛門

欠落女

日蓮立碑

三界法界

栗田植髮像

因果順現順次順後ある事

國界附太守

釋孔の恩

羽書

鷹入家

日蓮一向の在家

來迎

通有遠近

女中方日蓮宗

先祖祭

寶篋印塔

卷之四

信光君被改宗の言

酒井氏系

關東に新義眞言宗盛隆の譯

國々の宗旨大概

家柄

同宗諸所建碑

入魂

おぼこ少女

旅中晴天

御の字

伊賀上野天満宮

男女厄年

淨日の僧

産物選地

淺草觀音祕佛

小笠原家

智恩院宮の御縁由

太郎左衛門家系

文武官

可合嫁

上野下馬札

予が名

近世系

敗北

犬の思

近藤十藏妾

御代々御仁

祈願自心變成

惟任

新田家葵

開運記作者

大奥

御族待

因州直願

石川氏

彦坂和泉守

よみ方自然

品川烟草屋藤兵衛

蜷川金掘出

先祖の願心子孫に傳

同名は再生か

御早世

日徒人を祈殺

喧嘩中直り

富本常磐津の人々

田沼

御轉任

御預り替

即事考 一

縁山會下 攝門 述

○靈佛靈像作者

世に彌陀佛の□□□□か、又は新佛にても、一箇寺の本尊となせる像の作を尋るに、多くは行基・惠心・弘法・慈覺・傳教・智證か、定陵・運慶・安阿彌春日、又は聖德太子と名付る計也、觀音釋迦不動地藏に至りても、全く是等の外なし。かゝりせば當今まで代々の佛師の作は一體もなく、悉皆古作とす、何をもちしかいふならんと勘考するに、是に十八の分別有也。

一に、上のごとき高僧は、佛家にていふ時は悉く權化にて、凡夫の測るべき所にあらぬ賢聖なれば、いかにも眞作成也、且く惠心僧都一人にても、凡其作數千ある事は行狀傳にのせあり、況其餘の像をや、外の大徳も是に類すべき。日本當時の寺代三十萬も有

べけれど、一向と日蓮の二派を除外の寺、凡又一辻堂、又は在家に安置せる所の像、悉く眞作□□傳ふるは、いかにも眞作成べし、作者凡夫にあらざるが故に。

二に、上の諸徳作り置れし靈像を、後代の佛師摸像せし時、是は行基様、是は惠心なりと定め、其上それを□□□造れるを、後世にていつしか寫せる像を、其本口におもひなし、又は眞像と心得、又は傳語の相違にて傳ふる所も有べし。佛師の家にては、是は誰様彼は誰流と心得あれば、其古像に似せ作りしを、寺僧わきまへずして、元の眞作と記録にのせ置しもまゝ有べし。

三に、始靈像を安置せる大地靈場も、代々の戰亂の時兵火に焼れし時、寺僧隨從命にかへ是を負出、己が國々へ持下りしゆへ、邊境鄙村の寺に傳へり。縁起書しるさいれば、其所以詳ならずといへども、流傳正しき眞作も有べし。

て、わざとなせるも有べし。

六に、日蓮派足利の末よりはびこりて、諸國をすゝめ弘通せしかば、其國の太守又は藩士又は村町の者共、彼邪流に働かせられ、こよなき宗と尊仰せる時、今まで傳はれる靈佛靈像を俄かに捨拂、又は他村の者乞來るには讓なをして、釋迦多寶の像を新に彫刻し安置せるにて、かの從來傳來の像も、いつしか他へうつり、寺院はかれが爲に奪はれしゆへ、其時像、縁につれ、はからぬ寺院村里に傳來せるも有べし。

七に、應仁文明後國々亂れしかば、國司地頭藩士までも、己が信せる神佛を求め、祈願菩提などの差別なく、靈佛といへども人に物いひ、其わけわかれるごとくに思ひ、いふ事をまゝきかぬなど、刻める像を生身におもひ、靈場より盗出し、己が建る寺院に安置せるも有、故に南北の二口には靈像の残れるまれにて、靈境邊村におもはざる尊像もつたはりしなり。八に、一向徒、蓮如の時より殊にさかへ、北越の中

四に、諸侯又は任國の守、古へ其任國又は其領地に寺院を建立し、京其處より靈像をむかへ安置せられしを、其時へだち他國より戰攻の時、寺は兵火に焼れ、又は寺産什器も奪れしかど、さすが佛像は詮なければ、其跡に其儘残し置しを、村民等うやゝしくおそれ、堂宇をたて雨露を除けしを、神祖登位御時より、寺院村々に建立の仰出有しかば、それを本尊とし、村の者の菩提所とせしも、まゝ有べし。

五に、高德名匠平生傳來の本尊をこよなく禮拜念誦せし時、俄に世亂至の時、かの像を負、見しらぬ村里にゆき宿をこひ入ば、其所の莊や又一寺僧へ附屬し、己が有縁の國へさりて、別寺に住せしも有し事も有しかや。とかく廻國の僧此像を負來り、行方しらずとしるせる諸寺の縁起多し、是は其高德有縁の方まで行べきなれど、途中の難をおそれ、又は負苦しければ、持出はせしかどなすべきやうもなく、さりととも寺院又は村へ預置ば、供養は有べしとさとり

三箇國を領し、數百萬石の大名となり、門跡の口を賜り大僧正に任ずるなどの時、是又眞向尊像が外は用ひざれば、妻肉を好める寺院の住持、是が末寺門徒に屬せる時、夫迄は本尊を他へ出し、己が眞實歸伏の色を顯しける時、作佛も他へ出しも有し。

九に、古へは寺院計にもなく、在家にても靈像をつたへ、仰口供養せる事、寺院にもおさくおとりなし。されば佛壇を莊嚴し、香花燈明、心の及べる故、供養せし時、戦争により其館焼失、又は前逃ありし時、家仕の輩遁去るにより、又は己が冥加の爲具し思ひ、ひそかに負出、有縁の方に置き、其者はて後、其所につたはりけれど、靈佛とおもひ信ずる、右是受傳受せるも有べし。

十に、世をうき雲の定めなきに思ひなし、靈像を負に入、廻國に出、諸國の名山名寺へ參詣し、朝暮供養せし時、其六部はからざる地にて病煩はてしかば、負中の佛を其所にて守傳へ、又は御堂作りをけるを、彫刻させられ、家に傳へ供養あられしも、其家一口になりては安んずる所なく、寺におさめ、又は不敬にたゝりて病るものなど出來し時、寺へ送れるも有べし。

十六に、靈像に己が悪事のあらはれざらんことをねぎ祈らん爲、眞作とき、賊どもうばひとりて後、利なきま、金やにすて、又は水に打込しも、其後波によせてあがれるを、其浦村などにて、有縁として本尊とせる有べし。

十七に、戦攻の世永にて逃延、死を逃れんとさしれし太守、祈願を開運にこめ、船中に安置せしに、廢運にて戦負、ま口口并像ともに船より沈みしに、其像波によりて岸によりしも有べし。此外にも勘考あるべけれど、まづ大略かくのごとし、畫像の靈像も、是に准知檢察すべし。

○日蓮宗僧他宗を誑十條
古今共に日蓮の宗徒、他宗の男女を引込、己が宗に

寺院建立に及びてむかへまいらせ、本尊とせるも有べし。

十一に、廻國の内、佛僧なき國所にて、堂宇建立とて乞受られ、心ならず譲りしも有べし。

十二に、諸寺の高徳、佛法なき邊土へ其宗門弘通のため、俄にかの行基、惠心やうに彫刻させ、わざと方便のため、是はかの眞作也靈像也、利益無窮也、仰ぐべし信すべしなど教へられしを、其所にて眞佛と心得、伽藍をたて本尊とし、來由を記して傳へしも有べし。十三に、上のごとくの縁により、村里の辻堂にのこり有し中にも、眞の靈像にて、靈驗によりて太守建立なりしも有べし。

十四に、在家又は小院の破壊寺に、草ふかく供養もなくてありしも、眞の靈像にて、夢の告に、又は人に託して俄に利益ありて、堂塔の建立ありしも有べし。十五に、滿仲朝臣などのごとく、在家にて佛像を惠心にこはれしもましますば、代々の大名佛像をこひ

傾かしめ改宗をすゝめ、又は百日法華と名づけ、其日限の内に病快癒せずして死亡せるをば、自寺へ葬送せしめ、又は一代切なども名をつけ、又は御東の女人方をあざむき、改宗せしむる事多し、是佛法中の怨敵惡魔の所爲たる事、己に古來は種々の書顯れ、中にも破邪顯正記、挫日蓮などに尤明かなれば、こゝに略しぬ。たゞ改宗せしむるの一事につき、非義不正、五戒にもれ、五常はづれ、惡逆無道なる事は、詞に及がたきわけを記さば十條あり。

一に、佛法の大體に宗旨なし、唯一味の法也、唯祖師の釋義をもて、實正の道の中に、經文の要義によりて其條をわかち、口口を示口ありし計なれば、何宗にても先祖の歸依せし宗旨ならば、たとへ日蓮派にても差別なければ、其宗旨に口すべし。今日蓮の宗旨を破するにはあらず、是數朝の間行はれ、王公貴人にも此宗に歸し給ひしも多し、何ぞ今猥に是を破さんや、惟他宗の男女をあざむき、己が宗旨ならで

は成佛せずと云、改宗せしむるの非正を破する也。されば其宗旨の輩、先祖より歸依の分は論するにあらず、他宗の輩、此宗にうつれるにつきての非義を擧るのみ也。其所以は、誰々にても身體を父母にうけ、髮爪□□つくりしぞや、其父母は其父母よりうけ、又其父母にうけ、かくのごとくすれば、先祖は我身と同一體也、其同一體の祖、それぐの其宗旨を歸依し、菩提所を定置しかば、其寺の住持の善惡、其寺の小、其寺の地口によるべからず。ゆへいかなとなれば、父母に生前に孝をつくせしは、猶未來まで先祖父母と同所同穴に葬し、側はなれなきは正順の道なり、然るを一時の僧のすゝめにまかせ、他の寺へ葬すること、嫁入せし婦人は出るべく、家督子孫等もの□□そざる者也、然るにすゝめこみて、他宗の男女を新に他寺へ葬せしむるもの豈孝順の道なるべきや。

二に、すゝめこひ所、多くは奉公せる女儀にあり、夫女人は學問せず、正理にくらし、佛法の中の邪正善

惡をも辨へなきもの也、されば無智嫉心の性質をすすめこみ、法華の利益といひて、無理なる願をも叶へるやう、手にとるごとくとき込、はては己が寺へ葬せしむる事、いかなる非義ぞや。かゝる愚嫉を性得とせらるゝ女性より、祈願などたのみ來候ば、正義正禮をこそおしへまいらせ、非正の祈願などはいたすべからざるこそ、佛法の正理なるを、あまつさへよこざまに他宗を申なし、主人の宗にはなく、生れ家の宗にもなき所へ導びきまいらする事、豈正義佛法の教ならん、實に是魔の所爲なり。

三に、我宗より他宗へ嫁入せし婦人、又は歸依となづけ、他宗の妻女を己が寺へ葬せしむる事、是又大道にそむけり。凡女人は嫁せし先の夫と契老同穴とこそ教べし、然るを一時の歸依として、事あづかりなく愁傷にく□もくらめる時にのりて、己が方へ葬せしむる事、夫婦の道をたち、其孝子順孫に孝道をたしむるにいたる。佛法は孝を第一とし、□□の初制

初利の説法あり、出家として、さある事を教ゆるまでは至らずとも、いかなればかく不孝の道を子孫へおしへ、夫婦の中を裂斷せしむるや。

四に、諸宗無傳道、法華最第一ぞといひ、念佛無間禪天魔とときて、他宗をそしらざれば、當世に至りても弘通にくるしむさま、いかにあはれ也。さばかりそしりをうくる諸宗には、名僧高德も多く出、王公貴人の崇敬も深くおはすとも、此宗派にはさばかりの名匠彦哲も出ず、□□大臣の家もいとまれなり。宗に差別はなしといへども、弘通の人いかに非義我慢をつのり、やゝもすれば一代經論を數遍とくりて通達せるを破しそしりて、己が宗のみをよしとのみ心得し僧俗多し。天文中に細川勝元の宅、文祿中に筑前後藤□□が領にての問答、天正中に安土の問答、慶長中に柳營殿中にての法問、其度毎にまげ、衣を剝取、謬證文□正をさゝげ御立置、◎原本缺數字アリとの文言を見しざれば、無智の道俗かながきの一

行二行にまどはされ、一説法の會座に信をとりて、東西をわかななき無筆の者をたぶらかすを、釋氏といふべきや。故に日蓮をば元亨釋書にもせす、高僧傳にもはぶきし事は、いかにも佛法の大敵、破法の大賊に思はれし故なり。よつて凡一向宗をば他宗より、肉妻とて實いやしむれども、敢て他宗□にたらず、他門を引込にいたらず、唯先祖より其宗た寺の門徒の諸法談きかせ、堅信堅修せしむれば、佛法の外道といふとも、破法とは云べからず、此宗のごとき、他宗を破□せるは、實に佛中の大賊大敵なるべし。

先他宗を一人引入口□はてには、他宗他寺の檀家を己が檀家にす、貧人又は歸依人の中座かりの考などは、此宗に引込の□□は、又養子に迎時は、是を幸に己が寺へは不通し、新に此宗の檀家になれり。是を此宗の者は祖恩を報へりとするこべど、其者はおろか□あざむかるまゝに引込るれど、其先祖の墓は無

縁となり、水口の手向をたつ事、非正非孝の振舞、何事か是にしかんや。

五に、此宗になれば、何か俄に仕合能なる事、手にとるごとくに教へ、又は病一日々にかぎりて快癒すなども教へあざむけど、若此宗のものの上もなをり、病等も入口せば、此宗に乞食有べからず、盲聾の非人杯あるべからず、然に門に立所の人又は盲目、多くは此宗也、祖師何ぞ是をすくはざるや。是は因縁といは、生前よりとのふる首題の徒にて、因縁と轉せば利益とも云べきを、老人の盲聾非人あるを見るに、俄に歸依せばとて忽ち福祐となり、又は病たち所に癒べきいはれなし。

六に、法華をとらふればたすけ給はると云、然るに大日とか、彌陀とか、薬師とか、観音とかのごとく、其さきに正しき佛菩薩ありて、それを仰がばたすけ給ふべきに、法華の文々句々ははたらき出、偈文陀羅尼がおどり出て物を救ひ給へる也、もし釋尊が出て

救ひ給ふといは、他宗の經文皆釋尊の説法ならずや、然るをかれを破せる非道の徒に、釋尊何ぞ組し給ふべきや。凡佛法は正直正理正義正道也、其道の大祖たる釋尊、何故に我慢非義の祈る所にみに利益を施し給ふべき。されば弘法興教吉水親鸞一遍等をはじめ、數萬の高僧名徳、法華讀誦なきに利益現驗ありし、唯祈禱々々に事をよせ、他宗の在家を誑きて財利を貪んが爲成のみ。

七に、此宗の在家の者、往來坐臥共に壽量品自我偈をよみて大慢聲し、大珠數をゑりにかけて、非僧非俗のありさま也。凡經は尊高貴重拜して轉じ、禮してよみ、清身淨心、佛前にむかひてよむ也、然るを合惡不淨のまゝ、いか成所にても在家の身として讀誦せるは、卻て冥罰をこそおそるべし、首題はとにかくにも、經文ははかるべし。夫もよく文字分明に清身淨意ならば可なるべきを、音訓字聲謬不正のまゝ、よみつたへくいていのるを、こよなき利益とこ

ころへ、眞實醍醐の經文を不淨所の媒語とせる事、實に歎痛のいたり也。他宗にて其宗教を守り、先祖よりの宗を守るを誘欺し、それを教ゆる事、己が得たる顔にす、是他宗の者をして地獄の先達とせるにおなじ。

八に、中山祈禱派と名づけ、祈願を宗の本意のごとくならず、凡法華經に祈禱の事なし、天台荆溪の釋、傳教・慈覺の教にも鎮護國家の三部には定めしかど、病を治し醫者の代りとせよ、占者になりて圖を出せ、祈りを専として祕密宗のごとくなせといはれし事なし。いか成日蓮も、夫迄のはかり事はせられまじきに、中山派の祈願殊に心得がたき事也、殊に百日限の靈法は紫金錠粒甲錠にまされる請合、いか成經文にときあるや、よし唯此經にかゝる利益ある故に、念すれば祈願の力にて效驗明か也といは、何の布施の金錢を定め、其上死亡の時、己が宗に葬せしむるや。九に、狐をつけ人をあざむく事少からず、既に御吳

服間などにては、他宗の者の針を隠し、其宗となれば天より落るなどの工事、其口諸所に狐をつけて病を治すと名づけ、財をむさぼる事少からず。文化の初岩井與右衛門などは、淨家ながら此宗に傾きて、先祖の佛壇をもすてし程成しが狂人となり、先祖の罰にて狂病數年にて死す、もし祖師の靈驗あらば何ぞ救ざるべき、文政二年には池端中島やの主に狐をつけ、はてにはくすべ殺せし事は全の恨也、其外かゝるたぐひ少からず。

十に、諸國ともに此宗と入雜の村々町々は、殊に他宗を誘引せるゆへ、公事出入少からず、大江戸にても、尊貴の家の女性さへ、多くは誑欺させらるゝ事ありて、一代他寺へ葬せらるゝ事少からず。加州・薩州仙臺・黒田・淺野の諸家方までも、女儀方一方か二方、此宗に入給はざるはなし、かゝるやん事なき方々は、たとへ同穴の契は變じ、夫婦の道かけらるゝ共、其家々より寺へ永々の寄附什金又は佛供料送らるれ共、と

にもかくにもあはれなるは、小給の士又は町人などの無縁の石碑、他宗の寺に苔生草深成行を、己らが一時の信にて替寺せる事、血涙の至ならずや。凡佛法の中に、かくさん忍なるはあらず、たゞ佛法の正理かゝるのみにあらず、世間孝順の道をたつ、たゞ五常にそむくのみならず、同じ佛法中の他法を破り他尊をこぼつ、中には大神宮の御祓をうけず、他宗に縁組せず、他宗の神佛へ詣ざるなどおしゆる僧を、佛家の三寶の内とすべきや、是他なし、財利を求め、己が縁身の活計とせんが爲のみ也。悲や。

○加藤清正評六條

肥後國熊本城下本妙寺は、清正の菩提所として、數百石の糧領を細川氏免せられ、道俗の參詣靈驗ありと云、寛政の末に至り、白銀附木谷覺林寺へ俄勸請し、山師追々に増加し、此頃は何か利益靈驗あらたなりとて、東都の道俗引も切す參詣し、其寺忽ち福祐となる。此外にも諸所にて勸請す。此清正をこよ

なき靈驗、仁義勇武の君と評すれど、大成誹なり。一に、其身卑賤の生れ、町人の身より大祿の大名と、取上に預りし豊太閤の恩を忘れ、關原に關東方になりし事、彌眞實關東方かとおもへば、さにあらず、毛利秀元記に、清正此亂の前に、大坂へ使者をたて、大和一國を賜らば御味方すべしと有し時、大和國は増田に賜りし地成ば、今更改替もなしがたし、其ことは先君の御取立なれば、幼君へ御味方有べしとの答をき、俄に思ひ直し關東方となりしは、眞實徳川家の御味方ならず、唯己が身上の増大ならん方へ味方の心なる事知べし。

二に、同記に、關原の跡にて、大津にて四五家の大名寄合し、大坂へ使をたて、隆元の了簡をとほれ、品により大坂へ又こもるべきの辭儀あり、是又運を二つにわくるにあらずや。但し三成亡し上は、幼君の御爲と思は、大和國を何故にのぞまれしや、さすれば此時の了簡には、毛利の心次第にて、再び大坂をたす

け東國をうち、其後毛利を唯己が勇武下風にたゞしめん爲成べし、東西の一戦、忠の赴所、幼君と徳川家とにあり、然るに本心何方なるや不詳。

三に、北野天満宮へ鏡を鑄せしめ獻備す、其裏に日本の總圖あり、紋は三桔梗也、是萬一其頃人とは、明智が納めしに申まざらさん爲なりや、丸藤をこそ付べきに、紋の桔梗は又は明智に類せる反心か、尤故ありて桔梗を己が替紋とすれば、紋はとがむべきにはあらず。それはともかくも、日本の圖を、諸侯の身として神前に備へらるゝこと、いぶかしき事也、生平武勇は無類成べけれど、本心の反覆いかなりとや。

四に、當今大靈驗ありとて大神儀と仰げれど、其息忠廣の代に絶家せり、忠廣のおろかより起りしとは云ながら、わが子の家たゆるを守る事あたはずして、何ぞよく二百年の今に至り、他の人の念願所なるや。世に有徳院殿御家御母儀の法縁を思召出され、其孫を

召出され麾下の列に加へ給ひしゆへ、漸く墓石も水花の手向絶ざるには及べり。古來より武勇を稱するの人、忠勝・清正を中古の秀傑にならべり、たゞ日蓮の徒が、己が宗の潤色の爲に、事を清正によせ、求錢の一助となせるより、神と拜せるもの多きにいたれり、清正自ら恥しく歎たる也。

五に、大村頼純宗旨をとほれし時、清正答に、佛法同じければ、何宗にても同じ事也、然れども忍氏の心を早くせんが爲には、日蓮しかる也、故に予此宗を仰ぐと、大村氏は是にさとて此宗にうつりしと云。されば清正が法華を信するは、軍書本などに信心堅固とするすといへども、實は本心に大望あるが故に、民心を堅くし大業の助佐とせんが爲に、朋友の諸大名へもすゝめられしなるべし、傳ふるは大村氏一人也といへども、石田・浮田本は此宗になられしも、元は清正がすゝめ成べきや、此外にも家絶し其頃の大名には、定めしありしならんか。かゝればかの宗にては、

求財の中立にはたつといへども、清正の本心は、大業のきざしの前方便成べし。

六に、病死にのぞみて忠廣への遺言、關東にあり、其元豊公の大恩を忘るゝより此事に及べり。□□忠義正の烈士なりせば、楠公が正行に遺訓せしごとく、あくまで難波の爲に身をも家をも忘るべきを、關原は身上増大の爲、子孫の訓には忘恩の遺言、大丈夫のなす所か。又徳川家の實義に伏從せしといはゞ、是猶前恩と後恩を辨へざる故なり、其始町人より立身せしむるは誰が恩ぞや、大坂にて家亡、其身討死せば、實に義による所ゆへ大神祇にも祭るべし、不忠不義の武勇、三國の呂布にも類すべし、されば武勇は稱すべし、忠義の二字授べからず。

○深川商女の毒十

少年行は貴賤に限らず、父母主親の目をしのび、金財をなげうち遣ひたのしめるは、遊女所のまぢくによりてなり、其遊女客のへだてなく晝夜枕を交接

せるゆへ、中にはまゝ悪瘡毒病をうけ、老年又は其前後の年々に苦痛し、又つのれるは鼻椽を失ひ、陰莖を失へるなどに至れるは常の事也。されば商女は諸國諸所の隔なしといへども、江戸深川は殊に毒深かるべき事を勘考するに、十失あり。

一に、往還多くは船中なり、客たるものは船士とちがひ、まづは常にあそばざれば、川嵐河風吹來り身にあたるは多く、夜行曉歸の身體弱柔たる時ゆへ、平生とちがひ殊につよし。又夜下は河川の水氣濕寒を凌ぎ行、良船師は平生其要まに朝晩を送れるゆへ、何のさほりなしといふとも、客たる者の身は、多くは窓深栖居ゆへ、水濕の氣を感合せる事はげしかるべし、殊に船中に、寒時は蒲團を敷といへども、其薄きいふ計なきをや。

二に、深川の場合多き中、土橋・古新石場すそつき松井町御旅所はふせと云表裏・櫛下・常磐町等は、よび出しとかはりあるににたれども、いづれも晝夜の切す也、かの肉魚に我精血を發用せるは、其時に費見えずして受用數重りありといへども、本命の肉血を多く失ふに至れり。此事は當所にかゝはりなく、いづちも同じといへども、深川は魚肉酒飯數度に及ぶが故に、房事又重れる事を愁ふ也。

五に、送り行船子は客よりも用られ、常磐町の邊などにては、茶店の主人を檀的と呼、是に順じ船子若者あくまで客と同座し、盃の押控等同なり。然るに船子若者は其生産詳ならず、下卑賤男なると杯の交接重るが故に、かれが食める毒瘡惡瘡をも自ら受感に至べし。

六に、かの若者、船子なるものを一切第一とし、客を第二とするは、船にて送り行ざれば、客獨行ことなし、手引縁送の故、船店船子はこりあるが故に、まゝ賣女妓娼と通ず、その家長なるものまゝしれるありても、多くは客を引送の助便として是をとがめず。予常に少年に語りて、深川の買娼を揚交せるは、船頭

しげれる故に、客に逢る事、吉原などに數倍すべし。されば其客に毒疾なしといへども、自らに惡毒を交感せる婦人多し、其婦へ交會せる時は、無疾の男子といへども堪べからず。

三に、晝夜を數度に切りて、其替々に酒食を出すが故に、客其度毎に美味魚料にあき、酒食其時にあたらずして、耽醉飽飯し、其まゝ又房事に及ぶ。魚酒は姪心をきざすの魁物ゆへ、前後是をほしいまゝになす時、度數も自ら多きに至れば、魚毒體內にのこり、酒氣腹中にたゝみて、房事の度數にかゝはりなくとも、此毒は残りとしるべし。

四に、魚酒を過す度に姪心を増長するが故に、交會をかさぬる事、我身肉をけづるに同じ、過ば其肉食ゆへ我血肉に害なしとおもふべけれど、こは大に謬れり。予の愚考のごときは、食魚醉酒に起せる姪心は、たとへば人をやとひて用便せるごとく、實に自力に増れりといへども、財出の損は、矢張自の財を費

◎談脱アラン

の密夫に同じとも此事さとり得べし。

七に、彼地へ往歸皆渡海也、若難風臨時に起り、又は推送等に當り、又は大船の入港にさへらるゝ時は、中流の間少しといへる、あやふき事言計なし。八に、客と稱するもの、多くは新川新堀の酒肆の若輩、又は諸店の小もの、又は競はこの若者多し、婦も又常に是等に遊隨せるが故、其ころばせ又類せり。されば臨時喧嘩口論物言の間違にて、入組の起れる事甚だ多し、若折あしく其時に逢へば、自ら不正を生ずるの基ひ也、おそるべし。

九に、晝夜數度の切ゆへ、一時の榮耀なりとおもひ、數度は至る時は、財失殊に多し、況や晝姪は諸天もにくみ給へりときく、當所晝會殊に多ければ、惡瘡のといこほり少かるべからず、殊に夜具も、客のあと忽に疊仕舞置たるまゝ用ゆるゆへ、寐氣残りといまりて惡瘡の氣、臥人に移るべし。

十に、臥具殊に薄し、寒風雨雪の夜はしのぐにくる

し、況や船中にて雨雪を身にうくれば、婦人臥具の外にも寒邪を感ず。

右の十條、遊子ころにとりて至らば、香藥少酔薄飯濃魚房事を過さずして、興景の二つを専らとし、酒飯多きに至らず、晝夜陪坐せずして、總房芝浦の幽景をながめ、樓上に舞姬妓娼の細腰を是さば、長生仙境のなかだちたる事も、又ころなあるべきか。

○萬歳のみろく

正月恆例の萬歳の言の中に、みろく元年辰年、ほぞんの立たる御寺なれば、雨降とも雨もりせず、風が吹とも風荒なく、下みろくとは、毎年六月みの日三つ有を云、是豊年の祥也と、是成べしや。

○才子不祥多、十の譯

世間を觀視するに、物しれる才子多くは清貧不祥也。此事いかいと考るに、十有り。一に天機をもらす。二に天機をはからず。三に古書の要旨を己が新案の様に書成もの多し。四に古へに若少しも謬あれば、是

を殊にとがめ破釋し、古語の中の美語をとりて、己が自釋の様に和會す。五に世上を笑ひ學ばざるの輩をそしりあなづる。六に常に筆紙をついやし、無益の失財有り。七に世令權條を守るにて内實に笑ひそしる。

八に儒者は佛を破し、神は儒佛をきらひ、佛は儒神をわらふ、己々其思ふに長せずして、其淵底をはかりてそしる。九に己が好まざる學をば、其先の事を破し、書にあらはし、又は人に教ゆ。十に自ら中途にやみて根元幽要をしらずして、微旨を極めしと云ひ、人の崇敬をうけて、はてには求財のなかだちとす。此十のものは愚者にはなき罪也。

佛神賢聖、天眼他心の通力おはせば、いかでかにくみ罰し給はざるべき、太宰純が終こふの貧は彌陀經を翻反し、三王外記をつくりしとが成べし。

○學者多徳

才子實の才子にして、學を極め著述せば、是又愚妄の及ざる洪論十あり。

一に、世間一切の事に利發自ら開け、教をうけざれども自ら明了なる事多し。

二に、數千年先の事、過去未來の事迄も觀察窮了せり。

三に、當時清貧なれども、著述の書世に残て、萬歳の末に師と仰がる。

四に、言ふ所人の範規となりて、人崇敬し、貧福によらず、あなづるものなし。

五に、著す所の書、高貴の人たりとも、物を同ふして貴賤の差別なし。

六に、清貧たるわけは、世財を貪る念なくして、世事にかゝはらざる故也、然ども相應に閱書不自由なく、朋友たすけあひて志をとげしむ。

七に、名自然と諸方に聞え、はてには其學の淺深によりて、高貴よりめされ、不時の宏福、美膳美酒を賜り、家にたくはへなくとも、他出の先必饗味あり。八に、元生れ來し家より選舉せられ、高名遠くつた

へ、先祖の家名を高くす。

九に、儒神佛それ〴〵其口ふ所の奥要を得るに至ては、必其利益あり、感通空からず。當今屋代氏太田氏・鈴木氏等、其外萩野氏等に至迄、皆起「家世」早し。

十に、三寸の胸中に、百萬億の世界、十方天地を舍納せるが故に、其才の淺深によりて、所向の學所を得て、一生の間興廢盛衰に驚きなく、國政國朝のたすけとなれる事をも出し、身は埋木に等しく朽とも、後世必依用せられて、萬代の龜鏡日月と共に世を照さん事、才と學との外有ざる也。

○不相應成事

石谷因幡守二男土岐由之丞は、一橋御家の土岐信濃守養子總領也。かつて巳口殿御放生の日、鶴を射殺せり、然ども文政三年十二月御小納戸に入。勝間文十郎は女太夫を妾とせらる。三河口八藏は妾に十人扶脱^カ持を遣せし。

○諸大名下屋敷之墓所

酒井若狭守、牛込の下屋敷に長安寺有、墓をも建たり、外に本多豊前守高木主水正、いづれも墓所下屋敷にあり。

○長崎の宗旨

長崎始は淨家計也、後諸宗追々繁昌し、著座のみ第一にて、唐寺三箇寺、黄檗、次に大徳院口皓臺寺口本蓮寺口安經寺領などは、内財は多く納あり。此地に十人の年寄ありて、いづれも諸侯のごとし、此内九人迄皓臺寺檀家也。代官高木作右衛門百俵とはいへども、凡三千石餘に倍す、是本蓮寺口也。

○入梅曆

口口國に入梅井ありて、毎年わかづ事は、諸人の知所也。入梅に種々の説あり、今略す。扱薩摩曆の中に、入梅出梅あり、入梅の間多分二十一日ぐらひ也。

○入鹿社

大和伊勢兩國の堺高見峠は上り五十町、殊高山絶壁

にて、南は見瀬谷吉野につらなり、北は石割峠山槽峠の嶺々につらけり。此山和歌山よりも見え、近山遠嶺の秀たるゆへ高く見ゆ、早名あり。此嶺より又十八町右の上の峯に、入鹿大臣の社有、古俗云、此山に若鎌を持入ば忽ちけがをせるか、又は山鳴動すと云々。按るに、多武峯は上り五十町也ば、入鹿かれに勝秀たる心にて、往世神託にてもせしにや、かゝる絶頂にまつれるいはれなかるべし、神とあがらせし後も、猶鎌子を恨み、勝べき爲の心におはせしにや。

○道中五割増

東海道十九宿五割増、其外寛政中一同二割半増、其其三割口多割増あるが故、通行の諸士迷惑致おもはるゝにや、三尺の引戸を悉く垂かごとし通行す、近年神にたれかご多しとなむ、故に宿驛は利を喜び、雲介荷の重きを大に悲しめり。

○飛鳥村

去年秋、伊勢より京にのぼりける時、伊賀越せしに、

山城國笠置宿の人駕丁せしに、それが云、笠置山に左の廟あり、絶壁の東の里を飛鳥村と云ふ、元弘の亂に、備中國陶山徳山の人々此山をおそへる時、飛鳥村の者案内せしかば、俄落城あり、其後此村に二三家つゝは癩病たゆる事なし、故に今に至り、他村よりの縁談とゝのはすと。

○山田の秦氏

伊勢山田は各家神孫をとうとび、他所より來れるもの末口を中間と呼、故に主人家、本殿原筋半殿原中間と家列をたつ、たとへいか程家富榮ふとも、主人家よりは家來と呼事也。さて家系不詳もの、若死亡の時は、宮司へ願出れば、大内人秦の某と授名あり、されば山田の法名に、此五六文字なきはあらず、皆紀伊浦へつきし秦の氏の子孫なりと云心成べきか。

○伊勢國仁柿壺根嶽

伊勢飯高郡上仁柿を北表とし、川俣谷宮の前下瀧野村の二村を南裏とせる高山を壺根嶽と名く。俗云、北

畠家、一志郡多氣に居城させられし時、或つばね此山に入、心願の事ありとて斷食し、絶頂に三七日こもりけるが、其願成せずと、一度立歸り、再び入てのち出る事なし。其後國士狩獵の爲入山せるもの、雨口濛天の時は、必出會せし事あり、又は深夜雨天の時は燈見ゆる事もありとなむ。按るに、此岩いづ方よりむかひても、絶頂の木立、局のかざれるにひとしければ、附説せしにや、されど今も時により局出ると云。

○皇大神宮御法諱

天照皇大神宮の本地をたて、又は種々の説ある事はしばらく置、伊勢國八坂村に正法山淨眼寺德濟宗御本寺は、本造御所の創建にて、今も大地也。當寺大神埋しさせ給ひ、法諱をこはせられしとぞ、高麟淨榮大禪門と専ら稱號す、寺縁記録あり、こゝに略す。

○元折宣長墓

伊勢松坂元折春庵は近世の高名、和學者の棟梁なり、命果より前に、松坂より二里餘、黒田町通、其道黒田

村立野村、田村桂瀬村、大河内村に來り、是より南の方へ十八町のぼり山室村有、當所に松坂樹敬寺元折の菩提所の末寺に妙樂寺といへる有、一望山口をつくし、絶勝奇景なり、此寺の傍の山二町にして碑を立、高嶽院石山道啓居士。

○奥田藤十郎

予在京中、文化六年極月、伊勢皇太神宮へ年越參詣せし時、豊田宿楡田光蓮寺に宿せし時、寺主端云、當所之大莊屋、當時本陣奥田藤十郎、本國盛前豊原より先祖に豊原と云。去頃中萬村藤堂氏、山添村等までさそふ講有、金八十兩受取、當國立入村也、依之立入村の莊や山添へ來れる時、奥田も莊や故、其所へ至りしが、日暮前に歸りぬ。扱其講にて四ツ前、立利村秀や清六、村の郷使あると云。を連、伊賀町般若院の後通を歸り、和谷村の入口へかゝれる時、何者ともしれず、頭をつつみはんでんを著し、後より切懸しかば、郷使小田原挑燈をいり、じければ、やがて夫を切落やみとす、二

十九日の夜成ば闇と成しかど、昨夜の雪いまだ消ず、少し明か成時、かの者清六が懷中へ手を切、物を尋る内、郷使刀をうばひ、上成賊に切付る、賊脇指をぬき暫戦しかど終に負、何地へか逃行ぬ。清六首に綿を巻六十二歳ければ、刀きづわづかなれど暫聲し地に伏居けるを、郷使庚申堂へ連入、和谷村の莊やの許へ行、件のわけをのべしかば、忽螺聲にて村の老若集り、かの堂を警固す、其ひまに立入村に至り又告しかば、倅二人戸を持來り、父を連歸る、外一人は借馬を求め、久米村の周伯と云外科を頼み來り見せしに、深手ならざれば疵程なく癒。此時八十兩の金は郷使の首にかけ居しかば、賊には奪はれず。扱其時刻般若院の後松原にて、人殺々々と呼聲せしかば、人々來り見けるに、奥田成ば、皆々驚き、こはいかゞと様子を尋るに、誰人ともしれず、我を殺さんとせしかば刀をぬき戦しが、刀はうばはれぬと有ば、忽本宅へ連來、雙方より津の役所へ訴ける。奥田清六

を切し時、刀は奪れ、さやは落しければ、まがふべくもなき賊は奥田也、養生不叶、藤十郎死亡、家は妻子へ被下、郷使は清六が親類並心付べく申渡あり。郷使は美濃の國の人にて、博奕などうちあるきし者也、近來酒博をやめ當村に住ける也。奥田は寛政中、津領三萬餘人起り一揆有し時、君へ忠の爲、飯野部五十三箇村の大莊屋故、此下にては一人も不出、皆夫々申聞し故也、此忠によりて此度家を妻子へ被下しと也。

○壺屋烟草入萬金丹
伊勢國稻木村壺屋清兵衛の烟草入は、紙製無類なりとて、諸國よりの參宮人皆求しかば、つばや清兵衛と名を付、同商賣せる者、稻木より山田迄に七間有、其外も壺やの印を出す者數十軒有。又山田萬金丹も小西大和掾を始め、虎溪院製又は護摩堂、又は根元本家などと、凡五家あり、正本家は敕許靈方と有、野田因幡掾是也、此外は類業也、僞藥と云には有べからず。

○黒田淨光寺
津領に黒田村淨光寺と云高田派有、寛政中上京す、此住持無欲正直成しに、出立の日、一人來り對面し、僕

は當村の稻荷也、此金七兩を持行、伏見稻荷の社司の許にて官位を乞給はるべし、但し先方より竹の筒に等しきものを渡さるべければ、必夫を見るべからず、若封を切一見あれば、大に不可を生ずべしと頼む、寺主黙受し、不思議に思ひながら、伏見にて其旨申入る時、かの方より一封物を渡す、是を大切に持來りける時、矢橋の船に乗、つれづれのあまり、かの封物何物ならんと、ふと少し封をときのぞき見れば、伏見の町目前に見ゆ、奇異に思ひ、大津の方を見れば、小路々々まで悉く現す、夫より京大坂伊勢江戸を見るに悉く現ければ、是なん稻荷の通力の印可ならんと、封を元のごとくつけ、何くはぬ顔にて持歸りぬ。扱其日かの僕來り禮謝し、封物を受取るが、忽眼色變じ大に嘖り云、扱其許は正直無類と覺へ、此祕使をたのみしに、何故に一見せられしやと、同寺主不知と答、かの者大に悔て云、稻荷の連社多しといへども、此祕印を受ざれば通力心にまか

せず、位階なし、我此七年の間、野狐の中間を離れんが爲、途中に出、雲介にさまをかへ、肌に重荷を負、又は人のこあげなどをあづかりて、蓄受せし金錢也、狐中にも、道ならぬ財寶を受用すれば、其司神殊にいかりて擯出する也、我數年油揚一つをも受用せずして、此祕印を乞しかひもなく、師に託せし事我落度也、我此末此念願成する事なければ、一世野狐成也、悲むべし、師も又陰惡にて行末いか成べしとて、泣泣立出ぬ。是より當寺衰へ、師は程なく病をうけ、命果ありとぞ。

○伊賀國

國名地名皆其形勢によりて名付ける事は、今更云べきにも及ばず、中にも甲州は龜甲のごとく、隣國より高し、伊賀國は伊勢大和山城の堺々は連山めぐり、自國には高山なく、いはゞ栗のえがのごとし、えがいが通へる故の名にや。

○坂東太郎

上野武藏下總常陸にわかれ渡れる大河利根川を、一名坂東太郎と云、さはいづれに對せるやと思ふに、筑後次郎・四國三郎と云となん、木曾川をこそ太郎と云べきに、此三つに入ざるはいかと思ふに、利根は數十里の間帆船のぼり、銚子口よりの船、關宿よりわかれ、行徳・うき田へ漕いたる事、他に類なしとぞ。

○尊空大和尚御下關

知恩院方丈の一世諦譽尊空法親王は、伏見殿の御子也、此由譯は子が作せる靈岩上人廣濟傳に委く出す。故ありて下總國へ御下向あり、今の靈山寺に御廟所有、但し砂村三本松におはせしかば、土民稻荷にまつれりと云。御下向の事いろくに説あり、詳ならず、其中一説に、門末某寺と本能寺との檀家出入の事有し、口口時賄賂を幹事が輩大にうけ、本能寺に利をえせしめける、此事山主しらせ給はざりしかど、京門末一同訴出しかば、寺務にたえさせ給はずて出立し給へるとぞ。

○京伊勢姪國

姪道は諸國一同、尊卑貴賤隔なしといへ共、京伊勢は殊に此道に深し。京にては、藝子などに出せるをば恥ともせず、惡所場、京洛中に數十箇所有。島原川東・祇園町・同新地・二條新地・下河原・一條淨花院うら・北野五番町・二番町・壬生・西席・五條橋下・六波羅裏・若宮八幡うら等其外數多也。伊勢山田の青樓數十家、皆美亭をつくれり、中にも柏屋松の間、千束や鼓間、備前や牛車樓などは、盃を始、娼妓の衣服より諸食器に至迄、同じ模様なり。是島原住徳の青貝の間、末廣の間に同じ。

○綿貫氏

小金原の牧馬役の士を綿貫夏右衛門と云、毎年馬とりの事有、いと面白し。

○筋堀

今の禁中を始、攝家清華の家々、宮門跡方に至迄、筋堀あるは、一説に應仁文明後は王威衰へ、天文永正の頃は萌菰にて禁中をかこひしかば、築地きづかせ

らるゝの時、今のごとくに昔の俤をのこさせられしと云、然に京錦歡喜光寺の繪傳を見るに、元弘より先に繪がける圖に、猶筋塀有。

○通尖上人

通尖上人は内外諸宗の博識の名あり、檀林出世の後、或夜法問の勤學存念のごとくにはたされ、かく不審を立る者あらば、かく答べし、凡一山に怖れなしと慢せられし時、障子の外より、何者ともしれず大成鼻を出し、紙の内へ入しと也、是より心大に驚歎せられ、やがて大樹寺に引込、専修念佛せられしとぞ。是天狗のたぐひ成べきや、自慢の感見いはゆる魔賊成べし。

○御三家御元祖御諭

御三家の御祖の中、敬公威公ともに儒を好ませ給ひ、儒葬し奉り、御法事はいづれも淨家にて執行させ給へり、南龍院殿のみ佛門に入、御法號なり。其御裔大統を繼せ給へば、子孫長久は尊卑によらず、儒門

より佛道まさるべきか、然るを當今、佛道は却て死滅の法のごとく思へる事、ひがめるの至也。

○檀那の唱

當今菩提所を檀那寺と云、寺よりも又檀那と云、此外何れの家にて、主人を檀那と稱す、是梵名也、漢語には布施とも施主とも云、一家を督領し、衣食扶持の施主なればなり、寺よりの稱も又かなへり、かくのごとく當今佛語多し、子煩惱のたぐひ、是又佛語なり。

○太平御代難有わけ十

御治世二百二十年に及びける此時に生れし四民、己が心々にいろ／＼と不足をいへり、愚迷の甚しき也、先太平の御代に生るゝ事、十の徳澤あり。

一に、士はしばらくおく、外三民己が業を安する事ならず、持高により賦役當れるが故に、役せられ陣所に至る、何時とも定まらぬ命となれば、其日の役に當れるを命日と思べし、妻子父母の跡の名殘、なんすべからず。

八に、他國の商賣少く、自領計をかせぐが故に、米鹽多く集所同じき故、財貨もかたより融通薄し、持たくはへ置ば賊の愁堪ず、不持者は殊に困窮す、たまたま他國へ往來せるも、今のごとくならざれば、得貨殊に少し。

九に、領主の賢愚により戦争の成敗ありて、今日の領主、明日の城主定めがたければ、其時により父母先祖の住家をも轉せられ、うきめにあはん事も計がたし。

十に、何時いか成方より戦攻も計がたければ、平生安堵の思あらず、ましてや縁により戰場へ出れば、昨日今日に命おとされ、我身何時と定りなく、戦々慄々産業を自由になす事ならず、況や歌舞三昧等を始、遊

げき按じいか計成べきや。

二に、諸國關所倍し、諸侯互に守禦させらるゝが故に、領分に限り往來自由ならず、他國を見る事もならず、靈佛靈場への參詣、心あるも及がたし。

三に、他領へ出せる諸荷物を改檢あるの故に、他國の産物受用する事かたし、國により鹽米のなげき、魚木の高直、下民は殊に其分なかるべし。

四に、敵方よりいか成計策をかなし攻來らんも計りがたければ、晝夜領主より嚴重の檢見ありて、片時も安き時なし。

五に、攻戦に至れば、弓鐵砲時を定めず打ければ、臨時の往來にいか成矢玉の來り、はからざる横難ありて、父母妻子の歎少からず。

六に、財寶をたくはゆる時は、軍用の役金を申渡され、又敵方より賊來り、奪はる事少からず、時によりては女子などは、權威に掠取させらるゝ事ありといへども、當今のごとく正義少し。

山物見などの遊興にまかすべきや。然るに當今居ながら萬國の産物を自由し、己々の好得手なる業をもてあそび、財貨は身の程に受用し、物見遊山心にまかせ、靈場の參詣、名所の眺望、殊に道中に關のとざしなく、行かんと思ふ時は日本自由にて、貴賤道わかち座列序ありて、たま／＼不正あれば、官よりは是をいましめ、訴に裁許ありて、民心正平なる事、實に國恩深重御仁恩の餘澤なり。

○尾藩の狂歌寛政中

智恵なきは山城成瀬石河野崎人伊賀河内清水渡邊成瀬

甲斐飛騨信濃是は智恵なし

○徳本大徳の餘徳

徳本上人の徳行は行狀傳に委く出れば、今こゝに出さず、外に紀伊黃門太真君は病のわざなど、人にもいへり、たゞ何となく狂醉させ給へりし事、度々なりしに、行者の加持にて相止、念佛修行させ給へば、亞相治寶卿、此事を殊によろこばせ給ひ、御門衛へも

仰付られ、念佛の機能を歎せさせ給へり。又一橋前亞相從一位君は、行者を生身の佛のごとくに尊敬させられ、參館の時は一の間の座上へしとねを敷せ、其上へ請せられ、次の間よりなしふどうかきのたぐひを臺にのせ、自ら持出、供しさせ給へり。かゝりし程にや、文政三年行者往生の時、御暇乞の文を弟子にもたせさゞげさせ、其文別寫。此世の事、何くれとなく申のこし、おほりを遂らる。

○因州家後室學才

松平冠山縫殿頭予に語られしは、本家の後室に對面の時聞れけるは、法華經の中に此經を讀誦せよ、此經を書寫せよ、供養せよなどあり、自身説給へる經を、さ程に讀歎し給へるは、頗る不當なりと、此時答て、都て經文は三世諸佛説給ふとあれば、釋尊の自説のみにあらざる故成べしと。

○阿部氏

阿部備中守幼年より茶を好まれしかば、初入部の節、

前年より、領知の輩士商の差別なく其類をあつめ、茶會の稽古有し。扱入部一年の間、かつて其沙汰なく、江戸へ參觀せられぬ。又領知の寺院諸宗をわかつたず、京より講師をまねかせ、寺僧に學ばせ聽聞させ、其雜費を賜れりとなむ。

○道中宿々能宿屋名列

東海東山二道宿々に數十家の宿屋あり、然れども其中に善惡差別有、旅人宿の甲乙論すべきにあらざれども、夜具膳器は勿論、食物の善惡美惡同からず。予東海道十二返、木曾三度通行、其餘京より伊勢へ十三度通行、伊賀越河保越高見越初瀬越、其外甲州越などせしかば、旅亭の善惡は、其度々上下の者を召連ければ、かれらの言葉につれ宿を検求す、然れども其家は父子の代に替れるあれども、寛政より文政三年迄の内なれば、覺知の爲こゝにするす。

- 川崎朝田や 金河はれ澤
- 土塚中村や、さゝや 藤澤萬や 大磯大笹や
- 程谷 藤や、水

- | | | |
|-------------------------|------------------------------------|--------------------------|
| 平塚 <small>米</small> | 小田原 <small>内川や、小清水、伊藤や、とらや</small> | 畑油 <small>や</small> |
| 箱根 <small>はふや</small> | 三島 <small>桔梗や</small> | 沼津 <small>元間屋</small> |
| 原 <small>桔梗や</small> | 吉原 <small>四目や</small> | 蒲原 <small>もつ香や</small> |
| 由井 <small>うどんや</small> | 沖津 <small>清水や</small> | 江尻 <small>府中や、小巴</small> |
| 府中 <small>中の萬や</small> | まり <small>こ米や</small> | 岡部 <small>小松や</small> |
| 藤枝 <small>永樂や</small> | 島田 <small>たうふや</small> | 金谷 <small>下ノ松や</small> |
| 新坂 <small>黒田や</small> | 掛川 <small>れちかれや、朝</small> | 袋井 <small>若さや</small> |
| 見付 <small>角や</small> | 濱松 <small>なべや</small> | 舞坂 <small>桔梗や</small> |
| 荒井 <small>ちくこや</small> | 白す <small>が岡田や</small> | 二川 <small>山家や</small> |
| 吉田 <small>花や山</small> | 御油 <small>梅や</small> | 赤坂 <small>たばこや</small> |
| 池り <small>うみどりや</small> | 藤川 <small>風や</small> | 岡崎 <small>大津や</small> |
| 鳴見 <small>錢や</small> | 宮 <small>錢</small> | 桑名 <small>京や</small> |
| 四日市 <small>中國や</small> | 白子 <small>白子や</small> | 上野 <small>萬や</small> |
| 伊勢道中 <small>神戸や</small> | 津 <small>若さや</small> | 雲津 <small>魚や</small> |
| 津 <small>若さや</small> | 榎田 <small>もみちや</small> | 小侯 <small>錢や、米や</small> |
| 榎田 <small>もみちや</small> | 召薬師 <small>米や</small> | 龜山 |
| 莊野 <small>不陣</small> | 關 <small>つるや</small> | 荒木 |

坂下京や 土山大黒や 石部扇や
 水口 柳や丸や 草津藤や 大津むしろ
 阿保越宿付 松坂より一里
 六軒茶や江戸や五郎兵衛 はた油や八右衛門
 二本木かどや和久右衛門 かいといがや吉兵衛、大和や
 山茶や大和や中右衛門 阿保俊や儀右衛門
 新田 大坂や孫太郎 名張たかや利助、矢川や藤藏
 三本松もめんや宗十郎 はい原かどや清兵衛
 はせ山城や藤介 八木木原や 郡山花内や
 長池大和や

○中山道上々宿屋分
 板橋いせや 藤岡田茂兵衛 浦和足立や
 大宮山崎喜左衛門 上尾友光清兵衛
 桶川栗原權左衛門 鴻巣こくや次郎兵衛
 熊谷 布施田勘右衛門 ぶかやせり澤伊兵衛
 本莊森田善右衛門 新町石川清右衛門
 倉鹿野すの喜太郎 高崎大黒や九兵衛

板鼻 福田次郎右衛門 安中村田や茂八
 松井田きそや 坂本しなのや新兵衛
 輕井澤 佐藤忠右衛門 沓掛健や吉左衛門
 追分 波や介右衛門 小たいすはまや
 岡村田かめや 鹽名た丸や 八はた油や
 望月めうがや 蘆田ふじや又左衛門
 長久保さしや吉右衛門 和田みどり川與五兵衛
 下 丸や要四郎 鹽尻いてうや喜二郎
 諏訪 若松や四郎右衛門 本山 白木や住右衛門
 瀬場 志村勘兵衛 奈良井 野村久介
 にへ川 相や吉右衛門 宮腰 布袋や喜三郎
 數原 古畑又右衛門 上松高や卯兵衛
 福島 笹屋利右衛門 野尻 木月彦右衛門
 す原 秋田や勘介 山本や源兵衛 野尻 布袋や與右衛門
 みとの宮川六郎右衛門 つまこ 高龍や牛十郎
 まごめ 永久や次兵衛 落合 山田や佐右衛門
 中津川 扇屋半藏 大井 高木や善右衛門
 大久手 さいや文藏 細久手 松や善藏

御たけ薬や十藏 ふじみ松や市郎右衛門
 太田 福田や七郎右衛門 鶉沼 櫻井勘右衛門
 加納 あわや兵次郎 美江寺 ぶびや桑藏
 赤坂 まつや 垂井 柳や小左衛門
 關原 松や 今須 柏や彌左衛門
 柏原 越後や十左衛門 鮫ヶ井 錢や
 番場 丸や吉兵衛 鳥本 小藤や
 高宮 高野や新八 米や次郎右衛門
 るち川 丸や次郎右衛門
 むざ 桔梗や 守山 坂本や 草津 藤や要左衛門
 大津 むしろや龜右衛門 京三條 茶久

○武家 女人御手形持參、箱根江戸口、立木市左衛門
 西大西收右衛門、此所へ立寄金百疋出、内改せば、
 關所の前大に都合よし。
 ○木曾路、京よりの女人無手形なるは、つまこよ
 り手前八町と云所より、南の方伊那郡飯田へ出、
 但し女人海道、又みとの宿の近所より二箇所あり、
 何れも法華のたて石有。是よりはこまが岳の西を

越も、其道五里、家なしと云、但名護やよりも道
 有、何れも上の諏訪へ出。夫より下のすはへか、
 り善光寺へ參詣、是より江戸へ至らんには、草津
 越名義越の二道あり、極難所六里の間、家なしと
 云。

○名體不離
 凡物は名にあらはれ、名は實をよぶの主なれば、其
 體名によりて千古遠近極めずといふ事なし、本朝の
 國名郡村の名といへども、はじめは皆其ゆへありて
 りて名付られし也。當今漢字になぞらへ、深く國名に
 義をたつるもあれど、そは不可なるべし、たとへば陸
 奥は都より陸のなかるゆへ、出羽は羽のごとく出た
 るゆへ、三河は矢作川・大屋川・豊川のあるがゆへ、駿
 河は富士川・阿部川あるゆへ、甲斐は甲のごとく他國
 より岨ち、山のかひなる國なればなり。深くいろく
 と文字をならべ義理をつくして國名を釋せば、いか
 にもあたるべけれど、上世の名を定しは、さまので

事にはあらざるべきか。まゝ中ごろ文字の改まりし國もあれば、そは故よしをうしなへる事も起りけるなれ。近きある書、佐渡を佐わたりと訓せるも見えければ、是又深きうがち成べし。予の管見もておもへば、能登越後の浦々より、海中の孤島ちかくうかび、人里其島にあればさと(里)成べし、かの隠岐國などを思ふにも、沖の方の一島なればおき(沖)といふ成べし。紀伊もむかしは鬼居とかきしよし、是はかの國の山々に鬼居りて、今も八鬼山（今は紀の郡と云）鬼の下（今は紀の郡と云）九鬼などあり。わかさのごときは、丹波越前にはさまれ、狭の若く成ゆへか。周防は中國のはて、周り防げるかたちにより、長門は長き門なるべし、あまり學問に種々の勘究をたつるも、いかいなり。

○人の名

人の名もし其人の徳にかなへる時は、名利ともに備りて、其一世富貴を極め、死後萬代の鑑となれり。されば名其人のかたちにかつ時は、却て其身に毒とな

に官人なし、滿仲朝臣又其あとをつがせられしかど、高明公の事など、角力より起りて武勇の譽れさまでにあらず。第三代の時、大江山の凶童起り、源氏の威徳起り輝せり、其後頼信の時、千葉の攻などつぎてより、頼義、義家にいたり、前後九年三年の軍はじまりて、つるに末葉大任權將となりしなり。鎌倉右大臣殿迄、清和源祖經基王より廿代の中の第三也。又足利家第三祖は義三（三つ）也、義昭公迄合せて十六代の中には第三祖也、恐多くも御當家第三は家光公にておはしませば、第三運にかなはせ、目出度御代萬萬歳の基、動なき天長地久、上世の二、及べからざる所なり。

○祖の年官

祖壽祖官十分にいたらざるもの、必末に榮ふとなむ、清和帝は御寶算二十四に御讓位まし、三十一にて崩御、殊に御あと陽成帝の御胤も世をばしらせ給はざりしかど、經基王に源姓を賜はりしより、此御

り、つねには害傷に及ぶもの多し。其徳にかなへる人名の中にも、わきて武將にて同字を用ひ、功名ともにつたへ、貴徳末に及べるは、三信三秀三家三氏などのごときなり。三信は信長・信玄・謙信也、是は同時の三傑、異時の三信は頼信・顯信・信長成べし。三秀は秀郷・秀吉・乍恐台徳大君成べし、又是に武を加へて秀衡・堅秀なれど、此二は武將といふにもあらず、一國の守將なり。三家は義家・顯家及び恐ながら東照宮にておはします也、三氏は尊氏・氏康・氏郷なり。

○三つの字

物の成る事必天より是を定め、家の起る事又天より其人を生せしめ、其名をあたへ給へるにや、清和源姓を經基に賜りしより、第三代は頼光なり、是より源家さかへ武將の任傳はれり。其ゆへは、六孫王は武藏の守なりしかど、將門誅伐にも總大將にはおはさず、殊に武勇のはまれも高からず、唯源祖のゆへに當今はおそれあへれど、そのかみは諸氏主と仰がず、旗下

末さかへ、當今主上にひとしく目出度ならせ給へり。又經基王も任位ともに三品にも昇らせ給はざりしかど、御子孫みな、昇殿あり、時政もやうやく大國の守任なりしかど、子孫八代さかへ、尊氏卿亞相までにてやみ給ひしかど、相國丞相は子胤代々の定例となれり。恐多くも一橋家の君は、宰相にて世を早くさせられしかど、其御賢息は亞相にのぼらせ給ひ、御胤孫は大統をつがせ給へり。當今諸家の系を見るに此類多し、是祖徳功業のあまりによりて、子孫の榮枯うくべきも、わかち有事成べきか。是を思ふにも當今の人々、徳をつみ、榮利官職十分を極ずして子孫につたへば、家運後時にひらき、榮利を家へ保固すべし。

即事考 二

○西明寺時頼論

鎌倉九代執權、北條第五代西明寺入道時頼朝臣を、世にはいと賢明なりと沙汰す、今十條の論あり。

一に、時頼を賢明と云は、奉行頭人地頭役人などの私曲いかいと、自身一人にて從僧一人を召連、諸國行脚三箇年の後歸館し、國々の善惡を一時に裁判し、青砥左衛門を選□せしより諸人驚歎し、今に至其徳名冠勝たれど、此事はさまで褒すべからずか。其故は、既職重く身尊し、若清廉正誠の眞心を以て國を治められなば、何ぞ遠近の國士、私曲の愁あらん、是全禪法に歸依し雲水の僧共が、日本の風土の事共説きとされしをうら山しく、身を一旦雨笠にたのしみて、諸國の靈場を巡拜せられしなるべし、武將執政の身には、さまで褒すべき事にはあらず。

二に、伯父武藏次郎時實を高橋次郎が爲に害せしも、全く時頼の仕業なるべし。

三に、兄經時より執權をうけつがれしかば、兄と云、職の爲、家績の爲には、經時は父なるべし、然ば時頼□正心廉直なりせば、經時の子息兩人の内に加判の列を命せられ、其恩を報すべし、もし其子息兩人共器に堪せずば、大國を與へ、家門の列上座をも譲らるべきを、僧となし、兩人ともに其裔をたつは、いかなる惡ぞや、此一事は天の惡むべき所ならずや。

四に、若狭前司泰村は親しき縁者といひ、北條家には累代の功ありしを、かれが權ありて、つゝには北條家の爲の愁ならんと、わざいに事によせ、表は實に見せ、一旦和約の誓におよび、かの一族安堵の後、秋田城之助に事をはからせ、不意に討て、三浦一家を亡す事、奸隱の惡ならずや。

五に、或書に經時一たん病ありしかば、時頼ひそかにちんさつせしと有。元より經時は清柔和篤にて、五

年の執權治平無比なりしかば、是を闇に害し、其職を顯にうけつぎ、表に仁義をかざりて諸士をなづけられしかど、知人もありしかば、兄の子二人を僧となし、胤子をたちて仇をつがしめざらしめしなるべし、いかにも此二人を僧とせしは、びんなきの至也。

六に、嫡子時輔父時頼を討んとせしも、家士の中に時頼の惡をにくみ、ひそかに志を通せしよりなるべし、其事ならずして十餘歳にて害せられしも、全く執權の職にありて嫡子を討事も因果ならずや。人として我子に愛念なきは有べからず、子として親を思戀せざるは有べからず、殊にいまだ十餘歳なるをや、然るを討事、一朝一夕の事に有べからず、其殘忍見てしるべし。

七に、東鑑は北條家の日記なれば、それ日記せる事に少しもそしり有べからず、臣として君の事に惡ありとも、そをばのせずして、たゞ善事のみを記すべし、然れども猶文中、ひそかに不正の義をふくめり、

泰村が始隱謀の念も故有かな、然るに是をば不意に討しなど、心して閱する時は、時頼が不正殊多し。

八に、もし實に賢の直人なりせば、將軍家を眞愼に敬崇し、其威を増輝し奉るべきを、我心に叶はずとて京に追のぼせ、我家の威のみをたくましくし、將軍職は名のみになし、禁中に領をもまし進せず、たゞ上方をも、困窮前代にませし事を顧みず、何ぞ賢明の人といはんや。

九に、諸國を行脚せしと云は、實には偽妄にて、己が歸依せる禪僧を廻國せしめ、自ら隱栖にありて晝夜女飲の樂にふけりけるなり。既に三箇年にて日本をめぐり盡せりとあり、凡日本は一國中にて一の宮國分寺計をめぐれる當今の廻國者にて、猶六年餘に及ばざれば、悉く拜順はてすと云、殊に時頼のめぐりしは、奉行頭人地頭小役人の惡をたゞすとあり、それらが眞偽を糺さんには、一役人の下にても數日を經べし、何ぞ三年にてはつべきや、もし三年にては

てしといはゞ、日本國中悉くは廻りはつべからず。按るに時頼奸智謀才深ければ、平日歸依の禪僧をめぐらしめ、その記録せるまゝを正誠として、後にきたありしなるべし、奸佞の才智のなす所、鬼神もはかるべからず、義貞朝臣の天狗山伏の類成べし。是は義貞の評の所に出。

十に、實に日本を廻國せられなば、近士昵輩の者、三箇年誰か見聞覺知せざるべき、一國の主にても隠せる事は、數日の内に遠近に遍布する者なり、況んや一天の執權職三箇年の廻國中に、人知らであるべきか、殊に廻國中にめぐらしき佐野が事、あしやの老女の事などもなかり、かゝる不思議の事あるべきや、是全く美哉の名を海内へ振はしめんの爲に書記せし事なるべし。もし又實にめぐられしと云はゞ、途中に難あらば悔るに道なかるべし、重職貴主の身として、さばかりやつ／＼しきわざせられんは、却て賢明ならず、水戸義公のごとき、棲閑は好み給ひしかど、

いまだ廻國のさたましき、若實に時頼の事實明直なりせば、義公のごときも何んぞ學び給はざるべき、君子はあやうきに近づかずの古言にももとれる、殊に顔見しらぬものは、日本國中に一人もなかるべき也、ともかくにも廻國は禪僧に命せられ、身は深くかくれて閑居隱樂し、妄賢の虚名を好まれし成べし。

○御紋

御當家御紋葵は、酒井家より被_レ獻進しとの説を始、又は本多家より奉られしと云説もあり。酒井家の説によれば、御陣中にて丸盆の上へ葵葉三つ敷、其上にかち栗盛獻せし時、清康君賞美まし／＼、御紋に用させられしとあれど、夫より以前、何の御紋なりと云事詳ならず。又本多家よりの説によれば、本多氏はもと加茂の社家にて、二葉葵を紋とせしかば、是を好ませ、莖をとらせられ御紋とせられしと云。此二説の外は世人御紋の沙汰をせず、御家事記にも酒井氏の

事をのす、今按るに十條あり。

一に、御家事の記のごとく、酒井氏より奉られしとせば、丸盆の中の葵の上に菓つみ奉りし、其御褒稱に、葵の葉を取りし跡を家紋とすとあれど、徳川酒井、其以前いかなる紋所を用られしや、此儀未詳。二に、本多家より奉りしとあるは、いかにも故ある紋所にて、賀茂社人本多助俊、豊後國本多莊に流されしより本多と改め、右馬允の代に至り、尊氏將軍に隨ひ西國よりのぼりし時、軍功によりて三河國賀茂郡を賜り、其地にうつれりとあれど、家の紋を何の故にて好ませ給へりしと由縁詳ならず、牧野右馬允の金の扇の印を好ませ給ひしとは、少しことなり。三に、三河國妙心寺の記によるに、もと一色氏領地の時、信光君一色家の聲となり給ひ、其後國中に威をふるはせられし時、一色の士多く縁により味方に屬せしかば、こよなく室家をめでさせられ、掩糲後一寺を建開し、眞常院と號、今妙心寺の地中となれ

り。故に正嫡備中守親則卒後妙心院と名け、當寺を開起させられし也。然に此位牌の紋は五七の桐なり、されば信光君の頃より五七の桐用させられしにや。四に、三河國岡崎松應寺は、神祖御父君贈大納言殿を火葬し奉りし地にて、御火葬場所へ一寺を建立させられ、今の御廟所の松は、其しるしに其時植しと云。此御廟所の事につき、大樹寺・大林寺・松應寺・法藏寺よりの書上わかちありといへども、いづれも悉く御火葬の地なる事は論なし、然るに御廟所に、丸の内三、銀杏に劔あるを付、されば廣忠君は此紋を用させられしにや、又は御代々此御紋を用させられし事ありしや。

五に、柿沼長門守の覺書に、新田家代々、丸の内三葵今の御紋とあり、若此説によれば、御當家新田の支族として世良田徳川なれば、御先祖より此御紋なりしや。慶長中禁中より菊桐の御紋讓らせ給はんとありし時、家に傳へし三葵の紋をこそと、神祖答させ給

ひしも、傳の一字、此義にかなへりと謂べきか。但し此覺書古來何の評もあらざれど、予が按考するに、一書の中とりとめし事なく、たゞとがむる人ある時、難なからんやふに書なし、疑はしき事多ければ、未だ眞偽の論定がたし。

六に、寶曆中新田大光院にて、大光院殿贈鎮守府將軍義重公也の御廟所に、數年を経し喬松あり、一日大風に倒れしかば、寺僧共議して是を伐薪とす、其松樹の切口自然と心となりしかば、其樹を厚さ五寸程、後證の爲とのこし什寶とす。文政二年寺主貞瑞上人より、縁山貫主に照觀の爲とて自ら持出、出府の事ありし時、予親しく見聞せしに、凡廻り六尺程、厚五六寸、いかにも心のごとし、世諺にも、生子疑ある時、えなを水にひたせば、家の紋浮出すといへり、されば御紋御先祖御廟所の松樹に顯はるゝ事は、御紋のしるしなるにや。

七に、神祖尾張大納言殿義直に譲らせ給ひしは、中

黒の御旗なり、されば時により新田家たるを思召され、中黒をも用させ給ひしにや。凡中黒二引兩は足利饒阿寺の記によれば、後醍醐天皇より兩家に賜りし日月の文字なりといへり。然ども此説穩ならず、既に太平記に、鎌倉戦の時二引兩の旗をさせしとして、是を足利義詮とあれば、式部大輔義國の時、嫡家二男を分つべきため、中黒二引を家紋とせられしにや。

八に、新田大光院の紋は、瓦に至まで御紋にて、御紋の外は用ひず、此事官へも達し、何事によらず御紋を用ゆ、是其かみ慶長中御建立の時、神祖よりの許可し給ふ所にて、大光院殿の家紋用ゆべきとの御誼なりとぞ。是によれば神祖既に大光院殿の紋所と仰出されしかば、今の三葵は大光院殿の代よりの御家紋なるべきか。□□も葵の御紋也、始酒井家にて徳□□を設らば、いかに葵の出し跡に□□
□かたばみの紋所も故あり。□
九に、三葵形は、松平左京大夫家にて殊に貴重

し、家臣に紋服を與らるゝの時、角の内三葵の家紋よりも、是を重く取扱れ、太守越年の晩は是も必著用ありとぞ。一説に、有徳院殿よりの譲せらるゝ所にて、其由趣はわかちがたけれど、神祖の御紋なりと云。但しかの家傳の一説に、此三葵形は、南龍院殿ある時信玄信長神祖、此三將の會合し給へるを夢み給へりしより、附させ給へりと云。予按るに、こは神祖と豊公と織田公の三神の項に付あれば、三神を祭らせ給へる表示なるべきか。既に日光山の三社は東照宮、左は摩阿羅神、右山王なり、摩阿羅神は織田右府、山王は豊太閤なるべし、されば紀亞相南龍院殿、此三公の夢見給ひしより、忘させ給はざらんが爲に御紋とせられしにや。

十に、三河にては桐を付させられ、又は鳶を付させられし事あり。按るに、桐は前にいへることく、一色の紋を自家の紋とし用させられしかば、大給家を始め其紋をよけられ、鳶に改給ひしにや。又大給家に

新田義興の鎧に葵の紋付りと、若此説實事とせば、いよゝ疑なかるべし。

○墓水

成瀬因幡守の家長平尾武太夫は、志正忠勇篤勤廉直なり、六歳にて家を継げる時は、父清左衛門が取來りし二百俵を、漸く十人扶持賜りける、是は伯父なる者、一たん家をつぎ出奔せしかば、かく減祿せし也。扱其のち忠勤怠りなく、主人吉右衛門が爲のみに身を苦しめしかば、天覽みそなはし給ひけん、主人も御目付より堺町奉行に醫用せられ、二月ばかりにて大坂町奉行に登選ありて、又長崎奉行に移轉あり、三在勤の時、彼地に卒、本蓮寺に葬る。扱武太夫は後二百俵十人扶持に加倍し、九十餘歳の母には、別に三人扶持を與らる、娘一人は本多求馬御書院番三百俵の妻とし、倅文十郎は與力の子也、そが嫁は、ある麾下よりむかふ、伯父町にすみけるを尋求、そが娘に良助を諱とし、目白臺の御徒士となす。武太夫平日聖賢の道を

學び、佛老は虚無の譬説とのみあざけりしかど、予とはこよなき交りにて、予が説を殊に信用せられき。或時予に語云、當時夏日墓參をなすに、彫石の水溜に蟲湧住り、俗に云ぼうふりなり。是を拂ひ水を清くせば、かの蟲死すべし、是不仁なり、さればとて水を改めざれば、先祖へ禮をかく、仁と禮といづれ勝劣なかるべし、いかいすべきやと。予答へんとする時、自ら又云、愚が按考の如きは、先祖數代諸所にいますに、月に數度、直參又は使者をまいらせ訪尋すべし、そのごとく連月十度も代參をたて水花をたむけば、清水湛澄として蟲わくべからず、此時禮正しく不仁なし、大道廢れて仁義起るといへるも、この事ならんかと手をうち一笑す。予も其高論にふくし、愚按も同じとのぶる。

○通詞譬佛

同人又予に語云、當今の出家、在家よりの施財を以酒食にあき、錦絹の袈裟衣を輝服し、愚夫迷婦を誑

惑し、因果の説をいへども自禁なし、戒をたもたずして隨方毘尼と云、本末公事を起し、檀家不信なるを論斷し、公裁をまちて自ら不可をせるもあり、蛙のごとくがやゝと經文をよみ、天下の遊民として數多の寺領をたもち、多の檀家によりて身をたかぶり、格式などいひならはして士と同列す、是等がよむ所の經も、先祖の年回又は新亡の追福の一助となるべしや、酒肉の口、實の誦呪陀羅尼、何ぞ冥底の苦樂にあづからん、師の意如何とある時、予一笑し、金のなき國に銀を尊み、銅鐵それぐ也、本朝に銅はさまざまにあらざれど、阿蘭陀等にては殊に珍重するがごとく、當今の佛法末に至り、各宗のみ残り、然ども經呪稱名の回願規格古へを殘せば、規條のごとく修せんに、何の通達ならんやと云時、武太夫又一笑し、師の高見いまだ愚夫の耳にいるべからず、ここに近き一譬あり、師に傳へん、いはゆる長崎にての通耳也、大小の通耳、其身持貧福老少によるべから

ず、唯通耳の用のみにて事たりぬ、餘事云べからず。佛家の追善讀經念佛も、釋迦佛の教なりせば、規條のごとく修行せば、冥底に通せん事も亦同じかるべきかと。此外對語の時は、いつも勝清の論ありき。文化四年六月二日身まかる、盛充院曠譽仁龍泉涓と云、心法寺に葬。此頃書うつせし南留遍志をえてかへり一見するに、業平天神といふは、成平といふ相撲取を守れるなり、今は大形在五中將になりぬとの所の注に云、成平は相撲とり也、江戸淺草觀音堂のうしろにて、梅若といふものと相撲をしけるに、梅若が骨をひしぎてなげ殺せり、さて梅若が怨靈の爲にほどなく死にけり、本社に葬りぬ、なほ怨靈の事ありし故、梅若をば隅田川に葬りて神に祭れり、梅若は馬乗の上手にて大方の者也とぞ。又一説に、淺草にある所の久米平内左衛門が石像は、梅若なりと。或説に、久米石像は他より移し來るものにて、由緒しれずと。右の説は元文中、淺草觀音別當傳法院官家へ申上ぐる所也

と或人語りき。今は業平天神の宮作り、菅家の紋所を飾りぬれば、大形在五中將になりつるものも、終に天満宮に變せり。

右は版本にもありや、版本をえざれば、あまりことなれる説ゆへこゝに出す。是は予が勘考にあらず。

○香坂井虎と昌の字

甲斐國主信玄大居士の代に至り、二十四將を立、その中にいと勝れし四人を家老と稱し、是を四天王に比す、永祿天正の頃は、其人代り名字改りて、馬場山縣内藤高坂を稱すと見えたり。扱高坂又香坂。初は春日大隅といひし百姓なりしに、苗字改させられし旨、甲陽軍鑑に出、此高坂の名乗を、彼書に昌信とありしより、武田三代記を始、甲斐の國の事しるせる書に、いづれも高坂昌信とあるは、皆小幡景憲が軍學をもてはやし、一流の學と定りしかば、其頃はいまだ家々にての傳記も詳ならず、又多くは高坂彈正と計ありて、名乗も見えざりければ、よき潤色にやと、かの軍

鑑を標據とし改候事にや。凡甲斐の國主代々、一族長臣には必一字を賜る事、京都室町の規式をうつされしとしらる、末に至りても、板垣信形小山田信茂小幡信定今福信友駒井信武のごとき、皆其例也、信虎の時に至り、初て下の字を臣下に賜り、虎の字に改めかへさせたる、馬場信房を虎貞、山縣信房を虎清に改しごとく、諸士多く虎の字を稱す、飯富虎昌山縣虎清初信。馬場虎貞・工藤虎豊・内藤虎堅・小幡虎盛・原虎胤・金丸虎嗣・同虎義・甘利虎泰備前守。向山虎徳駿河守などの類、此外にも多し。然るに高坂には信の字、虎の字なく、昌信とあるはいかゞと思ひしに、昌の字を名乗に付たる士又多し、此昌の字恐くは信の字の誤寫なるべきか、信と昌と粗々にたる、是も彼の軍鑑にうつし誤りしより、諸家にてうつしとり、寛永系御改の時、悉昌の字になせしか、武田三代記等のごときも、はるか後年の上木なれば、かれに準據すとしらる。其頃昌の字付し甲州の士の中にも、高坂昌信

山縣昌景・小宮山昌友・小山田昌辰・真田昌輝・同昌幸・内藤昌豊・金丸昌直・同昌次・同昌義・秋山昌詮・加藤昌頼駿河守。三枝昌吉・日向昌春・諸角昌清・日向昌時・土屋昌惟・米倉昌純等、此外にも多し。かの國にては、是等をこそ大名又は老臣といひて、祿重く人數多かりし、然るに是等に晴信の二字の内賜らぬ事やある、山本勘助にすら晴の字を許され、數代武功の重臣、又何の故にてかく昌の字を悉く名乗べきや。一體甲陽軍鑑は高坂造り、春日惣五郎書つぐとあれど、實は小幡景憲の作にて、甲斐の國の事ども書しるされし日記のこれををあつめ、集成せると見えたり。されば徂徠先生も此書のさたは、偽造と定め、古來多くは證に備へず、然れども甲斐の國にて信玄の頃の事書しるせるは、此書の外くはしからねば、今は何事も此書にもとづきて考證をも得る也。さて奈留遍志の四徂徠版本寫本に二通あり。云、高坂彈正といふ者、高野に書狀あり、香坂彈正左衛門虎綱といへり、されば甲陽軍

鑑は他人の偽作なる事、いよ／＼明かなりと。略。今此書によれば、信虎より諸臣に虎の字賜りし時、同じく虎の字を名乗しと見え、其頃の制掟にかなへり。縁山第十三世廓山上人は高坂彈正が二男なり、予縁山志に山の上人の傳しるせるころ、諸記を改め見しに、皆高坂彈正左衛門尉とのみにて名乗字、列祖傳・鎮流祖傳・總系譜・新撰往生傳・縁山歴代譜等にのせざれば、同じく軍鑑・武田三代記によりて昌信としるせしなり。山縣家記・其後家記等をひらき見るに、名乗なし、いかにあるべきが、其頃戰亂の中にて實録とて今の原本蟲損などもまれにて、又家々にて書といめし事も、まれにのこるといへども、軍陣の中にしるせし事などは多くは傳へず、況や家々に記録として別にさたありしもまれなれば、一犬虚をほゆれば萬犬傳ふるの習にて、まどへる頃、寛永系御撰の命ありしかば、諸家俄に軍鑑によりて書出せしなるべし。かくいへばとて、甲斐の士にて今柳澤・米倉・土屋

を始め、麾下にては三枝、駒井折井、日向馬場三井、小菅武田、跡部小宮山、齋藤窪田、内藤等をはじめ、彦根家藩は多分甲州士なれば、それが家々の文書類にいかゞありなんもわかちがたければ、高坂が昌信となりのし事を一途に偽名とはすべからず。又かの時何の故ありて昌の字を數多名乗し事も、別に故あらんも定がたけれど、今奈留遍志の勘がへ、高野山に虎綱といへる古文書あるといへる、□□□□いぶかしければ、彈正が事によせ昌の字を論ずるのみ也。又保科を始、正の字も數人あれば、保科彈正が正の音を、高坂彈正が正の音とし、かながきにて反古にてもありしを、漢字に改ける時誤りしにや。此頃世にも傳へ、官にも書出せるは、寛永系を始とし、多くは其頃家にての言傳へを文字に改め、初て書しるせし事なれば、甲斐の國にかぎらず、すべて國々の事、軍陣の事、一途に思ふべからず。今の世にても一つの珍噂あれば傳へき、語る所十人あれば十種につたふ、古の

事も左のごとく、其一種を證と定る時は、却て誤謬も多ければ、傳誤寫謬も少からずと思ひぬ、◎原本蟲損アリ。準すべからざるべし。

○錦天満宮

凡日本國中は、神靈を都邑大小の所に祭り、寺院を菩提所と定め、迷村邊都に至まで當時の御規定となれり、其祭れる所の神靈、たゞ本朝の神のみにあらず、異朝の神又多し、新羅大明神、赤山大明神のごときは神名帳にもせす。扱本朝の神の中に、威靈殊に熾盛にまします神も數多ありといへども、八幡宮、天満宮ほど大小となく貴賤となく仰ぎ祭れるはあらず、いづれの里いかなる曲浦僻邑にも多し、就中江戸にて此神々ほど大社もなし。稻荷は家毎に小祠あれども、其冠たるは王子・妻戀・三圍・真先稻荷橋等にすぎず、王子も權現社こそ嚴重なれ、稻荷社のさまでにも至らず。然に八幡のごときは三田・西久保・富岡・市谷を始大社多し。又天満宮のごときは湯島・平川・牛

込茅野・飯倉・宰府・五條等をはじめ、宮居數多なり。本朝總廟たる皇太神宮にまされる事、江戸にかぎらず、日本に多し。扱此宮々の縁起を拜するに、皆御直作御直筆などいひて、いかめしく記し、いかにもまことしくしるせり。今考るに、御直作などは世にまれなるべし。近世伊勢氏菅家辨にも事を載たれば、今其眞偽の事は略す。予今一義を加へ是を云は、束帶衣冠の像は悉く天満宮と祭れる成べし、今諸社の隨身門にすら、左を惡相に造り、右を柔順に作つて、時平菅公とおもへるもの多し。京六條道場錦歡喜光寺に安置の天満宮御神影は、御直筆のよしにて、平生殊に參詣多し、予文化中在京の内、寺主といとうちとけしかば、常に尊影の事を問けるに、寺主云、先年北野松梅院より尋らるゝ事ありし時、寺の鎮守也と答しと也、文化七年開扉ありしを拜しけるに、いとふるびし御影にて、束帶の色其外わかちがたし。予口按るに、當寺は源融公鹽竈の舊觀にて、もと六條にあ

りしかば、今も六條道場と名く、今五條下寺町に鹽竈山淨徳寺と云、又は五條通鹽竈町も同じ。さすれば此神影は左大臣融公の神影ならんか、後世衣冠の像をば、多くは天満宮に附合すれば、是も應仁の頃より改めしならんか。然れども又疑はしきは、加賀國玉泉寺は時宗にて、天満宮勸請ありて、寺産合せて七百石と云。寺領五百石、宮領二百石、當時も又時宗也、時宗にて天満宮勸請せる事諸國に多し、是は定めて時宗代々連歌の道を執し、頼阿以後國風に心を傾けるたぐひ多ければ、文筆の祖仙と仰ぎ祭れる者ならんか。又柳生系を見るに、中の坊菅原氏にて、大和四莊の職役なりしが、後に笠置山にて後醍醐帝に楠氏の事を奏し奉り、彌阿彌陀佛と云とあり。當寺開山彌阿彌陀聖戒上人は、時宗の祖一遍法師の弟子なり、其後代々彌阿彌陀佛と名のれば、かの人當寺の一代に補任し、其祖を祭れるなるべし、されば天満宮ならんか。又かの笠置山にて楠氏の事奏し奉れる彌阿彌陀が祭れる所といは、後醍醐帝ならんもはか

りがたし。當寺今は九條殿の祈願所に補せられ、寺産も四十石餘、坊舎十二宇。今は悉く本院に合す、子院はた、□□。凡應仁文明以後は諸寺の舊記も焼失し、たま／＼のこれるは、蟲損濕破せしが多く、元和以後の記録なれば、證を定むる事やすからず。當寺に六軸の開祖一遍の傳あり、六條縁起と云、謹筆無比の畫筆なれど、天滿宮の事はのせず、既に此縁起元亨の頃の筆なるに、いまだ天滿宮の事は附言もなきに思へば、かの中の坊彌阿、後醍醐帝の恩波に浴せる事、かの家系に見ゆれば、柳生氏系。此報恩、且は南山にて崩御まし／＼けるをいたみて、其頃北朝足利氏の武威に恐れ、名を天滿宮によせ、後醍醐帝を勸請祭廻し奉れるものなるべし。

○五靈社并中折

凡物の吉凶前後の兆祥は、自ら文字に顯れ、自然と定りあるものなり、佛家に因縁と云、儒に天命と稱すれど、實は凡夫の意にさとりえず、愚眼に及ざる故、かれのこれのと心にまよひ、よしなきさに身をく

るしむるもの多し。予十三歳にて獨行旅整し、十四歳にて剃度の身となりし、村を深野村と云。扱此村の鎮守は八王子也、然るに寛文の頃よりや、或時鐘一領林の中に落口、夫に景政とありしとて、其ころ廣く、其事を神職又は事しりとて文學べる博士に問けるに、鎌倉權五郎景政なるべし、こは鎌倉に社ありて五靈大權現と祝祭れるよし、諸所にて教ければ、つゝに其林に祝崇め五靈社と名け、是を西の宮と稱し、是迄村の草わけより鎮座の八王子を、東の宮と云。

一説に、五靈を祭れるは、多氣に國主北畠殿在城の時、家臣烏屋瓦當村を知行しける時、家の祖なればまつれるとも、又日置右膳が祭れるとも、種々異説あり。

扱毎年八月には、此社の廣前にて、地下の者集りて芝居狂言をなし、其さまいとおかしき事多し、此村の者一同に云、當村へ他國より來れるものは、殊に身もおさまる、家もとみて子孫永く保榮すれども、當村

○歸家

佛家本朝に充滿し、十宗一天に榮ければ、學佛の徒のみならず、野史小説のごときなぐさみたはぶれの文にも引證とし、物のせんさく、古微の一助とせる事、實に悲痛の甚しき也。既に無上大聖の金言、陀羅尼念佛のごとき、一心歸命の時は、除怨散魔降惡退敵の徳益あり、又經典それに類す。然るに姪聲のざれ事に引證とせる事、言語に絶たる事也、佛の教をば神明も奉行すとあり。扱當今は僧となれば、世わたる事に愁なく、衣食備り、住居安穩なるも、皆是釋尊の恩波の末なり、然れども治平清淳の令代なれば、家貧しき者子多きものか、又は病身にて家業にうときものか、又身體に缺たる所あるか、又は遠國の百姓町人にて子の多きものか、是等の外は出家となさざれば、自然と出家をあなづり輕しめけるにはなれり。然ども釋尊は淨飯大王の太子なれば、朝廷官制ともに祖格をたて、其系氏によらず、結構なる格祿を賜れる事、

より他國にうつれるは、必半ばにして其業を廢し、末其所にて其また榮ふる事まれ也。故に江戸へゆく輩、古來より多けれど、かの地にて豊饒となれるもの殊に少し云々。扱又當村は家數三百に近く、男女宗判にのするもの九百二十餘人、文化中。村高六百八十石なれば、田畑山林他村より少きが故、多くは紙をすきて世のたづきとす。其紙を中折と名く、色白く美濃に類し、上中下の差別はあれど、まづ當國にては帳紙とす。是等によりて按るに、當村の輩他國に榮へざるは、中折の名あり、又當村に歸るもの多きは、鎮守景政は己が眼にたつ所の矢を其まゝにて、敵鳥海の彌三郎を三日追て再び射返し殺せるに思へば、必本へふくするの義なり、名詮自性に顯れけるにや。予も剃度既に二十五年、席緣山の一宗班に列し、持寮後十年餘に及び、再び釋流をたちて家系の絶せるに歎驚せんと心にきざせるも、當村に剃度せし故なるべきか。

自身身の徳と思ふべからず、故に今も婦人などは信歸堅固にて、宗の爲には身命をも顧みざるもの多し、就中一向宗日蓮宗の輩は、宗の爲には家身を思はぬもの今古に多し。かゝれば僧が俗にかへるをば殊にいやしめあざけりて、人の人とも思はぬものなれど、こは大成ひがめる事なり。既に信長公の祖は覺盛法師とて、一旦圓光大師の門下に列れり、後故ありて澤田權太夫と名を改けるが、それが子孫天下を保持あり。又昌盛法師は比叡山を下り、再び家に歸りしが、其孫天下を掌握し、豊太閤と仰がれる。又乍恐泰親君・親氏君は徳阿彌・長阿彌とて淨土宗遊行流を汲給ひしかど、三河國にて還俗し、子孫の永久を期し給ひしかば、東照宮の御代に四海を一統なし給へり。此外當今諸侯の中の祖の、僧より俗に歸りしを算るに、山口長次郎は今周防守の祖也、板倉重宗・植村土佐守・瀧川三郎兵衛等殊に多し。足利義視・足利義政・足利義昭も還俗なり、又明の大祖も還俗なり。是等の遠例

のみならず、近世まで綿々と此事ありといへども、婦女子はたゞ是にくめる事敵讎のごとし、然れども出家ことに猥に歸俗は詮なき事なり、先祖家系の絶繼の一事の爲か、又は其身一能に長じ、一道の祖とならん爲かならで、たゞ姪肉二つの爲の歸家ならば、三寶の冥罰、諸天善神の擁護にもれ、現當の罰受、くびすをめぐらすべからず。

御事考 三

○三河國念佛繁榮

三河國は、北條家の末より足利氏に至迄は、仁木・細川・吉良・澁川・一色等、皆足利氏の支族にて、何れも當國の村々に住されし後、夫々の國に移封、一色・吉良兩家の領となりしに、應仁已後は互に責戦ありて、一色衰へ、吉良・東西條榮え、一色の家をたをし、松平・板倉・天野・牧野・戸田・小笠原・菅沼・奥平など起りし也。就中徳川信光君始め、まだ微々たりし時、一色家衰へけれど國司の威ありければ、かの姫を娶り室とし、かの家の威力にて、近在をも伏し給へりとなり。一色氏常に在京ありて、公方家へ奉公ましまして、自ら國勢は家臣にゆだねられしに、いづれも戰國の習として我儘なる政事、はては主家の領をも皆互に領知せり。此一色氏いまださばかり國亂れざり

し始、在國の折から、都にて歸依ありし圓福寺の長老龍藝上人を崇敬し國にむかへ、法藏寺などを建ければ、姫も念佛門に入て後、信光君もともに信じさせ給ひ、長澤の嫡家妙心院殿、妙心寺を建らる、時、此姫眞常院を開基し、號も眞常院殿と號す、今も位牌に桐の紋所は一色氏の紋也。其後一色氏は都にあられ、山名・細川・斯波・畠山の亂打つゞきければ、國の政事はいつとなく徳川家に歸し、徳川家仁義を以て臣士をまねかせ、禮讓を守りて遠近をさとされしかば、累徳積功かつは姫のゆかりによりて、仰をうけたまはりしにぞ、自ら威勢もつよくならせられ、親忠君の代にいよ／＼家興し給へり。諸軍書に唯何となく家起されしに書なせど、物毎始の楷なくして何ぞ事を成さんや、徳川氏の起家は、ひとへに一色氏の家士あつまりて、姫君の威制をかり給ひしとらる。されば信光君の時、西山淨土宗を歸依し、親忠君の時に至、鎮西眞宗にうつり給へり、是も開運記

等に始て浄土宗を崇賜、大樹寺を開基のよししるされしかども、其父信光君も浄家歸依あられしかば、勢譽上人をまねかれ、かの勸誠を聞せられて、戦死得脱の利益より、大樹寺起立には及び給ひしなり。かくて都より西山の龍象たる龍藝上人、法藏寺を開かせらるゝによりて、都は戦の岐となりしが、かの流の所化共、上人の徳をしたひ、一色徳川家などの歸依をよろこび、都よりあまた當國へ下りしかば、それぞれ道俗力を合せ寺院をひらきけるにぞ、深草西山の他國にまさり、當時凡寺數三百にみつるも、始は此故也。其後關東よりも鎮西の知識大徳相つぎてのぼられしは、當國御津大音寺を了曉上人ひらかれしより縁を求め、又は招待し、往來の知識法門など執行ありしにぞ、城主々々もめされ、法義聽受に及ばれ、寺院を起立あり。もとより今の如く異流他流と争ひもなく、同じ浄門の弘通なりと、互に彼我の念なく、浄土同宗に揚擧あれば、武士は猶其優劣しらせらる

るもあらねば、兩流の開基わかつ事なし、此時又一向の徒も同じ念佛と名をかりて、眞門に混同し、愚夫愚婦を勸化ありしゆへ、野老田人老女卑類悉く蟻集し、寺院を開きけるにぞ、惣談して本願念佛盛に當國に流通し、他宗は十が二三あり。

○一向宗諸國に遍流の譯

始蓮如山科を立のき他國に出ける時、あまたの浪人をともなひ、亂國の中を見つゝろひて村民を邪化し、其村より一揆を起し、己が宗にならざるは火をかけんと云、又は力戦に弘通し、又は他宗の寺院の主僧をたぶらかし、末世相應と名づけ、國制をうけず、宗敵と稱して城主を攻落しなどあり、加賀國富樫介政親も是が爲に一族亡ぶ。かくする内に、おひく宗徒倍增し、國主の制も及かねければ、學問に志ある清僧も、かれの爲に心ならず改宗し、又古宗を改めざるには京都の衰にのりて、士家衆の姫などをむかへ下し、又は攻落されし城主の姫女、又はそれにつか

へし女性、又は家中の女などをつれ來りて、大小の寺主へあたへ、もしうけがはざるは預置、數日を経る内に寺主の心もみだれ、こよなき清僧も、邪濁にふれては末世相應の名にまどひ、又は子孫をのこさんとの言葉に迷ひければ、昨日は鷲山の教に戒惠のさせし輩も、けふは浄土の門に慚愧ながらの念佛をととなふ世となりし。とても本寺本山は遠國にありて制もうけず、國主莊司はかの徒の勢におそれて指をさすまゝ、中には城主に加勢し知行をうけ、城をかまへて梵宇と名く、故に本願寺一ころは二百萬石をも領せし事、八十八年也、其外小知行の輩は數百箇寺ありし也。又今准門跡の號は、後柏原後奈良二帝よりの敕賜にて、是は御即位の料財を逍遙院殿の御執奏にて進呈せしより也。門に櫓をかまへ、一筋の築地しら口唐はふ迄、皆公武の賜今にのこれるは、此時のいさほし也。故に諸國の諸宗改門入衆せしもの、心ならずとは云ながら、法の興廢ひとへに佛神の所

作と聞ゆれど、まづは此宗の弘通は道に背き、ともに釋流の本意を失ふ基をひらきし也。織田平公龍興の時に及び、北越の領地を奪ひ、此宗の勢をくちかれしより、昔の十が二三となれる也、もしそのかみのまゝにありて、織田右府世に出られずば、當今加賀薩摩といへども及がたき威烈なるべきか、又右府若今五年が程も世にいまそかりせば、海内の此宗、今の十が一二に衰ふべきか、猶ゆへによりては亡宗にも及んか。

○織田信長日蓮宗ならざる事

世に信長公を日蓮宗といへるは大成謬なり、かの公は、父子上洛戦死の時の本陣本能寺妙覺寺なる故に、此宗の族云習はせしにや、又一向宗を強く嫌給ひしかば、此宗なりと思へるにや。されど安土論にも浄土宗に褒章をあたへ、日蓮宗をつよく戒め給へる事、我宗なりせば、さばかりには有べからず、殊に跡にて菩提を弔ひ、牌像を安置せらるゝにも、江州安土

總見寺、尾張名護屋總見寺、京大徳寺中總見院也、故に葬式も大徳寺にて有。且三位中將信忠卿は大雲院殿と名け、卿の菩提の爲、新に淨土宗にて四條寺町に大雲院を建立ありて、宗論に勝、褒ありし貞安上人を開祖とす。又信長公の像廟を阿彌陀寺に安置し、灰塔をたて菩提を弔せらる、是住主面譽上人と稱し御歸依有し故也。もし日蓮宗にましまさば、禪淨の宗にて菩提所をたて、牌廟をたてらるまじき也、戦死の本陣なりとて其宗を定むるは、むげに愚妄なるべし。

○豊太閤日蓮宗なるべき事

豊太閤は活大圓勇の強將なれば、佛家何と自ら定られず、唯其僧を選び歸依せられしなれば、諸宗の僧の中に智徳勝れしをば、いづれも歸敬ありしと見えたり。されど家の本宗は日蓮宗なりしにや、尾張中村に、今も日蓮宗、豊公の起立にて二百五十石にて有、是公の誕生の地なりとぞ。今其證を述るに數條あり。

一に、京五條坂の上行寺は豊公の開起也、大佛開眼の時、諸宗の寺院大小となく集會せしかど、此住持我慢強く、爾前の釋迦なりとて出席なかりしとぞ。我宗にあらずば、いかゞ寺を開創すべきや。

二に、淀殿僧日瞬に歸依し、我肉と蛇身の肉をかへ入給ひし事、太閤記を始、諸書に出。

三に、安土論以後、暫日蓮宗流通停止ありしを、豊公の時に及び、二條專念寺に入御の時、頂妙寺を始、此宗再び弘通すべし、安土の論は勝劣さだかならずなどと證印を賜へり、今猶頂妙寺に有。本宗にあらずば、かゝる邪教のかたん有べからず。

四に、秀次關白の母は瑞龍寺尼公と稱へ、其跡今猶村雲御所と名け、寺産五百石、凡比丘尼御所の高知なり。

五に、大和大納言秀長卿、東山に善正寺といへる日蓮宗の檀林をひらかれしなり。

六に、本國誕生地日蓮宗。前に出。

の時に至りてなり。右八の外ありといへども、こゝに略す、後人此旨をさたらば、織田・羽柴兩氏の宗旨さとり得べし。

○伊勢山田唯一は近來の事

伊勢國山田は當時唯一の神道として、僧尼法體の參詣を左道につくり、別屋をかまへ、川を隔て拜せしむ、たとへ諸侯の隱公、醫をふりとせるも、皆此類に入、されど付がみ似髪をなす時は、本殿の前にひざまづかしむ。是神道我朝に劣へ、唯一の司は當國計なる昔風を殘さしめんとして、神祖の定させ賜へりしとぞ、夫より先は兩部の中にも、わきて佛法榮へし事、他國にまされり。今數條をしるさば、

一に、諸宗の高徳、我朝にて佛法弘通は偏に宗廟皇宮の眞護成べし、神國にて佛法を弘通するに、若神慮にそむかば、いかでか流通すべきやと、和光同塵の微妙の利濟を仰ぎ、參詣ありしかば、國民是を歸依し、殊に本地垂迹の訓を信じて、他國にまさりて歸依

七に、京・大坂・堺にて諸宗の寺地をそれぐに給はり、又は轉地などの時は、諸宗の分はすべて轉地の分は檢地をつよくして、本地よりも減坪し、新建の分はあくまで小地をあたへらるゝの時、日蓮宗のみは轉地は倍增し、新賜は殊に境大に賜りしは、奉行衆の私とは云べからず、上よりのさたならずして、かく計ふべきや、故に京・大坂・堺其外かの近村に至迄、此宗の寺院境内、他宗に勝たり、諸宗の内にもわけて淨家は寺口を小細になしけるも、故あるべし。

八に、上にて歸敬せらるゝを下として見ならへる習にて、先信長公の臣に日蓮宗なし、柴田・丹羽・惟任・高山・池田を始皆禪也。豊公の侍士此宗多し、宇喜多中納言秀家・加藤主計・頭清正・石田治部少輔・三成・大村上總介等、此外至而多し。加賀利家卿も京北野に妙顯寺を再興せられ、江戸駒込に長源寺を開き、金澤に法華寺を創し、又竹谷妙源寺を造立せらる、故に此別流、皆自國にて今も此宗を歸敬あり、皆是豊公

せし也。

二に、世義寺正大先達、常明寺神宮寺などは、殊に神にちかき寺也、神宮寺に天照皇山太神宮寺と敕額を賜りしと也、常明寺神事始とて、今も正月八日、此寺の神事初りて、山田中の神事も始けり。

三に、慶光院は禪臨濟妙心寺派の比丘尼也、昔諸國亂れし頃、皇の宮の遷宮執行ふべき賄料調度つかへし時、此法尼の力に成事二度、故に遷宮上人とも伊勢上人とも稱。近來淨土宗を兼、文化の末、緣山教譽大僧正の會座にて、十一月五重相承あり、此尼寺の家司に山本大夫といへるありて、柳營家へ内宮の大祓萬度を奉願す。文化の末、故ありて山本は當院を離れ、己が力にて奉願を企だて、院にては泉空助大夫をして御祓を納めさせ、山本をばよくべき旨、兩所より論起りしかど、公の寺社司取あつかひ、是を許さず是數百年の制度にして私の改べきにあらざる故也、院は賜紫にして、寺産も數百石あり。

の名起れるなり。

六に、今の師職は其頃の寺院の代官也、師の名、俗にあらず。世に手習師匠など云も、もと寺入といひて、然るに天文年中より、此代官檜垣を始め武勇強く、國司家と合戦などせしかば、いつしか師劣へ寺院さびて、代官の家造疆大になれり。其始諸國へ御祓を師の代として配りける時、京より曆を求め、其頃は亂世にて、國々にこそへ配りしかば、諸國大によるこび、伊勢より出るもの様に心得しかば、やがて京へ奏聞し、曆をいせにても勤ふべき敕許をうけ、國々に配りし時、國々の檀家に逗留し、つゝに寺院の檀家を代官共奪ひとりて、己が家々の檀那とせしなり、されば山田の寺院、永正文文の後に廢絶せし事、凡五百餘寺とぞ。七に、山田に三坊とて、今阿彌陀寺など、其遺跡三箇寺時宗なりの役所をたて、神領の公事裁許、町々の善惡を校斷せしなり、然るを今三方と名を改め、久保倉三日市龍を始、御師の職人よりあつまりて評定

四に、豐太閤前後を改正の時、内外の宮に法樂所を建させらる。

五に、昔は諸國よりの參宮人此處に至り、一寺に宿し、身を淨め淨衣を著し、座具をもち行しかば、坊付と名け、其後座具の代として扇子をあたふ、今佛家にて常座具を持事なく、禪淨の二宗を初、皆知識に對面上座に謁するの時、皆扇子を用ゆ。今參宮の人、御師へ立よりて、淨衣白木を著し扇子を持て參拜す、御師も又是に同じ。且御師の名も、師檀の心より初りて師匠檀那と稱ふ、檀那の名は梵語にして佛家の名なり、檀那を布施主と云て、師の坊に金帛を送り佛道を修せしめ、其先祖の追福等をたのみ、又は祈願を乞ふの料を送るを檀那と云。當今世上一同、主人を檀那といへるも、家内中に物を施すの主なる故也。昔諸國より參詣人、先我師の坊につきて沐浴淨衣し、參拜の式禮を受、其後宮に拜禮す、其時師の坊案内せしかば、謝儀の金帛をまいらす故、師檀

所となしければ、是を三方會合所と云、坊を方に改る事は、天正の末なりとも又寛永の頃とも云。

八に、神領二萬三千石餘の内には、四宗の外は神きらひ給へりとて、弘通せしめず、殊に當國は高田門徒東派など數多あれど、所の者縁組をも許さず、山田にては眞言六七箇寺、天台三四箇寺、禪十四五箇寺、淨土五十餘箇寺あり、山田十二郷十八町凡一萬餘の寺院を、是等の寺より判形をすへ、宗判を定め菩提を弔しむ。殊に淨土の多きは、慧心先德を始、高祖大師、俊乗坊了譽上人、稱念上人、靈岩上人、幡隨上人などのごとき高德、和光の徳益を仰ぎ奉り參拜せられしかば、神も殊に納受し給ひて、神職の者に或は夢想に示し、或は現験を加持し給ひければ、かたくななりし神士も、皆佛化の妙用に信伏し、己が氏寺を建けりし也、近世は當國も少しく劣ければ、寺院も多廢絶に及べり。

九に、内宮を日神、外宮を月神、朝熊を星天子とし

て、本地虚空藏をまつれり、内外二宮は唯一に改制ありしかど、淺熊は今も佛化なり。初真言宗にて金剛證寺といひしかど、つゝに禪濟家と改りしは、昔年慶光院の師の坊を京より請せられしに、其僧高德にて、此山を中興せられしとも云、然共事實未詳に及ばず。當今參宮の時、其師職共よりも、内外の宮の翌日に磯部朝熊二見と案内せり、己が食料得財の爲には、唯一ながらも案内せるは、かの日蓮宗のもの、他宗へは嫁入をも嫌へど、他宗の者より商ひ物求に來れば、是を賣て利を求るがごとし。

十に、十人の神主、正權の禰宜ありて、いづれも其家を争ひ權威をふくみ、平人をいやしむ、すべて此處に住るは、家々の系氏を論せる事、他國に同じからず、況や此十人に昇れば、一禰宜は從二位、二禰宜は正三位と位階あれば、此に平士にひとしかるべからず。然に此十人、其身は神葬にすといへども、母妻子に至迄、皆佛家の引導焼香をうけ、宗旨なきは所に住せし

めず、神若實に佛家を嫌升し給は、何ぞ古へ佛氏をかく様ふかく近づけ給ふべきや、和論語三輪明神の託宣にも、佛家には穢なしとあるにてしるべし。此地宮司を始、夫々檀家寺あり、諸宗の中禪淨のみ此地に榮ふるを思ふに、神慮に契同せる事知べし。されば山田にて唯一を建稱るは、天文の末より始りて、元和の頃頼に願書をさげ一變せしめ、夫より追々に物を改ける也。神書五部の祕といへるも、皆兩部なり、近世是をこばむといへども、頭をかくし足を出すに同じ。林崎宮々崎の文庫の中の書目にも佛書有、殊に皇朝代々佛制を信敬し、法皇門室起りしも、皇太神宮の冥覽にあらずして、いかでか月氏の教法日東に榮ふべきや。

○久世大和守

凡日蓮宗となれるの諸士は、古今ともに我執邪曲つよく、宗に荷擔し義を忘るゝ事少からず、故に戰國の頃、此宗に邪化せられし國主城主、多くは其しる

所の民に是を信せしむ、浮田・加藤などにてしるべし、況や其餘通途名も高からざる一將一士をや。爰に關宿城主久世大和守廣之は、三左衛門廣真三男にて、久世始は一向宗なりしが、いかゞしけんかの宗に入て、後は彌々信敬し、殊に大和守御小姓に召出され、家元三千石の庶子にて五萬石餘に昇封をうけらるゝ程の智巧、平人に勝れられしかば、此宗を信するの深きは、一つの僻邪と云べきか。檀那寺なる丸山本妙寺より明暦の大火起りて、十萬八千人を焼亡し、數十萬家の財帛寶器重具系氏感狀を始、傳來の品々に至迄家々に失ひ、又靈佛靈寶諸寺院に傳ふる所數千品、皆一時の灰燼とせしは、魔風とは云ながら、本妙寺の罪ならずや。されば寺を烏有となすべき御制たるべきを、己れ老中の職に居、夜な〜密使を送り、かく願書すべし、かく書くべしと私使數十度に及び、又表にては同執政寺社司に至迄、制の破廢せざるをたのまれ、内實にては金帛を送り物として密頼せられ

ければ、十萬八千人と記せる命の代りも思はれず、愁歎世評の義心も起されず、凡其職に居ては民の父母たるべきを、いさゝか夫には心付れず、己が菩提所の立るをのみ晝夜心にくるしまれける。猶其のみならず、寺院を多く移轉せしめらるゝに及び、我宗には能所の代地を送り、淨家をば殊におとしめ、邊鄙に移さる、馬喰町雲光院などは八千坪餘、神祖の御時賜り、諸侯の内にも福島などに助造せしめられし御由緒正しき大伽藍を、深川藪の内とて、道もなき所に、同宗法禪寺と共に移されしは、其寺の檀家をへらし、其宗を破すべき巧曲とぞ、尙八千坪餘を四千坪となし賜る。此外此類殊に多し。されば明暦の轉地の舊跡を諸寺院にて見るに、久世の邪曲自ら顯れ、念佛の法敵、邪宗の堅甲、此仁のみ也、會津侯回向院を奏達の時も、餘程障へられしともいへり。此外略。

○東照宮御名

恐多くも東照宮の御名を讀奉れば、東照の東と天照

の天とは、たちつてとのかよひ、天照と東照とはつを
除字にする時は天照なり、殊に八月朔日の御入部、七
月迄を天神七代ととり、地神の第一、八月朔の御入
部なり、實に天照大神かりに顯れ給ひしにや。

○文

本朝の古へ神代の事などは、聖徳太子書記し給へる
を本として、六國史書つぎ傳はりけりしより、かた
りつぎ云つげる神代を始、昔を見聞觀考する事は起
りけれ、もし太子古史を修し給はずば、上世の手ぶ
り、いかで今の世には聞傳ふべき。然るに文治建曆の
頃までは、堂上のみ國史ありて、武家にては式法古
實さへわかたざりし也、大江廣元關東の補佐執政と
して下向あられしより、禮式備りけれ。然るに其後應
仁文明よりは、都郡ともに古書珍集兵火にかゝりう
せければ、いとまれに傳れる文皆灰燼し、世にすく
なく、まれに堂上方に傳られ、ひめおかれしは家記
傳と稱せられ、一子に傳はり、公に見聞なし、國々

の亂に都おとろへければ、公卿遠國にさすらひ、謫居
にはあらざれど、縁によりて東西の國に赴給へるも
おほかめれば、其先々へ持行れしかば、都にのこる
も猶まれになり、持行れし國の先にて、武將の中文事
好まれしは、まゝうつされしもあるべけれど、程なく
其國々も戦責の岐となりしかば、是ぞ何某卿の持下
られしと傳ふる書もまれなり。惺窩先生・林道春廣く
世に傳はれるを弘め、世にも學ばしめたく思はれし
より、神祖の御代しろしめされし始に、此事を林氏よ
り奏せられ、五山十刹の僧並に崇傳を始とし、諸家の
文庫、家々の祕録、希世の珍書悉く出さしめ、もし此
時出ざるの書は、後世證にすべからずとの嚴制に、堂
上地下寺院まで、皆御觸のごとく傳書集録寫什に至
までさゝげ參らせしかば、崇傳・道春・五山十刹の僧徒
に命じ寫さしめ、中には活字版に仰付られしも多し、
楞嚴經・大藏一覽・貞觀政要などは是なり。其上諸寺院諸
武家へ賜りしは、げに東照宮、文の中興とならせ給

へるは、諸書に明らかならざる故に、人しるものまれ
也といへども、仰信感戴すべきの至なり。

○東鑑

東鑑の異本證本の事は、林道春羅山文集に委く出、近
來近藤守重が御文事表に委く出しつらね、數本の異
ある事をのべ獻せし證をそへ、北條小田・黒田・金澤文
庫などの差別をのぶ、然るに此起りを辯ずる事なし、
作者の名を擧ず、是東政記録所の書なれば、實に始末
の作者しるべからず。愚按るに、此記の本基は廣元朝
臣成べきか、此朝臣、頼朝卿より有智博解の士を招
かせ、東政を正すべきむね奏達あられし時、此朝臣
を選出、敕命によりて鎌倉の執政となりて下向せら
る、然に此朝臣、朝廷久しく衰へ史を修するものな
く、六國史以後は大鏡・水鏡・宇治拾遺・榮花物語・保元
平治などのごとき、國字の野史にひとしきを證とし
て、正しき記録もあらず、敕撰の御沙汰も、近來は歌
書にのみありて正史闕無を歎かれ、ひそかに二位家

頼朝に糺尋の上、東國の政談を漢字に記さしめ、萬世
の龜鑑に備へしめばとて、書はじめられしならんか、
夫より評定所式目なども起れる成べし。又北條家に
も文の興隆を常にかたられ歎息あられしかば、越後
守が父など心に伏され、子に傳へ、金澤文庫など建
られしにや。されば大膳大夫廣元朝臣より東鑑は開
起あられしを、金澤越後守が代に清書せしめ、其後
の事は二階堂出羽入道道濫悉く集撰改文なしける成
べし、然ども何れの書にも此事をのせざれば愚按也。

○檀林順路記のはじめに此記不出

流を汲ば源をたづね、烟を見ては里をしるべし、我
祖大師、宗を吉水にひらき、戒を黒谷に説給ひしよ
り、都鄙法運を仰ぎ、緇素教化を受しより、滅後數十
年は宗譜戒脈各師の傳燈にあり、吉水・黒谷・河原屋・
嵯峨二尊院など互に弘通を擅にせし後、蓮寂上人合流證
契の時より、記主禪師三祖の統位をつぎ、鎌倉に眞
化を擧唱の時、數百の門下傳燈をあらそひ、六派の

龍象、蘭菊を論せしにぞ、東關殊に義學にすゝみ、傳戒傳法、白旗上人揭焉正承あられしかど、三百餘年叢林談所定れる地もなく、負笈の雨笠、解行雙修の知識に參じ、其會下に輻湊せしかば、關西關東へだてなしといへども、同公聰公殊に其幽旨を説示あるにて、學徒多くは鎌倉貝塚横曾根に來集し、互に法門論義安居の清規をたて、其成不によりて印璽ありしなり。慶長年中東照宮十八檀林を開創規定し給ひしかば、四海の雲水關東に集會し、白旗の法幢他に建る事を禁せらる、こゝに於て興俗の正規、一宗の模範、此十八法將の評決ならざるはなし。今時の徒、大師開宗より以降、沿革榮枯にうときは、護法の一分闕如に至べき歟、古へは千里を遠しとせずして知識を尋問し、其法味をなめしかど、今は二九の會下の外、尋札の道まれなるにぞ、あはれむかししのぶの草枕、結ぶかりねの夢の世中に、たまゝ受得し人身を、又も泥梨の鐵繩にこがされんは、いか

計りかくやしからましと、露のひるまのいのちたのまれぬ程をおもひつゞけ、文政三年關左十八の靈場に詣、本尊をぬかづき、知識を謁し、談古懐往の一事に、しばしちりの世のうさをなぐさむたよりともなさまく、霞と共に立出るは、みどりのかげの竹芝の三縁山下にすめる身とて、外十七山の法主ととも、みなかねてみしらせ給へば、この春の拜話の時、止謁の事どもちぎりおきければ、まだ袖寒く残れる雪を袂にはらひ、む月の末の二日、三島中谷なる庵を立出侍るになむ。

立出る口の衣のうらづたひみるめはるけき道やたらん
朝な夕な心にくめる吉水の清き流の末やたづねむ

○佛教の興廢をたづねし人にこたふる其一
慶長元和以來、昇平治化の徳光によりて、我佛法四海にみち、諸宗互に教綱を張、老少貴賤を濟度せる事、本朝古へよりいまだきかず。抑我朝佛法弘傳の規繩を謹て考索するに、欽明帝の朝に初て渡り、聖

徳法皇の開弘し給へりしより、王臣の崇奉にして卑賤の者の寺觀をひらきし事なし、たとへ諸國に伽藍を建營ありしも、みな百官の人か、又は任國の守、又は郡司縣主、朝命に募りて結縁は貴賤に及ばしむといへども、開起本願の主たらしめず、故に住侶隨僧義學の徒、みな得度を官に乞、許を受けて釋流を汲り。寛平法皇大覺寺に登壇し給へりしよりは、御門室の名起り、院家の列ひらけ、台眞の二宗、法相の宗徒、たがひに公卿殿上人の賢息を乞受、あるは武臣尹令の子孫を教化せしかば、高く王法佛法兩輪兩翼の盛事、比叡本願の寵章世々につぎて、釋門の貴こゝに極り、宗宗の榮、儒流のたぐひにあらず。既に仙洞多は法皇と成らせ給ひ、轉陸槐門入道の聽政、あに釋氏の外なるべき。かゝりし後文治承久より鎌倉さかへ、三代の源將軍、都鄙に寺院をひらかしめ、北條の氏族、足利の數代、各々祈願菩提の伽藍を造營せられしより、諸宗の高徳四方に弘化し、諸侯藩主其國々に起寺あ

りし也。しかはあれど法相三論の玄旨、俱舍成實の微言は、學憲を靜觀にひらきて他國の遊化なく、眞性の玉光を南北の舊地にみがきしかば、いつとなく其流たへへに成行、台眞の二宗は修験の道興隆し、柴燈護摩の教導に貴賤の選なかりしにぞ、みな小角泰院の遠風を仰ぎ、毎に肉妻の禁なかりしかば、此門殊にさかへけれど、眞の釋徒にあらざるとやしられけん、國主城主の崇奉もなく、こゝ壯男の道俗、富士大峯湯殿・筑波・大山・前神・日光・彦山などのことき泰山絶嶺を斗擡し、半僧半俗の遺風のもの多かりしなり。我大師師弟遠流の時、初て佛法の深味邊地に及び、浦浦村々念佛に歸化せし也。後親鸞妻帯をはじめ、一遍又踊り念佛を起し、諸國をめぐり、いよゝ念佛弘通盛なりし時、日蓮生長し是を破壊し題目をとく、かの人心西にのみすゝめるを、東に引もどし、傳教・慈覺を傍庸し、醍醐の名をかりて邪教をひらきしかば、其眞偽邪正をたゞせる王臣もましゝて、禁制

せられしかど、程なく世亂れ制令おこなはれざれば、いよ／＼我慢の高曠を勇士にとき、他宗をそしりて無得道などいふといへども、其徒や／＼もすれば祈願満願の偽法をのぶるが故に、法華の正意こゝにかくれ、妙教の眞理、雲泥の違となれりといへども、人心末機に成行にぞ、清廉篤學の者も少く、うちつゞける兵革にくるしみて、満願とゆふ偽藥を服せるもの多く、はては神祠寺觀をもこぼちて、法華の靈場と改めなどする事、國々に起れり。其頃又禪の數流の僧來朝、又は我朝より入宋、單傳の玄底となへて、學をとめ、教相をわらひて、別法と稱す、もとより儒老にちかく、説空説道、詩文によせてのべけるにぞ、國司藩主其高風になつき、領國領地に寺院建立有しかば、いよ／＼佛教眞實の學則すたれ、宋風の規格を佛法のごとく思ひ、人々信歸せるにつれて、頓機と云不立文字をたて、詩文を要とす。抑佛法本朝にわたりし後五百年は、王公の貴重も眞門にあ

りて、義學講讀正見にあり。眞言の宗起りて釋尊の教法を淺略とし、本願念佛弘通せしより聖道の學すたれ、禪家の説破に聖道淨土ともに廢絶し、日蓮の邪慢に諸教の聖淨禪律等しく破壊し、時宗一向の二徒に尊貴をうしなひ、かゝりしかば正理ます／＼かくれ、人心こも／＼かはれる事、三百餘年也。其中間元弘建武よりうちつゞける兵亂、殊に應仁文明よりは國々は瓜のごとくにさけ、虎のごとくに起りて、互に父子主従のわかちもなく、禮義長幼の隔も泯絶せしかば、佛教いよ／＼すたれて、古寺古刹もあとのみのこり、高僧貴徳も多くは邊土邊邑にのがれて、眞實の佛教は名も高くかくれける。此ついでにのりて、一向日蓮の二徒互に黨をたて一揆を起し、あるは國主を亡し、あるは他宗の寺をこぼつ、たま／＼亂をさけ、哀によりて佛教に在る武士あれば、それをかたらし攻うちなど、あくまでの放逸あげて云べからず。太平記に尾張左衛門佐の剃度せられし時すら、既に

學のすたれたる事しるべし、況や夫よりのちは年々の兵戰、たれか齊身修業に心をとむべき。永正文文の頃はわけて學務すたれ、宗々の制度も衰へ、正傳直授といへども、なかばは筆述にのこれるも壁底に埋れ、たま／＼都鄙の内にわづかに志深きもののみ、山にいり市にかくれて、規條をうしなはざるにより、天地一變にひとしく、程もなく宗々に大徳の僧降生し、其流々を中興せしかば、法燈消すして教綱廣く、末世を濟度せる事にはなりぬ。是併ら護法善神のしからしめ給へる所にして、本朝の神光影をやどし給へる所なるべし。こゝに東照宮東伐西征四海御平定の上、佛教を勃興、宗々を輝崇し給ひしかば、初て釋流徳川の清きにすみて、一天四海經論釋戒定惠顯密聖淨思ひのまゝに學べる事に成行、殊に切支丹御制禁の後は浮圖の禮に葬事を執行へるより、大小の四民、寺院を廟所となし、法會をひらきて梵風をしたひ、祈禱滅罪、好める宗に依憑せしめられしかば、諸

宗縁につれ徳になづきて、米錢を喜捨せるにぞ、學徳の有無にかゝはりなく、みな高枕に一生を送れる事には成行ぬ。是併東照宮の御恩、本師世尊の遺賜なれば、繙を著、佛を學べるものは、常に此事を思ひつらね、威光倍増法樂莊嚴忘るべからざる者ならし。

○仙臺の高

仙臺は都て物事を多く云を國風とせり。網村騒動の時、片倉小十郎が五百萬石ありといへる事有、先里を六町にて一りと呼、丸錢を四文錢にあてたり、角錢の四を以て丸の一錢に替、且百貫の高は、他國にては多くは四百五十石五百石四百石位とわかり定めり、然に此家にては百貫の高へ千石となれり。下野陸奥の内には、是に改定有しも多きや、日光近在にては、今も百石の高へ金納十四兩と定ありと云、さすれば仙臺家にて百石とれりと云者も、十四兩なるべし。棚倉城主六萬石にて二萬石餘の上り高といへるも、是にて推知すべし、是又愚按也。片倉が三萬石、他

家の一萬七八千石位なるをさへ、よそ國へは十二萬石などいへるにてしる也。

○知恩の號淨家に多事

淨家寺院の名、同名多きが故に、神祖も弘經寺一條にて口くどし、改むべきの命有、先總本山として二つなき一宗最長の知恩院の類さへ多し。三時知恩院殿、入口御知恩院宮、智恩院方丈、知恩寺、百萬新知恩院、江州伊香新知恩寺、江戶橋又弘經寺、飯沼弘經寺、結城弘經寺、鹿嶋などの類、江戸江戶にても正覺寺、高輪正覺寺、深川正覺寺、淺草正覺寺、馬場又靈巖寺、深川靈岸寺、伊勢山靈岸院、南はこの類諸國に多し。光明寺、鎌倉光明寺、鶴岡光明寺、三浦光明寺、栗生金戒光明寺、黒谷光明寺、明石信光明寺、河津新光明寺、江戸淺草。此外略之。

○上野并慈眼大師

當今諸軍書に、慈眼大師は神祖始より御歸依は、御陣中何れも御供に被召連、諸軍事の御助立謀略を申上し様に記せり。中にも續々史記といへる三篇有之

書には、殊に何事も天海公ならでは、執政の方にも智惠及ばずる様、國家の治亂、天海公一人に始れる様に書なせり、誠に無學の謬れる、殊に其書の中にいつにても、天海公大笑をなし、神祖台祖猷祖の御前にて、執政の人々の中に、いつも大笑せらるゝとしるせり。天海公其始常陸國江戶崎不動院に住せられ、慶長七年初て御目見せられしは、江戶崎大念寺開山源譽慶岩上人は、觀智國師の弟子にて神祖へ常々めさせられければ、國師へも常々海公の道徳を風聽せられしかば、國師御法話の席にて、毎度海公の事を奏せられけるにぞ、武州仙波喜多院へ住職被仰付、爲此僧を召れ、慶長七年初ての御目見の事は、彼本傳に出たり。夫より此僧の凡ならざるをしろしめされしかど、常にはめされず、駿府へ御隠居、大御所と稱せられ給ひし後は、御世の御沙汰も皆台祖へ御讓遊され、御閑暇にも入せられしかば、文事御再興の御爲、本光國師、林道春を召れし時、海公をも召れしかば、是

より御寵重を蒙れ、法問論議被仰付候、其度毎に無礙辯を以、後には台家の奥儀をのべ、淨家を排斥の志深く、殊に台門中興の運をはかられ、機密甚深の法話に、神祖もいよく御歸依は遊されしかど、御一代さまでの事は見えす、殊に御他界の御時も、猶崇傳長老の威制には及ばれず。台祖御操正しく、神祖の御本意、常に佛徳御信仰の事を御察解の上、兩部神道に弔祭し奉るべき旨あらばとの御事にて、唯一をば止させ給ひ、是より先は吉田神龍院并に崇傳長老のはからひにて、唯一の御葬事有べしとなり。上京の後、大權現と敕謚させらるべきに定りしかば、天海公御別當等は仰付られし也。其後台祖へ神にならせらるべき旨、度々勸進し奉られしかど、其事もなく、神祖台祖殊に御歸敬、今諸書に記せるごとくの事はかつてあらず、此事はかの師の本傳を見て知べし。海公の時運をえられしは、猷君の御代に至り、長壽の功并に才學無雙なるによりて、御崇敬他に異なりしかば、何事も神祖の仰置れしと申上られけるにぞ、今の世ま

で徳名無雙には傳れる也。學才の人、其時運にあらざれば顯味高沈としからざれば、本より凡智の人にもおはしませず、殊に長壽にましくければ、台祖の御代、上野御建立ましくける、是を續々史には、神祖御棺を上野にて御休還有しと書けり。元和二年四月の翌三年に寛永寺あるべきや、殊に御道筋は中原仙波の方を通御の事、其時の書に委細なるをしらすして、上野御休棺と云、是にて偽妄の書成事知べし。又當世の人、上野は寛永中より今のごとくなりと思へる人多し、是又大なる相違なり、上野、寛永中の御建立は、中々今のごとくならず、元祿中に至り一品大明院公辦法親王此宮いつな法の行ひ給ひ、今中堂の脇に祭れる稻荷の社あり。御歸依にて、常憲院殿の御上意として大僧正、町を他所へ移し、下寺町を圍ひ込せられ、上に有し寺院を移し、中堂廻廊仁王門御建立、寺領をも加へられ、律院を日光上野比叡山へ立させられ、林弘文院を還俗轉地仰付られ、其跡を上野へ圍込み被仰付、彼屋

敷跡へ日吉山王、京清水を移し、観音堂御建立あり。

上野下高札、今に至りて山門前（今）にある事は、元禄まで林大學頭屋敷ありしゆへ其所をなべて下高札有し、常徳院殿未代へ御建立の事とも傳させられ度思召され、下高札もとの所に建置れ給ひしとぞ。又清水觀音の脇に、三十間に二十間ばかりの草村ありて、竹垣せる所あり、是は夫まで林家の死人を猶紅葉山に靈芝出し時も、千石を加させられしかば、上野はいよく榮へ、國初より今のごとくなりて當時の人もおもへりと、常徳院殿は始より天台を御崇敬遊され、大猷院殿は御一代計日光へ御隨葬、松平大隅守安藤對馬守を上使として、芝台徳院殿の御靈屋へ御申上、改宗にあらざるむね言上せさせ給ひしかば、嚴有公の御時、閑老酒井雅樂頭を始、縁山へと執奏有しかど、憲廟の尊意つらせ給ひて御入棺被仰出しよりは、御祈願御菩提、同山に定れる如く成行、御祝禱なし奉るべき御山にて、御遺骸の御葬地となれる事にはなりぬ。然るを文昭院殿、遠く東照宮の御一世の御尊意、台徳院殿の御高操を追せられ、縁山へ御入棺仰置れしにぞ、有徳公兩山ともに未代御靈略有まじくとの御認定給ひし

いへども、此事を願ひし事は其あと方もなし、是にて知べし、其外多しといへども、書戦に等しければ略しつ。

○日蓮立碑

日蓮宗の内、勝劣の寺院には、必題目の碑を建、妙満寺勝劣殊に多し、東都にては一致勝劣共に立れども、越後本成寺勝劣富士大石寺勝劣派には建る事まれ也、是大成其宗者の爲には利益多し、所以者何、法華信受輩、見此碑一必心に稱題目、其寺の本尊を思想すべし。近年山迄は浄家皆鉦のみにて木魚なし、近來關通和尚、安永天明中諸方弘通につれ、宗徒念佛を稱るに面白き聲になり、微音正聲何かあやしきに及ぶをよしと思へれど、唯今僧正知恩院御住職時に、殊に此事を議せられ、鉦がなる故に、浄家の寺院とよそよりもわかつかつ也、木魚は禪家の規にして、浄家其根據なしといはれし也、かくのごとく彼宗にて寺の門前の建碑は、其宗徒道俗の益多し。

と也。上野の文字は、上様の野へと成べき前標なり、三縁山は三河に縁ある山と、自然兩山ともに、數十年數百年前より定れる事、凡人のはいる所にあらず、天然の山なるべし。

○大岡政要

大岡政要といへる書有、越前守少身より萬石にのぼれる才忠の評裁をしるせるといへども、是又大成偽妄贋作にて、一つも越州の裁許の眞事あらず、唯無智の者ども、彼才を推舉せん爲に書述し書なれば、なぐさみには見るべし、信受はすべからず。先彼書の中に、寛徳院殿池上へ葬の時、縁山より強訴有事を出し、例に清揚院殿の事を出せる、然に寛徳院殿は有徳公いまだ大統を繼せられぬ先、赤坂の館にての逝去、紀伊家の簾中は、加藤肥後守絶家の後は彼家無縁に成行ん事を哀ませられ、簾中方彼本門寺へ葬する事に成しかば、公儀よりの事にはなし。殊に時節も過去し事、少しも實なきをことごとくしく書出し、其時の方丈隠居仰付られしと記しけれど、隠居は代々の例にて、老衰の身故、時に年數の沙汰もなくありと

○同宗諸所建碑

予東海道中山道を通行せる事十餘度、扱東仙道木曾の莊に甲州への道、又は御關所なき□□也、寺道の入口には必題目石を立、善光寺道は彼宗の徒、何の益もなかるべし、然ども兩所に是をたて、標題とし、人に其別道有るをさとらしむるが故に、參詣の老若是に心付、其所々の者に道をいひしるべを尋て、本意をとぐる事にはなりぬ。東海道にても横田川の邊に伊賀路の入口に立碑、其外道わけにたつる所あり、是其處に其宗あるにもあらず、唯其宗の僧俗の爲のみにもあらず。又鈴森小塚原栗田口等其外諸國の御せうに刑罰の所には必ず是を建、其本心彼妄執の靈を弔慰せるものなし。ま、邪悟の徒ありて、他宗より勝れんが爲に大碑を建るはあるべければ、先は口魂得脱の遠因ともなるべし、此事は予常に隨喜し、かの邪徒にはまれなることと思へり。

○三界法界

諸宗多く三界萬靈、六道四生の有情の爲に碑をたて、碑を彫回向せり、日蓮の徒のみは法界萬靈と立碑す、是寛狭の異ありて、法界と云時はもるゝ者なく、十界の依正こもりて、廣大無邊の徳用、自然と名體不離にして、能回向所回向ともに甚深の義也、是又深く美歎すべし。諸宗の三界といへるは、唯界内のみにして、殊に苦惡道のみなれば、大に狹局と云ふべきか、然ども廻向をうけ脱苦せんは、三界六道の者のみにして、今時の僧俗の回向に四聖を加へんはおこがましかるべし。又此娑婆計の三界のぶつ道とせば、局狹成べけれど、盡十方世界海毎の三界萬靈の有情を回向する心にならば、寔に功徳無邊際にして、法界萬靈の回向よりも勝るゝ事無量成べし、此三界六道心得べき事也。

○入魂

花洛の人、入魂々々と云事、何ともわかりがたかりし、芝山殿・高松殿・富小路殿などへまいりし時、其雜

掌皆々何れも御入魂といへり、是は内證にて宜御すませ可申、宜敷取計可申との事とぞ、都て京の人はのんべんくらり也。

○粟田植髮像

文政の始、淺草報恩寺にて京粟田植髮親鸞の像の開帳有しかど、參詣人なく、殊の外損耗のよし也。此像は青蓮院御門主、先年反古にて人形を侍兒どもにつくらせられ、御手習の反古焼捨べきにて造らせられ、御手遊びとなし給へりしを、御家士の某に天和中の頃給へりしと也。さるを或山師植髮親鸞と云ふらし、ことごとく流行し、あまつさへ堂を作りて參詣するを、其頃の御門主一段の事也とて、毎度笑はれしとぞ、天明中家長伊丹大和守物語なりとて、都鄙には是をしれる者多し。

○おぼこ小女

十四五六の小女、いまだ色情なきをおぼこ小女といふ、此義按するに、抑營家を始諸大名にて、家により大般

若經又は心經又は法華經を寫さしめ、御著手の後、かの妻寫の經をもて人形をつくらしめられ、衣裳其外姫君等のごとくにすへ置まいらせ、輿入の時に先乗せらるゝを、御法子様とよぶ。又諸家方に先例ありて、經文のはりぬきならで、人形を用ひらるゝもあり、いづれにも御法子様より出で、いまだ男にあはず、色情薄き事、御法子に等しく、又あいらしき御法子むすめといふ事には成ぬ。

○因果順現順次順後ある事

釋門に通説、諸宗共に談せる因果に順現順次順後の別ありて、猛善猛惡も現世に受る受ざるあり、後世又其後世に受るあり、過去に作りし内にも、先差別遠近ありて、追促あれども受ざる事なしと。愚按るに、いかにも受ざるはなし、毘奈耶に云、假使經百劫、所作業不亡、因縁相會時、果報還自受と也、此文のごときにて迫速ある事見るべし。たとへ百劫を経とも、受べきにいかんぞ延速あるやと、此不審晴ざる事久

しかりし。此頃思ふに二挺以てたとふべし、一には俗に云桃栗三年柿八年、枇杷九年になりかぬると云々、是同じ天性の草木なれど、猶結界別あり、況や造業に遲速ある事疑ふべからず。されば新羅三郎義光は、甥の正嫡河内守義忠を害せられしかど、其身にたゝりなくして八十餘歳の長壽をたもち、しかも大往生をとげられ、子孫繁昌、餘の源氏にまされる、武田・佐竹・小笠原・南部・松浦逸見・一條・板垣を始、其流々庶氏に至りても、當今柳澤・米倉・口井等に至迄、大小名にかぎらず榮えられけるに、舍兄賀茂次郎義綱は其虚名を受られ、剩さへ誅伐にあはせ給、子孫胤裔忽ち絶せらるゝ事、いかゞ成事ぞや、是は佛家に所謂前生の因果順後業にてもや有んか、定めし先世の因にこたへ給ひしならんかと覺えらる。又業の速疾と延轉せる事、譬は金帛を他より借受用せるに、其時は便利あれども、夫には利倍かゝれば、利を入るる内は、元財を返すに及ばずといへども、若し利を

送らざるに至らば、貸主大にいかり、日比の入魂も水泡となり、武家は其頭組頭などへ申達し、町家百姓は其官々へ訴へ出、はてには元利つぐのふべし。是等のごとく、人善をつくりても悪をつくらば、初の善うとく成行に似たれども、つゝには其悪極りてのち善果をうくべし、又悪をつくりても善を修する事久しければ、初の悪も自ら遠く成行べし、其内強く善悪を怠らず修する時は、始の善悪も消行べし、是はたとはい入魂つもりて、金銭のかりかし常々になり、律儀に利納の時は、義理として終には年賦月賦に受取ごとく、元金利足ともすむにいたれり。是を思はば、一たん悪をつくりしは、本心に立かへり懺悔をして、舊悪の業を滅するといふもある成ば、人々心付、終に受べき業を断べきために、常々善事をつくりて悪果を受ざる工夫をこらすべし。

善と云は、唯識善、大乘によれば、信と慚愧と無貪と無瞋と無癡と勤安と不放逸と行捨と不害とをいへり、

是等は人々本性の寶材なれば、是をつくり常に行為は、世間の財寶をたくはゆるに同じ、貯へあまれるは人にかし其利をうべし。されば人々善事を常になすは、おのが財を他に貸置に、久しければ利足そひてつゝには大長者と成がごとく、富貴の極位大覺世尊と成果せるも、世法の二善刻果せるの至也。是一念の念佛題目にては成佛すると教ゆるは、其法を信受せしめんが爲の誘引也、何ぞさばかり成佛やすくば、天然の釋迦、自然の彌勒有べき也。六即の成佛、往生の不退、即成佛と談するは、與へて功能をとき、悟入知見の善功也、金山即金なれども、種々の計度工妙を経ずば、何ぞ通用の妙寶と成べけん。

○國界附太守

むかし國界を定めらるゝは、多くは山々のつらなれるによりて、其分界を立られしにや、先關東を思ふに、伊豆の天城山より相摸の箱根、武の高尾小佛・秩父、總上の堺碓氷・章津、下野日光高原より、常陸月

保禮・花園山迄一列の山、帯を廻せるごとし。又上方にても、紀の熊野より吉野、伊勢の高見山見瀬山より、壺根・太郎・伊伏田より、伊賀伊勢の堺布引山・鈴鹿山より多度山迄、近江伊勢の分界なり。是等に大小有て、一國にても多くは山にて界をたてり、平地の界は、山のつゞきはなれし所にては、川流又は道をさかへる所も有、其風土にて定給へる事、實に凡人のなせるにはあらず、佛神かりに顯れ、垂迹の姿、國造となりて國郡を定給ひし成べし、且當今末世に至れりといへども、天子將軍家はもとよりの事、諸侯は皆佛神と崇敬すべし、先ちかくいはば、一萬石の領知の下には一萬人の幕籠あり、士農人并城下町家の商家合て一萬に餘るべし、扱其中間にすめる飛鳥畜類、又海川の魚類蚊蛇蝎蟻等の蟲の數々、何百萬位ありとも數へがたかるべし、然るに其中に一人と生れらるる宿世の福力報感の徳用、實に高大也、況や十萬二十萬石以上の太守をや。然るに僧徒、やゝもすれば俗人

也、出世間の器にあらず、拜すべからず、流轉の人々也などもいへるは、いか成愚ぞや、其國其太守の下にひととなり衣食を安くえ、檀施によりて生命をつなぎ、遊民として財住にあく事、誰の力ぞや。

○旅中晴天

予十三歳初て伊勢國へ孤影獨經せしより、十七歳二十二歳、二十五歳兩度、二十九歳兩度と上京し、又京より伊勢へ至れる事、五箇年の間毎年兩度、二十四歳、二十九歳、其外甲州奥州又檀林などめぐりて凡旅中也、通し乗駕上方へ五度也。然るに其度每一度も川に滯流なく、船に難風なく、陸に災難なし、天色いともうらゝかにて、箱根・大井川・荒井など越る日は、多くは其頃中の晴天也と云、馬士船士も殊に康哉をいへる日也。然れども木曾川三度の其度毎、鳥居峠にかゝれる日は、必雨ふれり、こゝを以て勘るに、雨色晴天とも其時所をうる事、我身其日に通行せる事不思議と云べし、是數十年來、日天子尊を朝々拜し

奉り、又途中にて平土へ多くは小便をせず、畑田の中のみなす。又川々にては必十念をとへ、名號を指にてかき、其川中の魚鱗の脱苦に擬す、又門たての所、辻堂石佛石像にかぎらず、向へば必十念を心にとなふ、是等自ら隱徳となれるにや、されど一生の造罪、是にてはつべきにあらず、唯是は旅中の用心をいへる也。

○釋孔の恩

世太平に歸し、人其業をたのしみ、火を付るをば火罪、盜賊は刎首と定め、王法嚴制武威治教によりて、我おろか成よりうばはれし盜、又は我親族をうちさりし者をも、手ぬらさずして、其あだをむくひくる事、實に國恩の深重也、其國主皆佛法聖賢の道により法度をたて給ひし故なり。されば今日互に安平に御代に生れ、治生産業互にまひうたひ樂しめるは、冥には佛孔、顯には國恩をおもふべし。

○御の字

の字をかく、さすれば風土の手ぶりも、さ口は論には及ぶべからずと、講演の内にさたせし也。

○羽書

五畿内をはじめ、西國中國筋にて銀札を用ひ來れり、關東制也、是は神祖以前よりの風儀なりといへども、多くは西國の方々の金銀、東國に澤山ならしめ給ふべき御深慮なるにや。中にも伊勢山田は數萬兩、十箇年目比に改りて、伊勢伊賀熊野迄も通用たよりよく、同國津は藤堂家の城下にて、大和國古帝の羽書をうつされしかとぞ。羽書大にしてもし破れ、又は水入などは、嫌ひて通用なかりしかば、津の羽書は其版内計にて、他領にては少しも用ひざりし也。然るに文化の末、願によりて山田の羽書を、同じく雨損にかはらず、古垢によらず、たけ紙板迄も山田に類同せしかば、近世は殊に通用ひろく、山田と同様になれり。右ゆへ津侯の内證是に准じ多かりしを、關東にてもしろしめされしにや、近年毎暮三千兩宛を獻呈せら

文政三年八月、伊勢國にまかり、山田にて講筵を發起せられ、越坂信行院簾堂の許を會所とし、數日の間、夜は蓮花谷にかへりけるに、此頃神職佛寺の公事つりて、小林奉行高井山城守も、ことに裁斷あつかひがたかりしと也。其一條に、御の字の事有、神士方にては、寺院より書送れる宗判印形の當名に御の字を書べしと云、寺院よりは御は公儀御奉行等計にて、外へは書べからずと云。愚按、兩共に當不當有、先御の字の義によらば、實には天子計也、今將軍家は准仙洞儀太上帝にましませば、是又道理也。凡御は四海に御するの道理にて、外に用べき文字にあらず、夫は扱置、又當今何事にも用ゆるの邊による時は、御字は此の差別あれども、山田の風俗は、其家職皆日本國中の農工商を檀那と稱へ、皆家の名列を見るに、何の國何郡何村の御檀家中と淨の字を書て、都方などの茶屋のごとし、諸國より參詣もなく、御祓の謝儀なき時は渴命に及ぶが故に、尊卑にかはりなく淨

れ、御手傳を御斷申上られしと也、然に文政三年辰には、三千兩に不及の旨被仰出、同四年度、川々の御手傳の内に入れし也。

○伊賀上野天満宮

江戸の上野の地は、いかにも伊賀の國上野の□□□□地にさも似ければ、其かみ藤堂より、東叡山を上野と地名定れるとなむ。又此所に天満宮を所の總鎮守とし、折ふし文政三年九月二十五日、予通行せしに、花車風流のおどりやたいなど出、繁榮なり。此宮定て筒井氏の祭れるにや、筒井は菅原氏にて梅を紋とせば、縁起はしらざれどしかるべきか、藤堂家始め阿閉淡路守に仕へられ、次に筒井家に仕へ、後大北大納言殿に仕へ、又神祖へ志を通じ、つゐに大家となられしかば、筒井家の在城の上野を知領せらるゝ事故、定めし其時の儘に祭られしにや。又妙正寺といへる日蓮宗を諸宗の觸頭とせる、按るに、是又大北大納言殿、日蓮宗なる故に是を追崇せらるゝにや。凡

藤堂氏の家中にて藤堂仁右衛門・藤堂玄蕃・藤堂新七を始、大身多分日蓮宗也。

○鷹入家

文政三辰年九月上京の時、富小路從二位貞直卿の許に参りしに、貞直卿の咄されしは、曾我豊後守禁裏附にて、或日鷹江戸屋敷へ入しを祝ひ、文を好まれしかば、先年曲淵甲斐守禁裏附なりし頃、或日江戸屋敷にて鷹飛込、後に町奉行に移されしかば、こたみも又しかるべしとて、和文に書つらね遣せしに、程なく二月也の程に京都町奉行に移られし、物毎皆標示有事なれど、下人には其しるしなし、かゝれば其官にあづかる事も、臆げにあかるべからざる者なり。

○男女厄年

男女厄年とて、男四十二、二十五、女三十三、十九を云事、古來種々の説ありて、義を盡せり。然るに予按るに、本朝中頃禪家榮へ、観音を信する者多く、凡日本は観音有縁の國にて、諸國に観音の靈場多し、故

に厄年と名け、身心を慎み、如律に観音を信じ奉れる事成べし。先如來四十二にて法華をとき、法華の中に普門品は第二十五也、故に是を男とし、是大綱也。次に普門品の中観音の示現、三十三身十九説法也、是綱目也、故に女厄とす。凡観音無邊色身自在三昧力ましませど、三十三身十九説法におほり給へば、男女實に一生の内につゝしむべきの至なりと、禪家より示されけんか、然ども是愚按也。

○日蓮一向の在家

諸宗にてきらへる日蓮一向の二宗は、僧はいかにも阿堂とも云べけれど、在家は他宗よりも佛法にちかし、日宗の説法、一向の法談、ともに佛法のはしをひき、日は法華の句義を略説するが故に、他宗を誹るの難はあれども、一分の得益空からじ、一向は無常ををしへ、信心増進せしめ、此世はかりの宿り、未來は永々なりと云時、發菩提心のきざし空しからず、此二宗の在家のみ、法義を聞き一分の善因を植ると云

べし。天台・浄土の二宗説法ありといへども、平生在家に信心を、かの二宗のごとくとき教へ置ざる故に、参詣ありても如響如啞にて、何かわからぬ事を云て、終には聞えぬ者多し。故に近年説法の僧、譬をちかくとりて因果の道をしらしめんが爲に、まゝ軍談敵討にひとしき因果物語ありしを、無學の妄僧是なりと思ひ、軍談奇説をのみ、はてには狂言世談のことつりしかば、天明の末、聞龍聞我の事起り、いよゝゝ説法の衰廢を起せり。寺院を住持せしむるに、少しは其檀家の多少貴賤によりて人選ありて、其住持平生師檀の旨趣を心得勸誡なりとも、又は参詣の時立聞せなば、此二宗のごとく、在家少しは平日耳に聞はさむべきを、教へずして此二宗をそしめるは、一分はつみと云べし。又此二宗の輩、他宗をそしめるは、殊に謗法をつみのがるべからず、是皆佛法の眞實を心得ぬより起れり。

○淨日の僧

浄家の僧多くは愚輩、日徒は皆慢邪也、此二宗此二つなくば實に諸宗に超過也、此評をたつるに、先浄家は近來檀林の山主は、己れのみを高上にへのぼりて、總じて通途の寺院をば乞食平僧に類し、又寺院は檀林を主人のごとくに心得て、其指揮皆信伏し、我宗の本意をしらす。抑高祖大師念佛の一行をひらき、未代相應をたて給ひしより、本山末寺ともに他宗のごとく尊卑なし、禪宗又是に同じ。故に彼宗の五山十刹、其餘共に著座の列をたて、其餘は法臘をもてかぞふ、浄家又爾り。むかし百萬遍を一宗の著座上席との綸命あり、神祖御登位の後、宗門の規則改格ありといへども、今猶寺院の席は繪旨の前後に定り、所化の別座は入寺の前後なり、檀林は世役官政の魁首たれば、尊敬すべきは勿論也。然ども其主に至れる僧、別に達德智匠と云にもなく、唯戒牒をかぞへ縁山の在席のみ成ば、云ふ所悉くあたれる事にあらず、まゝ中には聚斂權威を心たのしむより、昇階をまつものなれ

ば、内外二典に通せるを云者は至而希也、殊に清律
温篤の者は在席にたらず、好學厚行の輩は自ら辭山
せる事常也。茲を以て昇階の任、愚匠にある時は、出
す所の徳令、按外の事多し、是宗風のいたす所、いか
んともする事なし。次に日徒は上下によらず、文句
能化々にすゝめるもの、邪慢自負のみ多く、在家一人
をも他宗より我宗に引誘するを、祖徳を報ずると名
け、他宗の邪魔をなし、他の傳燈をさゝゆるの一條
は、頗る國政にもあづかれる程也、故に他宗との出
入公事、諸國にたゆる事なく、他宗の葬禮を自宗に
奪へる事常也。予諸家の系譜を閲するに、諸大名の
中、昔は禪淨なれど近來日蓮にあらたまれるの御裏
方至て多し、御旗本坏にては、改宗せられし家三百軒
にあまれり、かく他宗の檀をうばひとりてよるこび
となし、宗榮とおもへるの阿僧が、未來成佛などの
論は、扱てくわからの事也。佛法は正真無上無欲
無我を本とすべし、かく他宗を引合の本は、皆欲の一

字成るべし。

○來迎

念佛者の臨終には、必阿彌陀佛來迎引接し給ひ、無數
の聖衆と共に寶蓮華を觀音さゝげ、百千の音樂、七
寶の宮殿皆是平生念佛の功德力、佛の本願力なれば
論なし。こゝに近世やゝもすれば音樂異香なく、其
身苦痛にても、往生にうたがひなしと云習はせり、實
に病苦に逼迫せられ、其身七倒八顛苦痛せるものも、
念佛とのふるは皆往生と定むる事、予は少しいか
と思へり、若淨土に往生を遂るものは、必ず音樂異
香の音瑞有べし、今いかゞと按るに、一には、往生
せしむるは一人も多きを佛も本意とし給ひ、往生せ
るものも願共諸衆生を平日願ふが故に、平生の功德
力、願るべき臨終には、必他人の信を發起せしむべ
き爲なるが故に、奇瑞を現すべし。二には、佛の來迎
には必ず異音ともに有也、若夫異香音樂なくば來迎
はなしと定むべし、譬ば諸大名平日我館におはしま

せど、若茅屋か又は山川の泊所へ至らせらるゝには、

幕うち毛氈敷て、供奉隨士多く前後をはらひ、跡を正
しくなせる事、平大名にても同じ事也、況や國主將軍
家などをや。既に佛は萬徳圓滿無上無尊にてしま
せば、もし眞實の來迎しまさんに、なとて諸天善神
隨從奉供なかるべきや。釋尊者闍窟山を密に没し、王
宮に現じ給ひし時も、釋梵護世諸天、在虛空中二雨
天華とあり、況や報身の眞容、穢土の行者の方に、尋
聲到の勝益を顯示し給へる時なるをや。しかれども
是は上品往生なり、往生の行者の心願異なると、其功
徳の厚薄によりて差別も有べければ、一途には心得
べからず。されど前に出せる諸侯の他所行、忍出本格
のあるにひとしく心得、佛の來迎にも種々差別あれ
ば、九品は唯其一途の差別を顯示し給ふのみなれば、
往生にも顯密あるべし、顯は他に見聞の益を得せし
めんが爲に、異香音樂の瑞を現するを云、密は唯其
往生せる者、穢身をすて、神識のみ、たゞちに彼土

に轉生するを云也。

○産物選地

朝鮮琉球の米は日本に及ばず、日本の内にも美濃尾
張肥後遠州など上品、邊土の米上品少し、一國の内
にてもたとへば、伊勢の國にても稻木・清津などの米
は殊に上品也。此類外物にも多く、烟草にても薩摩の
國分、甲斐の龍王、上州の館山名沼田、伊勢の朝栖
竹原、其外木綿絹類も、所によりて利鈍強弱あり、其
上地に相應せざるを植付る時は、勞多くして益少し。
秋田のふきは莖の廻り一尺五寸餘、葉の大き廻り二
間餘あり、宮重の大根のたぐひ、扱其たねを他土に
造るは、左に及ばず。是を以勘考するに、人氣其國
風ある事、人國記にしるせるごとし、かゝれば僧徒、
其學山に有内は、自然と法義開悟も有ものなり、然れ
どもつくらざれば、其所に土ありとも美名をもえず、
こやしをくはへ土培すればこそ、萬國に賞美を得る
ごとく、學林に入ば書籍聖教も多く、又學者學友閑居

閑室もあれば、學ぶ時は學匠と成、其宗の棟梁とも成べけれど、徒に月日を數へ送りて、無益の消光ある時は、一生空しくたちて、其所にあるかひなかるべし。

○道有_二遠近_一

予東海道を通行せし時、駕者云、此道次驛迄の間に御朱印地何程、又穢多村何程あるが故に、道至て遠く、凡二里とはいへど三里あり候など、宿々のもの悉くいへり。扱是を思ふに二あり、一には、御朱印地穢多村とてわかつべからず、其道に延有まじ、いかんと成ば、棹入の時次第々々にうち入るが故に、其所を延す時は、次の所に算術相違あり、又表道をのぼし置ば、裏の田地の町數かはる也。されば遠しと思へるは、非人の方にては毎日田路山川をのみ行が故に、心面白からず、長く覺ゆる計にて、町數に差別なし、人足どもは道を遠く云、荷擔の勞をさとしめ、酒料を得べき爲也。或日濱松より舞坂迄は殊に長く覺へしかば、誠に人足の足數を以一町を一日八十足と

かぞへ見しに、少しも延路なし。是を以て思ふに、三里四里と驛間ある所は、此方の心に長廻を覺ゆるにて、道には別なし。二には、いかにも長短の所有べし、是は異國たる朝鮮琉球の者來聘の時も、日本三十六町を一里と呼故に、小國と思ひ居けるに、驛亭三里とあれど、初ての通行と云、見なれぬ山川なれば、いかにも長く覺ゆる上、其中には算路の者も有べければ、還國の上にては、日本の里數は一里二里と云は、六町を一里と云とも、實にはいか程を一里といへるやわちがたし、東海道にてしるべし。況や他道は殊に長かるべしと思はしめんが爲に、わざと道を延長し置れしものならんか。又昔棹にて今棹によれば、二里の所に十町も押出す事も有べけれど、今改る時は、たとへ長くありても、矢張昔の儘にさし置るゝ事、御政事の一也。若今改る時は、其改めし時の奉行の職たらず、又人足馬の賃錢改替ならば叶ふまじ。又日本の圖其國圖等並に道中を記せる制掟、悉く改さすべ

し、かゝる時は大にむづかしく、五年三年には片付がたし、ともかくにも古來のまゝさしおかるゝこそ、何事によらず公と云ふべし。況や道中は御政事の第一、大井川・富士川などの所にも橋をかけさせらるゝもたやすかるべけれど、何事にも日本の事は、下々にて事をしらぬが祕事にてあるなり。

○淺草觀音祕佛

淺草觀世音は極祕佛にして、開帳の度毎に五體ましまし、それを代り〱に開扉するが故に、參詣の輩いかにと定いへる事もならず、不審をなす者も多し。此五體とても、何れも靈佛にて平體には異なり、有徳公在位の御時、一とせならせられ、正佛上覽有べき仰出されの時、時の寺僧いなみ奉りしかど、推て開帳の時、何か佛體にも似ぬ者あり、是によりて上意をして永代祕佛たるべき旨、嚴重に被_二仰付_一しと也。是本體の佛は、北條氏上杉氏と戰の時にや、又は千葉氏石濱_{橋場}の事。合戰の時に軍勢、黄金佛なりとていづちへ

か持行、外堂に安置せりとも云。淺草始場所專要の地、隅田川・眞乳山・新吉原などにつき、陸奥下野安房上總等の道路と云、地内廣く見物の者多く、遊山場所なれば、信心詣よりあだまいりもつどひつゞき拜すれば、俗談に鯛の頭も信心行とさへいへり、況や毎日參詣人、頭を傾け敬禮供養せるまゝに、いつしか觀音降臨し給ひ、諸願圓滿なさしめ給へる事、刻める佛體にかゝはるべからず、信心の胸中に感ずる所也。

○女中方日蓮宗

西御丸を始め諸大名方の奥女中、多分は日蓮を信仰せられ、はては我生れ來りし先祖より傳ふる所の宗をすて、此宗に在ること、古今同じく、其數甚多し、是も宗の僧のすゝむる所にして、又先々の女中たがひにすゝめ逢るが致所也。然るに愚按には、法の通塞は凡人のはかりうかゞふ所にあらず、定て其女中前生に法華を信受し結縁ある事、今日の女中方のごとし。

凡正信正行せば出離生死もある、又は浄土にも誦經力にて生じさせらるべけれど、結縁と云、又は勝他の心、又は御奉公大切の爲に有漏に廻向あられし故、其功德空しからず、又今生に女身をうけ、尊貴の身となられしかど、本心出離の爲ならず、法華讀誦の生れ來る所の果報故に、今生又其門を信受せらるゝ所成べし。念佛を信するものは、正眞の修行人は浄土に往生する故に、穢土に立かへる者少き故に、女中の行者少しと思ふべし、凡物皆前因に感ずる所也。

○小笠原家

小笠原右近將監の祖は、新に十五萬石給はり、小倉の城主に被_レ仰付_レし、猷祖の尊慮は、岡崎三郎君御嫡男にいまし、生温勇信の君にわたらせ給ひしかど、信長の殘忍云べきなく、御生害に及ばせ給ひしを、神祖殊になげかせ給ひし也。此君の姫君二方おはせしをあはせ給ひ、其うみ給ひしをば、別に岡崎殿の家建興させらるべき思召にて、かく新に本家の外に召出さ

れ、十五萬石賜り、夫より分家六萬石一萬石等、此家榮えけるは。ひとへに岡崎殿の御故と存せられなば、峯高寺殿岡崎殿御姫君に相つぎて、女儀方は其跡をとはせられ、其宗たるべきの所、さにもなく、殊に主殿頭などは其流に家興し、其胤子に有ながら、女儀方を日蓮宗となせし事いかゞ成べし。

○先祖祭

神祖日本の家々宗旨を建させられ、寺院の檀家たるべき仰出有しより、諸宗共に學不學の僧は勿論、頭さへ剃ば衣食住に不足なく、安平に一生を送れる事、諸宗ともに御恩也、殊に宗論を禁せさせられ、離檀を戒めらるゝ事、寺院安堵の根元也。もし宗論勝手次第、檀替隨意なりせば、當今其利口者に唯伏せしめられ、又女儀は悉く日蓮に成べし、然るに諸宗其儘に御建置、賢愚學妄共に安堵せる事、實に御厚恩也。又在家は大孝の御恩と思ふべし、先祖祭り、父母の遺骸を厚くする事、當今のごとき事、往世いまだ聞ず、

然ば神祖は日本大孝の御餘徳計にても、御代長久御裔胤御繁榮させらるべし、況や諸文事を興させ、儒釋神道悉く中興の御運に當らせられ、萬民其業を好業し、國家昇平萬國無爲を定させ給ひし御仁徳をや、此者などには人々心づかぬ御隱徳也と仰ぐべし。

○地徳院主辯空頼により、智恩院宮の御縁

由の大略を記し遣す 文政四巳年二月

宮御門跡と稱奉れるは、其始皆代々の帝、世をのがれさせ給ひ、釋門に入御の後、剃度染衣し給ひ、又は皇子御入の室にて、いづれもやむ事なき御事は書しるせんも、おをん怖有けれど、いかゞ其ゆへよし見しらぬものために書しるせば、同じ御位もたかく渡らせ給ひ、御室もことに深くおはせるは、花頂御殿にしくは有べからず。抑御殿御開創のむかしを謹て考縮し奉るに、東照宮は御先祖御代々三河國にすませ給ひて、浄土の眞門を仰がせ、御宗門と定させ給ひしかば、他宗に勝れて興隆し、念佛の一行を末代の衆

生に修せさせしめば、おぼしめし、慶長五年關原に凶徒を御追伐の後、一天をはらひて清め、上洛の御時、知恩院滿譽大僧正に此事をはからせ、上意の趣には、凡天台眞言の他宗に超過せるは、宮門跡ましますが故に、代々將軍たるものといへども、是を仰せられ、浄土門に生れ、將に四海の主たるべき身なり、殊に當山には我祖親忠君の庶子超譽住職あり、故に帝都にての菩提所と定め、宮門跡をたて法務の座主とし、寺務は是迄のごとくに、時の方丈はからふ也と云々。後後陽成院に請せられ、第八の宮を御準子と定め、御門室の席を法親王にすませ給、後は一品の御敍級ましますべきに待させられ、殊に關東にも具し、一朝の御ひかへとも仰がせらるべき御氣色なりとぞ。

此後大猷院殿の御時に至り、東叡山御開營の御事まし、天海大僧正の請により、天台の宮東に御下向の御きたありしかば、宮殊にほいなく、むかし神祖と御密待などおぼしめさせ給へりしにや、

御心もいつとなくあらしくしきみわざつくらせ給へりしかば、一たび早斐國天目山にうつされ給ひしかど、大猷院殿にもこまなくしろしめさせ給ひしかば、やがて御歸洛のむねにより、御殿を北野につくらせ給ひしなり。

宮は慶長九年の御降誕にて、御母は源内典侍具子、庭田大納言源重通卿の女なり。元和八年四月十五月初て御入室、御諱良純法親王と號し奉り、則知恩院滿譽大僧正御戒師とならせ、金戒光明寺了的上人教授師をつとめ上らる。寛文九年八月朔日癰疾により薨御、御壽六十六と聞えし、無礙光院の宮と稱奉りぬ。御あとつがせ給へるを尊光法親王と號奉る、後水尾院の皇子にて、御はらは中納言典侍、四辻權大納言藤原季繼卿の女なり、正保二年九月二十九日御降誕、大猷院殿の御猶子なり。次は尊統法親王、靈元院の皇子、常憲院殿御猶子、次は尊胤法親王、同帝皇子、有徳院殿の御準子也。次は尊峯法親王、櫻町院皇子、

夫諸佛菩薩は、もと大慈大悲を以、一切衆生を濟度し給へば、法には勝劣なしといへども、感ずる所の人に利鈍あるが故に、八萬四千の法門わかれ、顯教密教聖道淨土と差別おこれり。しかれども其利益は時によりて遲速あれば、經々に説給ふ所、各わかちあるを、凡夫は其深理に通ぜざるが故に、是はすぐれ、かれは當れりと思へり、一たび本覺眞如の理に契同し、凡聖一如し、悟了する時は、豈淺深の差別あらんや。ただ諸佛は有縁の衆生を救護の爲に、或時は密呪をとき、或時は念佛を口給へり、しかのみならず現じ給へる身形にも、諸天善神とあらはれ、又はおそろしき形を示し給へるも、みな利益の爲ならずといふ事なし。こゝに寶篋印陀羅尼經は一切如來心祕密の全身舍利にして、甚深の旨は經文に明かなり、然れども經文幽遠にして、末學の者開示悟入の道遠ければ、いさゝか經中の要を略取し、其利益深き事をのぶべし、見んもの經文のまゝをのべずして自義の釋ときらふ

倅信院殿の御義子也。かく御代々皆帝の御子として將軍家の御猶子とならせ給ふが故に、御紋も菊と葵を交て付させ給へり、凡御門室にて、法親王の宣旨蒙らせ給へるも多くましませども、かく兩御縁の深くいみじきはいまだ聞奉らず。

一乘院勸修寺など、同じ法親王にすゝませ給ふといへども、皆四親王より出給ひ、皇子御得度にましまさず、大覺寺・三寶寺・大乘院・圓滿院・實相院・安井などは門跡の號ましませども、大僧正に任じ給へり、まいて、兩本願寺專修寺などは清華の門跡に準せらるゝの一分のみにて、比すべきにあらず。孝順院様・玉樹院様・瑤玉院様御新葬の節、毎度御附の老女衆より寶篋印塔建立、是上野の例也、此頃度度御別當嶽蓮社へ、右之塔の儀並經の事など被尋に付、當嶽蓮社^{表心}は予が同庵故、來り内頼にまかせ、略釋を述遣す、但し此經は密家の依用により、淨家よりの心得にて淨家を專要に釋し遣す。^{文政三年五月}

事なかれ。釋するに三、一に大意をのべ、二に名を釋し、三に解文なり。始大意をのぶるには、先此一經にとき給へる所の大むね也、昔釋迦如來、ある時天竺摩伽陀國無垢園中の寶光明地にましゝ、菩薩人天をはじめ八部鬼神まで、前後に圍繞し奉りし時、一つの波羅門あり、名を無垢妙光と云、多聞聰慧、人の見ん事を樂所也、常に十善を行じ三寶を歸信し、善心慇重也、一切衆生をして善利を圓滿せしめ、大富豐饒ならしめんと欲し、佛の所に往詣し、めぐる事七通して、衆の香華を以奉獻し、無價の妙衣瓔珞珠鬘を持て佛の上に覆ひ、佛足を頂禮し、明晨我宅にて供養を受給へと請じ奉りし時、世尊是を聽許し、翌日かの家に至り齋會を受給はんと、大衆諸眷屬と共に道にすゝみ給へりし時、前路遠からずして一圍あり、此中に塔あり、其時世尊かの塔所に至給へば、塔中より聲を出し、釋迦佛の功德を讀じ、又婆羅門今の前利をえん事をのぶ、世尊かの塔を禮し、右にめぐ

り給ふ事三逆にして身上の衣をぬぎ、其上に覆ひ涙を流し、又微笑し給へり。此時十方の諸佛皆同じく觀視し、各々又涙を流し光を放ち此塔を照し給ふ、時に大衆驚き色を變じ、互に疑を決せんと思ふ時、金剛手菩薩、佛所に詣、佛に白して言く、世尊何の因縁あつてか、此光相を現じ、又如來の御目より涙を流し、又十方の諸佛光を現じ給ふや、唯願くは我尊が疑を解釋し給へと。其時世尊、金剛手に告給はく、此塔の中は是佛の大全身舍利の積聚なり、一切如來の無量の心陀羅尼密印法要、今此中にあり、此法要あるが故に、則此塔に百千の如來の身となる、又八萬四千の法も此中に蘊、此塔の所在は大神驗殊勝の威徳あつて、一切世間の吉慶を滿せしむと説給ふ時、大衆皆各々利益を得たり。時に金剛手、佛に白して言、但此事を聞すら猶此功徳をうる、況や深理を聞て至心に信を起ものは、いくばくの功徳を得べきやと、佛、金剛手に告玉はく、後世に至り若善男

子善女子有て心を發し、此經典を書寫せば、外の百千萬億の佛の經典を書寫するに同せん、又此經を讀誦すれば三世諸佛の經をよむに同せん、若衆生あつて此經を書寫し塔の中に置ば、則此塔一切如來の佛頂佛眼の卒塔婆となる、又一香一華をも供養し禮拜せば、千億劫生死の重罪、一時に消滅し、禮拜しめぐらば地獄の門やぶれ、極樂の門開けん、若惡人あつて死て地獄におち苦を受る事ひまなく、免脫期なからんに、若其子孫あつて亡者の名をとらへ、此神呪を誦る事七返すれば、洋銅熱炎忽ち變じて八功德池となり、地獄の門やぶれ、足をうけし蓮華とぶがごとくに極樂世界に至らん、或は塔形を見、或は其名をき、或は其影にあたるものは、罪障悉く滅して、求る所意のごとく、現世安穩にして後極樂に生る也。此外略之。次に名を釋せば、寶とは世間にある金銀等の寶にたとへ給へども、もとは佛寶にして寶曼陀羅の寶、五智によれば南方寶生如來を標す。凡そ因

即事考 四

○信光君被改宗の言

信光明寺記に、松平和泉守信光君始て岩津へ城を築かせられし時、精舎を建立し、松氏繁榮の祈願所、且永世の菩提所と定べきと思召れる比、駿遠三に淨土本宗を弘通し、緇素歸敬せる釋譽上人をまねかれ、宗義の幽致を尋させらるゝに、上人淨土安心他力本願の説法有しかば、大に歸依せられ、仰られけるは、予自ら盛年以來欲改宗門之處、未得其折云々、是迄何宗門歸依せられしなるか難計、もしくは上野國御先祖は上西君淨家を歸依せられ、榮勇君禪法を歸依せられしことは傳といへども、信光君此時改させらるゝと云事いふかし。又高月院の記による時は、親氏君、見譽・寛立をめされ歸依の上、新に建立せられしといへば、親氏君・泰氏君ともに淨家白旗流

にては四念處、四正勤、五根、五力、六波羅密、七覺支、八正道等の寶、果にては十力四無畏、十八不共、十身圓滿の寶、又一切諸經一切菩薩の三寶也。篋とは上の寶をおさむる所也、印とは一切如來の心印密旨のゆるしと云心也。此三を淨土宗にては、寶は阿、篋は彌、印は陀と三につたへて、阿字十方三世佛、彌字一切諸菩薩、陀字八萬諸聖教と云も、此寶篋印の三字とは顯密の異稱にして、其功徳同じ義也、故に此經の中、諸所に極樂往生の事をのべ給へり。阿彌陀佛の慈悲願力より衆生濟度の異の方便と心得べき也、しかれば此寶の字には、彌陀釋迦大日藥師等の佛、寶篋の字には華嚴法華般若涅槃等の經をこめ、印の字には觀音勢至普賢文殊地藏等の菩薩もこもれりと思ひ念すべき事、名號に同じ。又此三字を深く解釋せむには、聖道淨土顯教密教の差別有て、其の四條の儀あれども今は略す。次に解文は本文に至て釋べし。上。

を宗とし給へりし也。又法藏寺記には、かの寺を歸依せらるゝとあれば、此時の改宗とあるは、同じ浄家の内にて、西山流を白旗流に改させられしにや。又大樹寺記には、親忠君の時初て浄家に歸依し給へるとあり、いづれも年月はるか成うへ、戦國中なれば、後代に記せるもの多ければ、各山の記録たがへる事はいづれにも多し。又龍溪院の記に、信光君彼寺起立の由にて、五井松平等皆禪門を信せらるゝと云也。開運記には、親忠君より浄土宗にうつらせらるゝことあれば、此説も又得たり。

今愚按を以考るに、松平太郎左衛門信重は、もと連歌を好みければ時宗なるべし。此頃は今のごとく國々在々邊土までも、不殘佛法弘通し、寺院建立もなければ、却又國々の城下などには、寺院も開き有しかど、幽村孤島には寺などはあらず、たゞし遊行上人諸國をめぐり念佛弘通あられしかば、多くは國々の太守藩士郷侍、又は富貴の商人農夫ともに念佛に歸し、遊

行の門流を汲もの多かりし也。松平信重も先祖より時宗を崇信し、遊行上人に歸依せしにや、山村の幽地、戦國の比ながらも、連歌好みありと、親氏君も遊行上人と同伴にて此國にうつらせられしかば、しばしは其宗にておはせしを、信光君一たび禪法の大機を歸依し給へるころ、釋譽上人駿遠三行化の時、對面聽法せられ、其高風を信受し○脱アせられしかば、御息親忠君の時に至り、別に新地の大樹寺を建立し、一門悉く浄土を仰ぐべしとの時、折ふし高月院の住僧もたへまなるにぞ、いつとなく白旗の清流にうつり行けるならんか。

○太郎左衛門家系

信重を在原といへるは、八橋の古事、在原業平の後胤としりて後世附會せるならんか。予おもへるは、藤原氏なるべし、今太郎左衛門の家紋、藤丸の中に葵なるをおもへば、もと下り藤か上り藤なるべし、桑子村安藤氏は久しき地侍。建保中よりすめるといふ大久

保氏は、宇都宮泰藤の末、朝岡氏は宇都宮頼綱の末なれば、是等始南朝の味方なり、もしくはこれらの一族ゆへ、世良田か徳川家の將と見て、はじめはともに義兵をも揚させまじととめけりしかど、開運杯を謀るには、時運いかゝあらぬやと、彼地に太郎左衛門も南朝の士とありて、新田の末族ゆへとゞめしならんか、故に藤の内に葵入しを紋所とせし成べし。

○酒井氏系

酒井氏與左衛門と云。は親氏君胤子なり。夫より先の氏あきらかならずと。予按るに、嵯峨源氏なるべし、家紋に三星を用るにてしるべし。

○關東に新義真言宗盛隆の譯

文政の始、新義真言宗、江戸四箇寺の中の役鑑を、さる所よりうつし得しかば、是を校見するに、武藏一國の寺院凡四千あり、又關東八州を集れば二萬におよぶ。我浄家、日本國中の寺院大小を總て八千にたらず、然るに眞言のかく多き由縁いかならんと勘考す

るに、是に數條あり。

浄家關東八州合せて千二百箇寺也、但し坊中は是をのぞく、眞言に坊中少し、四千の内漸く百計なり、浄家の寺院數多くおもへるは、坊中昔ありて今盡れらなむらの事なし。の名列を、其本坊にそへ書出せるにぞ、東都計にても一寺は唯三百五十にたらざれど、名列は凡二千にちかゝらんか、これに准すれば、八州の内には三千も有べし、然ども猶かの宗の數十の一分のみなり。

一に、關東の眞言多くは修驗當山派の本山三寶院、又は同じ醍醐の松橋無量壽院・理性院・報恩院三寺の末寺にして、近ごろ護持院に屬せるあれど、多くは皆是醍醐末なり。是以て思ふに、前後鎌倉の時代、武家の浪士又は釋流を汲るものも多く、修驗道に入て士命を全せしもの多し。永正文天正の頃迄も、此道殊に國々に榮へけるにや、頼光の大江山入に奇童を對治し、義經辨慶が似せ山伏にて關を越、大塔宮の

熊野詣、戸の兵衛の忠に眞實を顯し、又は伯耆大山詣、又は天狗山伏、越後勢を催すなど云ありて、時めきければ、當今伊勢參宮に類すべきか。古書に伊勢參宮のものをのする事山伏に及ず、是時世うつりて、昔世盛なりし大峯金峯熊野詣も、今の伊勢・金毘羅參と改れる事には成しならんか。されば關東に山伏多きは、遠き金峯熊野にかぎらず、富士・大山・筑波・加波・日光・榛名・妙義・御嶽・三峯・高尾・加納・秩父などをはじめ、湯殿・月山・羽黒・大沼のごとき山々へ、攀行せるの山伏、子孫相つぎて紹隆し、村々里々其の法孫に傳へしなり。

二に、八箇國眞言の内に、法流相續は末寺と名け、其餘は門徒と記して、中本寺・一本寺にてのあしらひ、四箇寺表席にての格式にも、殊におとしめける。大小の寺院によらず、末寺をとうとび、門徒をいやしむ故に、近世は法金五十兩以上を出して門徒をはなれ、末寺となれる事甚多し。凡此末寺門徒の由縁を考索するに、

の末多し。

四に、古へは今のごとく東國輻湊にもあらず、野原の中に村里まじはりありて、武藏野原・那須野原・小金原・相模原・常陸原・君島原などあれば、幽村孤邑の中には修験さへまれなれば、他國の僧の勸化に巡村もなく、殊に下野常陸に至りては、今も我子をまびくもの多し。かく邪見にて、佛教の流通道たへしころ、山伏は祈禱のみにて、多くはときんをいたしき、太刀をはき、赤紫の衣をかざり、金繡の袈裟をかけ、法螺を吹、まさかりをたづさへ、いといかめしく振舞ければ、在俗野人どもは、見る眼大きく耳おそろしく、おのづから是にふくし歸敬せしかば、其徒弟つづけば、日光等を始、山々に登山の道すがら足をとらめ、其村里に寺をひらき住せしなり。

五に、宇都宮熊谷・大朝津戸・東毛利・齋藤・園田等の武士、古へ花洛にのぼり、大師に念佛の道受て歸國後、寺院を建、其しる所に精舎を建開せられしかど、

そのかみ山伏なりし時の觸頭は、其時々の中本寺又は檀林と名け、小岩善入寺、浦和玉藏院のたぐひ也、其子の兄弟にて開基し、子孫連續せるは、同じ法流の分れなれば末寺とし、相傳の法義をもつたへ、其觸下の山伏なりしを、大小にかぎらず門徒と稱し、相傳の深祕をつたへず、一きは主従の禮に等しくたてしならんか。

三に、其山伏のなき村々にては、近村の山伏の子を招待し來り、其村々に寺たて、又祈願をたのみしなども、請じ開基とせしも多ければ、初は筑波の末配多かりしかど、いつしか醍醐にはうつりしならん。醍醐にても三寶院は少く、餘は多し、是古へは各々門跡の號ありて勝劣なかりしかど、正徳年中、文昭院殿の御時、三寶院外の院家列との公裁ありしとき、論にかち一きは高く利運あられしより、今は醍醐にては三寶院を權重門跡に崇敬する事にはなりぬ。されば關東古へよりの修験道なれば、三寶院は少く外數院

年うつり物かはりてあれ行につれ、淨家の僧東關に少かりしかば、補所に縁なく、もとより厭欣の宗風、今のごとくに自身の榮盛を求めざるもの計なりしかば、いつとなく弟子をとりて法弟を増長せしむるもうとく、はてはかの山伏すみけれど、本寺本山は都にて遠く、宗制の倦、所今のごとくならざりしかば、とがめ改るに及ばず。されば東關眞言の寺院本尊、多くは彌陀の三尊なり、況や戰國に及びては、唯其村落の莊官、地下の百姓が、心次第に住持をまねけば、みな改門に及びしなり。

六に、曹洞禪の通幼寂靈の門下、十哲十方に遊化し、わきて關東に來りては總寧寺などをたて、其外寺院を開きしかば、其頃の諸侯多くは其法味に服し、其法幢をたすけられしかど、關左の地は修験有て、子々孫々ゆづり傳ふる故、其化にふくせるもの少く、かへつて螺斧をたづさへ、師檀ともに禪僧の施宿などおびやかせしかば、武藏にはわきて諸侯の建開の外に

は、禪門の寺院少し。

七に、一向の徒蓮如より應仁文明の亂後、十方をすすめ、武士をかたらひ、浪人をまねき、堂上方又は窮士の女を申下し、大地の寺院へさづけ、又は一揆にくみせざるは、其黨集りて是を追伐などせしかど、國亂民つかれて是を制する事能はず、かへつて其威に伏隨し、宗門となれる者國々に多し。然れども關東は猶夫にも伏せず、一向徒が他の佛神を崇敬せざるゆへ、却て自流のさまたげとならんと、かの徒が來れる道に待あつまり、國にいれず、大峯の先達共、常に高山絶壁に登攀を事とせる勇烈ありて、武士にもまさりければ、かの徒浪士とともに、他國のごとく入こまんとせし時は、皆集りてこせり合をせる事も常にありて、國に入る事をゆるさず。されば此一向徒北越東海西國此宗多くして、他宗に倍せりといへ共、關東には至て少し、殊に其始二十四輩もあれば有縁の地といふべけれど、至て少きにてしる

べし。

八に、日蓮の徒は安房小湊に祖師誕生の靈跡あれば、他國より入こみ、其上此輩我慢張り邪正修驗にまさりければ、徒黨を催し、たま〜武士に檀家あれば、それをかたらひ、修驗が肉妻をそしりて己が潤色とし、伐攻けるのみならず、なま學文をもせし事なれば、山伏が何もしらぬを幸に、法論など言つのりけるにぞ、是には却て眞言も改流し、其門に入ものも多し、故に南總には七里法華とて他宗をいれず。其外南北二總安房の國に多くさかふ。修驗も此惡邪には敵しがたぐや有けん。されど武上下野の輩は、是に手ごりやしけん、敢て其門にも入ざりし。甲州小室の改門も、何もしらぬ山伏にむかひ、法論し勝しとてきこへるは、實に愚の甚しき也、其上山伏にても又は他宗にても、威權にふくし、又は勝劣によりて宗をあらため、又は信仰によりてうつれるもの縑素にあれども、日徒に一たん組せしもの、他宗にかへれる事なし、今時

にてもしるべし、況や宗制の掟もなく、國主令尹のさたしとがめ給へる事なき時節にて、流通を第一とせる時節をや。

九に、上總下總常陸に至ては、眞天の二宗多く、淨禪至て少し。是眞言は前のごとく、天台も又本山修驗道にて、聖護院の御門室の末流をくめりし也。いづれも山伏なりし故に、改門に至りて猶其宗のまゝなり、又この三州に日徒ある事も前のごとし。

十に、神祖御入國の後、八州一同村々町々に至迄、寺院をひらかしめ、滅罪祈禱ともに、寺院の檀家ならざれば住居なりがたきに、仰出有ければ、村々町々寄合し、いづれも宗旨寺を建るに及び、一向宗の外は肉妻制せられしかば、山伏ども是には中々迷惑し、清僧と成べきむね、村長に申けるにぞ、さすがなじみ住ければいなみがたく、數代の檀家なれば、其まゝ子を清僧にしたてける、正法理源大師益親本覺大師の流を其まゝくみける也、されど日頃村役の者とはらあ

しきものは追出され、近隣の修驗の二男三男を申うけ來りける也。又俄の事なれば、時にあたり他宗の僧も來らざれば、多くは其好みの山伏の子又は弟子を開基とし、俄に寺院を開ける也。此時廻國の僧又は雲水の僧など、とゞまりて開山となれる寺もあれど、まづは山伏が清僧と改りて本寺其儘に令せられしが多きなり。されど御入國の頃は、餘り嚴重の御沙汰もなく、唯清僧と妻帯と取あつかはせ給へる時の差別のみなり。寛永中よりとりわき仰出されれば、東關の地に眞言の多き事、是等によれるものならんか。

○國々の宗旨大概

本朝諸宗中興、互に先徳出興し寺院を開基あれば、何宗其國と定數はなけれど、殊に多少は其國民の有縁によりて別有事也、予大概を見聞にまかせしるす、若口脫あらば國人正し給へ。但し誰宗にても、おのが宗旨の寺々ばかり平日往復する故に、他宗は少く我

宗のみ榮ふと思へるは、大成ひが事也。予は多くは太守の領國の寺院を記せる記録より抄出するが故に、多分は相違有べからず、尤此宗のみにて、其國々に他宗なしとはあらず、多少を記す也。天台、上野、下野、常陸、下總、近江、越前、伊賀、伊勢。但此四箇國は、多くは眞盛派なり。

眞言、武藏、上野、上總、下總、安房、陸奥、信濃。是等多くは新義なり。阿波、讃岐、伊豫、土佐、飛騨、佐渡、隱岐、美作、山城、南、紀伊。

曹洞、臨濟、大徳、京、但五山十刹等の山、伊勢、方、志摩、遠江、駿河、甲斐、伊豆、相摸、飛騨、信濃、上野、下野、陸奥、出羽、若狹、越前、能登、越後、丹波、丹後、但馬、因幡、伯耆、出雲、石見、隱岐、周防、長門、日向、薩摩、攝津、豊後、豊前、肥前、肥後、筑前、筑後、紀伊。淨土、山城、大和、和泉、近江、伊勢、紀伊、三河、武藏、相摸、下野、筑後、石見、出雲、攝津、陸奥。鎮西、西山、名越共。

一向、山城、大和、河内、攝津、伊勢、尾張、美濃、三河、近江、飛騨、信濃、陸奥、出羽、若狹、越前、加賀、能登、越中、越後、佐渡、出雲、石見、播磨、安藝、周防、長門、紀伊、阿波、讃岐、伊豫、土佐、筑前、筑後、豊前、豊後、肥前、肥後。

日蓮、京本山、駿河、甲斐、攝津、伊豆、相摸、武藏、安房、上總、下總、越後、佐渡、美作、備前、備中、備後、紀伊、淡路、肥後、薩摩。

大念佛宗、河内、攝津、大和。

右之外三箇の津は諸宗同じく有之、其内寺院の數を記さば、江戸は一には禪、二には日、三には淨、四には一向。京、本山方のけす檀家、家も無きも。一禪、二向、三淨、四日。大坂は一淨、二一向、三日、四禪也、何れも寺數は多れど、檀家の數は一、日を最とす。諸大名は一禪。曹洞、大徳、眞盛、妙心、五山派。二淨。白旗流、勝秀。三天、四日。一致。五一向、六時宗也。御旗下方は一禪。五派。二日、三淨、四一、五天也。京にて公家衆は一淨、二兼。天、淨。三日、四禪也、但是は

○文武官

大數也。五攝家九條殿。東福寺。二條殿、鷹司殿は二尊院。天、清華の中、大徳寺殿、大炊御門殿、西園寺殿は淨。花山院殿は天と淨と也。公家衆菩提所委細に予別記あればこゝに略す。右諸國多分の國をわかちけれど、何れの國にも入込有之は、通途にてはわかちがたし、若其國々に能く邊鄙までも糺正あらば、予がしるせる事の妄偽ならざるもしるべし。其國々にても、所により山浦わかちあれば、一通りに及べからず、國々にても西に多き宗、東に少きもあり、例せば江戸に眞言少く、禪淨日・一多ければ、武藏かくのごとくと思ふべけれど、近在他宗なし。北西東一眞言、南は日蓮多し、是等のたぐひ、又江戸にても谷中、淺草、本所、日蓮多し、駒込、淺草、淨土多し。唯何方にても外見にわかちがたく、幽邃に伽藍をひらき、緇素實に寂閑の樂あるべしといへるは、禪の諸口也、悉くは予本朝伽藍記二十冊に諸宗の由緒を記あれば、是を閱べし。

古へ天皇天下をしらしめし、政裁斷決禁中より出し時は、大内裏造營、文武の官朝政をたすけ奉り、別に攝關のさたもなかりしを、たゞに誠の攝政たりし後、藤原氏執柄となられ、文徳天皇俄に大極殿に崩御し給へば、實錄其外には何もさたもなけれど、實はちんさつにもあるべきか。清和の幼帝に至りて攝政起り、偏へに帝にあしく、文武の臣悉く攝政の自由となり、後少しく威劣へ、賴光、賴信、賴義、義家と源家に武名の棟梁出れば、貞盛、直方、維茂等のごとき、平氏に武將の拜任ありしより、兩家頗る威強かりし。夫より北條足利數代を過、當今のごときは朝廷は文を專とし、關東武を要とし、文武の二天下に分れて、世を治る事とはなりぬ。猶關東にて武文を分たば、執政參政は兩首。關老は文、參政は武。ならんか、故に一天の政裁、公武一統、關老の御沙汰にありて、參政は旗下の總司、昔への侍所別當也。又麾下に分たば、御側、御留守居のごときは文、

大御番頭・兩御番頭・新番頭等は武と云べきか。然れども是は一途の支配にして、實は當今のごときは、朝廷武家文武を互にかね、清昇平泰、國初以來の盛時と云べし。

○家柄

古へより四姓は勿論、諸家にて家柄を言つものり、慢にほこりけるは、我朝にかざらず、異朝も同じしるしにや、戰國の時より姓氏をいへる事はあり、然れどもかの國は、皇帝といへども姓を論せず、有功を元とし、互に權によりて受禪あれば、あながちあらそひなし、我朝は古へより、たゞその家系にはこり慢する事、古今同じ。然るに神祖登位の御時よりは、古の名家も時運によりて民間に下り、無系無氏の匹夫といへども高位にのぼるは、豊公の時より始りければ、神祖又しかりとせらる。當今諸侯の上首せらるゝ前田・黒田・淺野・鍋島・池田・藤堂・蜂須賀・山内など、悉しく氏を立つるといへども、一つとして詳なる事なし、まいて藤堂・

蜂須賀・池田・脇坂などに至りては、言葉にいふべき名姓なし、其外小家に至りては、猶匹夫より起れる家多し。武田信玄の、我朝に家柄ある國主は悉く亡び、名もなき者どもが國主と成べしといはれしに思ひ合すれば、げにしかる事也、さればとて家柄を立、昔のみをしのびて上位におかば、有功の士、強勇の輩、いかでか世に出べき。つらく思ふに、神武の古への神將、當今神といははれ給へど、其姓いかと云きはめがたし、されば二千餘年の今に至りては、天下一變し、清平無極の御代は、全く天照大神宮の東照宮と顯れ給ひしものならんか。此時御味方申上げし士は、全く住吉春日に等かるべし、昊天よりみそなはせられんには、家柄有べからず、其仁の正直無邪にくみし、強勇の良士を生じ、凶徒をはらひ清められんに、世々家柄とておごりをきはめ、人民を苛政せしものに、何ぞ榮運をあたへ給はんや。天下は悉く廻りて、榮衰時によれば、一天の下の人民は一天の蟲に同じければ、

ただ其心の正邪曲直をわかちて、盛衰を子孫にめぐみ給はん成べし。

○可レ令レ嫁

人生れて姪心を生ずる事、男女早晚ありといへども、皆陰陽の和合にして、此念のなきもの、いける身としてなき事あたはず、然にまゝ其時に至れどもとつがしめず、故に種々の惡評の起れる事あるに至りて、俄に驚あせしむる事、父母の不正と云べし。當時山口周防守妹は、四十に餘りてとつがしめず。又文化元年には、木下辰五郎五千石交替。女は十九歳にて、同ころ琴針教業とせし盲人と家出せられ、文化十二年織田左衛門一萬石麻布。女は抱の歩徒と家出し、衣類路用みな町へ出し分をかすめられ、つゝに三浦の邊にてとらへられ、歸家の後、半年餘は座敷に押しこみ、後家長の養女として、ある與力に嫁せしめらる。又寛政中には、水野飛驒守奥方三萬五千石紀伊家大夫。は中小姓と家出せらる、大風雨の夜、僕のふりにて、燈ちん持となられ出門ありしと

云。是等のたぐひ世に多くあるは、父母の心なきが致す所也、自ら若年の昔を思ひ、早く大倫の道を守らしめば、家運の榮をも起し、其子孫恩光を仰ぐべし、少年の男女をつゝしましむるを專一とのみして、夫婦となさざれば、みな獨姪のわざなどをなし、又男は遊女地獄藝女にたはむれければ、自ら子孫の胤子も空しくもらして、他の子を繼承せしむるにもおよべり。

○十八松平新古

世に云、松平に十八あると、いかにも三河にて十八の松平有り。予按るに、此十八に古今の二つ有、古の十八は三河の十八也、所謂大給・岩津・岡崎・長澤・五井・三木・野見・駕鴨・東條・世良田・櫻田・福釜・深溝・竹谷・藤井・形原・御當家等也。今の十八とは、御三家・高松・守山・府中・穴戸・高須・西條・越後・越前・雲州・川越・明石・絲魚川・廣瀬・母里・會津已上十八。是を御家門と稱す。又徳川の文字十八かくあるも不思議也、故に神祖是を嘉

稱し、關左に十八の附庸城を建、淨家の十八檀林を御定建させ給へりと也。

○所司代家送り

日光宮の御使者毘沙門堂も御兼帶故同也は、京所司代玄關にて公用人下座敷へ出、其餘の御門跡宮方へも公用人式臺迄也。

○虎吉

文化二年秋より、寅吉と云小僧を、平田大學・屋代弘賢大にもてはやし、天狗より傳承ありとて祕符を書、口授を云、其評褒聆あり、一説に、或興立僧醫となりて、居栖に召仕へる童の利發故、種々教授有しを、世人を欺の爲に狗口をつくれりと云、童それが説に、何方にても須彌山は見えずと、予笑て云、大千世界九山八海數百萬々里を隔、何ぞ天狗の肉眼可及や、是見えぬと云が先可也。扱諸人子に此評を以て問す、予答に、眞偽分べからず、いまだ彼童を一見せず、其説を聞ず、今世評に同じ善惡を定むるは、不當成べし、折

にふれ時により對面談話の上、其眞偽を辨知し、其後それが實不の評を立べしとて、一句をいはす、平田屋代南畝は是を信じ、萩野・小林・高田等は是を非す、予其中間にありて評をたてず。

○おいらん

或人子に遊女の全盛をおいらんと云、文字いかたと問、予答、松位は定り也、おいらんは老亂成也、其故は、容儀美顔に心とらけ、老も亂れて傾國傾城、我本心を失ふにたとへたるべし、酒亂狂亂と云にひとし。都て老は分別有て、世上の動靜にも眞正を心とする也、然ども此美顔に亂るゝの謂成べし。

○神津島

予が法縁靈龍、神津島の濤響寺に住し、毎春予が縁山の庵に來りて、其形勢をかたる、此島流人至らず、但し文政の始より島がへ三人ありと也。此島獵士豊饒、鯉節殊によしと云、此島に流人行ざるは、一島に小船のゆるし有、されば其小舟にのり拔出を、言上により

しより也。いづれの島にも商人なく、天然の食同和にて、江戸會所より米鹽を賜れば、わかちとりて受用すと也。

○竹鼠

文化の末、箱根山に鼠出、竹の根を喰故、竹悉く枯零す、此鼠殊に齒強し、仁川氏より江戸にさゞげしを、傳にて一見せしに、二重の網嚴敷かこひけるをも、若少し心にしたゆみあれば、くひ切となむ。

○高輪手

高輪手は元祿の頃迄家もなかりしを、二三丁目、茶店河岸に出けりとぞ。此所二十六夜の正中なりとて、七月二十六夜には殊につどひ集、此事いかいと尋るに、一説に、大猷院殿御殿山へ成らせられし時、還御殊に夜ふければ、今の高輪河岸は馬をつなげる場なれば、供奉の馬、家々の紋附たる高張挑灯をともしけるを、御殿山より見給ひ、折しも七月二十六夜なれば、今宵は月の出しほ迄、此所にやすらひ、月を見

ばやとの上意にて、深更迄高輪手の挑燈のすさまじきを見給ひ、翌年七月も又去年の通、とかく三年ほど成らせられしかば、佳例となれりとなむ。

○米下直

近年諸國五穀豊熟しければ、年々米穀下直に及び、御藏米御張紙二十六兩迄に及ぶ時も有、都て文化元年の頃より、國によりて少し凶作も交あれども、まづは熟作故、文政三年迄はうちつゞけり。此時公よりの仰として、諸品下直に至らしむべきの令有、予此時思らく、福に禍、吉に凶は必不離也、近年又凶作打つたくべしとおもへり、翌巳年夏秋旱魃にて、十月の御張紙は三十九兩餘、町方の買商金一兩に八斗也、此末如何に成行べき。

○同かい上

天明の飢饉に米百文に三合と成、文政には九合也、愚按るに、天明の高直は米澤山なりしかど、町人ども申合せ締買せし故、俄にきゝんに及しかど、實には富

を求る有財の町人どもが申合のみ、日本國中の凶作にてもなし。かゝれば神祖も、東西の國々の米をはるばる江戸へ送、積込ましめ給ひし也、既に其時は一年の凶作故、米澤山にありし也。此頃は年々豊作に見ゆれど、國により年々水干の愁多し、殊に文化の末、諸侯方それ〴〵圍込被仰付しかば、分限に應じ入藏貯蓄の分あるべきなれど、恐らくは名のみありて實善覺束なし。既に世上追々つまり行ければ、少し貯へなすべきものといへども、悉く今日々々のたづきに拂ひつくし、又多福の町人どもは、若蓄積せば官の御とがめ遁るべからずと怖畏し、町家に米なし、百姓は年々年貢の外に積置もの少し。かゝれば當時米下落は、米なくしての下落なれば、四五年も凶作つく時は、飢渴おそるべき也、殊に年々花美にうつり行、世上にて天明と文政とは雲泥の別あり。

○片山法臺寺

武藏國片山法臺寺は一遍上人開基、頼家將軍女若菜

局が世をそむけし法名也。承久元年九月十四日歿、當寺に葬、一幡君が母儀比企判官能貞女也。始龍の口に有、慶長のころうつされしと、相馬日記に松のやしるされたり。按るに、慶長の頃龍の口にあらす、當寺は觀夢國師剃度の寺にて、天文中の剃度入寺の寺也、又寺記等にもうつせし事見えす、何れの書によられしにや可問事。

○名書殘世

古歌に、おしめおしむ身さへ骨さへ朽はてゝのころは後の名のみ也けりと。凡人世に有うち榮耀美福かぎりなしといへども、死後わづか年を経れば、かたりつぎいひつぐ事もたへ〴〵にて、一つとしてとまる者なし。今のごとく數千百年の間、世上の事、何一つのこれる者なし、たゞ名のみは千載の末に朽すして傳る也、然れども其名をとゝむるも、書しるす故也。釋迦の教、孔聖の文、老莊の義といへども、書のこさずば、何をもてか理證さとり深意を學び、其れ、二百石の祿給はりて、其系氏を所望せられ、仁木の胤、神原に改めしに書のせ、一族の系と別に、官へも書上られしなりとぞ。

○水戸家高

水戸家は二十八萬石也、黃門義公の時、七萬石を打出され高と結ばれければ、領内の士民其棹繩に苦しむもの甚多し、寺院も數百箇寺こぼたる、然ども古跡の分へは、別に除地又は黒印を賜れり。予文政三年檀林を巡拜せし時、水戸領に見るに、土藏を持つ百姓なし、家作も少し分に勝時は、侯より有司をつかはせ、其おはる迄を鑿合せしめらるとぞ。清水の下に魚住がたく、樹陰の下流にあつまれる道理にや、一國儒風故、令條嚴制他にことなれば、年々田畑蕪廢し、村々次第に家滅じ、住民春秋に滅す。

○地下學問

應仁文明の後は、わけて學問は公家並釋門の中、五山並足利學校などの外にはなかりし也、然るを惶窩

事をしるべきや、本朝神武の古より今に至まで、かれはかれ是は是と評例なすも、皆書文の徳なれば、善惡其道々の事、著述上木せるはこよなき徳業と謂べし。義經・辨慶を二歳の童もしれるは何故成べきや、されば百載以後に傳れる書は、必聖賢の一分也といへるも宜哉。昔者司馬遷當時の事をしるして刑をうく、然ども末代日月と共に世に傳りて例證に備るは、上天にかはりし業行と仰べし。

○神原源姓

神原は藤原姓にて、佐藤の支流なる事は、大系圖並諸流の神原皆しかり、唯高田侯のみ、源姓仁木を稱せらるゝ事、いか成故ぞと尋るに、忠次、松平式部大輔と稱す、此時頻に源姓をうらやまれ、台徳院殿へ石塔籠獻備の時、源をしるされ度、金地院本光國師に尋られし時、國師返事に、既に松平を稱せらるゝ上は、何の仔細の有べきとあらしかば、やがてしるされしとぞ。其頃伊賀國仁木の裔有しを、家士にめさ

先生其身藤流の貴戚より出、入道し、諸國に學業を起されしより、林又三郎羅山も相つぎて京伏見にて講學を起されき、此人々を地下學文の中興と謂べきか。今世書を枕とし古賢の道を口ぐせに論じ、はては戲作狂歌の引證などにせるは、文明の徴に浴せりといへども、おそれ多き事成べし。

○藏前ほし見世

文政三辰春、淺草御藏前に一列の干店初れり、是今介なるものの願もて初れりと云。御藏火災の爲の御火除なる所へ、繁華の屋つゞきは、頗るいかゞならんと云人も有、時をうるに及びては、名もなき者といへども、其云所に用ひさせらるゝものなり。近世石橋彌兵衛・永樽與左衛門杉本茂十郎などは、日本國に其名といろきし也、今介又しかり、常陸國水戸領額田の近在郷より出、水野出羽守の草履取となり、夫より追々金もうけし、中村座の芝居金主となり、金を水のごとくに用ひ、松平縫殿頭の落胤を養子とし、

築地門跡の堂へ千五百兩納し程の身上となれる。文政元年中村座にて首つり死人出來しより、次第にかの座おとろへしなり、今二三年も過なば座も改りぬべし、盛衰春秋のごとし、うつり行て常相なき事也。

○濱松町娘殺

文化十四年四月二十一日、芝口二丁目之裏住居しける五十餘の男、一人の娘をもらひけるに、十六歳に成しかば、いつとなく同じ臥ねに身もおもるべう成ければ、娘はいとひ、近所へ出ても此事をなげきけるに、あたりの評も立ければ、此春濱松町一丁目鍋やのうらへ越來り、さてその後親子相談にて、神明町の伊平と云かごかき初音やへ出る人。を聲にとりけるに、とかく父が愛念止がたく、事にふれつらかりしかば、兩人かけ落し家出けるに、諸人中にたち、此事を父にもいけんし、毎月兩人より金一分づつ可送と約定し、やうやく親父も得心しけるに、いかゞ思ひけん、三月十二日俄に庖丁を持來り、亭主の留守に其娘を殺し、其

身も果ける也。

○光忠寺

丹波國龜山光忠寺は、城主松平紀伊守光忠の菩提の爲に起立ありしより、二百年の餘、城主の國替に付添ける寺也。寺中の開基の由來を聞に、元和二年五月三日夜、高槻城へ晝の八時頃、門をたゞき、一人の婦人來れり、此頃は主従十六歳以上中にも十二三歳も年を隠し出。男子の分は、皆々城攻に出、城には老人婦兒並光忠寺主など居ければ、事を尋るに、かの女長刀を持、はらまきはちまきかひくしき出立にて、さてこの子を預けまいらするなり、わらははこれより城にゆきて主人へ安堵せしめ、同じ枕に打死すべし、これは大野氏の子なり、相かまへてたのみ奉るなり、武士は相互の時節も有べしと言すて行、二三町ほどにて又立歸り、砂金一袋を持中へ系圖も忘れしなり、これにて一生をたのみ奉る、今一度城に至り、此子一生の養金は送るべしと立行しに、其後はふたゞびきたるこ

となし、是により此事を主人紀伊守に申、それより公儀へ伺有し時、ともかくもとのことにてありければ、光忠寺主弟子に申うけ、出家せしめ、一生手もとにて一院をたて住持とす、殊に長壽にて八十歳餘まで世にありしとなり、大野とは云ども、實には豊右府の胤なるべしと。藩老松平帶刀手に直物語也。

按るに、淨土本朝尊僧傳に、伏見の厭求法師が傳をのせ、豊臣右府秀頼公の二男、兄國松は保士の計つたなくして誅伐せしめられ、弟は一世釋氏となりて天壽をたもてり、時によりては大坂城の大度高櫓をながめ述懐せしかど、漸長年に及び、初て天下が一人の天下ならざる事をさとりて、厭欣の志を増進ありと記す、されば光忠寺より後、伏見に隱栖ありし也、似説によりてこゝにのす。

○御名

所司代にては、堂上方の任官、殊に傳奏の大納言などは名と心得らるゝ也。文化の末、廣橋殿大納言よ

り一位にすまされける時、廣橋殿一位と御名改められしと著帳有。凡十萬石以上は、無官にても大納言と對座なり、是日本は小國にて、國數少く領高少き故に、配當する時は、國司は悉く國主に准じ、大臣の列、十萬石以上は大納言同列なり、則儀既に儀仙洞故さもあるべきか。

○文政四年火事

文政四年は大凶年也、先春火事多し、正月二日西久保、九日水戸殿長屋、内長屋也。十日晝品川本宿、藤田屋と云大見出、凡十十一日上野御本坊前、小番所十二日下谷おかち町、十七日晚方芝井町、近江やと云料理屋より出、源助町安宿下まで。十八日朝大風霧、新網より、清水殿中やしき、堀田相摸守上やしき、森右近、關但馬守一圓、夫より神尾氏中程にて止る。同日小川町火消屋敷、十九日夜小石川、同日高崎、二十日夜靈岸島、二十三日深川砂村、二月十日深川、立花氏同夜森下町、十八日鎌倉、鶴岡八幡、本末一此外多し。二月迄大風吹、毎日不止、三月より風邪流行、江戸不_レ殘十の八九風引、享和四年の例により、御城内にて

は一同へ藥を賜り、諸侯役人方の供も平日より減少也。四月より雨無、田畑諸國一圓凶作、關東殊にあしし、早ばつ六七十年目也とぞ、故に夏の青物なく、物品高直云計なし。十月の御張紙三十九兩也、近年か。高直なし。三月四月頃よりかんく、おどり流行す、其歌にかんく。ふとうたへり。今年上下貴賤都鄙一同の愁悲也。予按るに、己に辛き年也、是上下に通ずべし。

○治の字

物の開塞は自然と定れる事、佛家の因果、儒の天命、實に争ひがたし、其實實に始よりわかちあるにや、年號自然と事に合する事多し。大治に義光卒し、平治に義朝去し、治承に頼政逝し、文治に義經歿し、正治に頼朝薨す、治の字、源家大將の身に不祥の時成べし。又貞觀の時、唐の貞觀に政要成り、本朝の貞觀に格制定り、貞永に式目起る等、是皆始より其事を定るにはあらざれど、自然と年號に合す。御當家元祿年に至り、諸侯多く絶家滅祿ありしは、元祿と滅祿

の同音也。又此時新家大に起りて小身の方々、柳澤高崎を始、數十家起りけるは、元祿と元祿の義に合同有べし。

○松平の號

松平の文字を讀に、凡五訓有べし、乍恐松平は、人の人を平ぐるをまつ、信長、豊公、諸國をまつ、信長に族され、御給へり。まつ平、四海一統、平をまつ、義元は源家也、織田の給へり。平かなるをまつ、大國一統をまつ、自然まつ平らくをなす。御子孫永久萬萬歳なり。

○江川の祖

伊豆御代官江川太郎左衛門は、日蓮が時の棟札ありとて、文政三年江戸に事をのべられ、鯖江侯の儒士大郷金藏の母、是を梓にせらる。然れども江川は左迄の古家にあらず、駿府の江川町に三笠や、酒は、太郎左衛門の家もと也、義元の少し前、伊勢新九郎が伊豆堀越御所を射し時、隨兵として來りし成べし、其家は古く傳ふとも江川は新しき系氏成。

○夢歌

文化十三年六月八日の夢に歌をよむ。
かげ榮ふ玉松がえの若みどりはや千とせの初成らん
いとあてよこさふくアランみぞか秋の文の嵐◎原本一 曙の雨

○文化十四年の雜事◎原本 缺題

文化十四年五月三日、中川番所へ女首流來○同十三年六月七日、本郷自得齋女殺、同十月十一日、綠山隆興寮所化、女と共に心中死、同十四年三月一日夫殺○同八月八日稻垣和泉守内室、松浦肥前守息女也、是を殺し、夫より家出、兩國橋の所に臥居所を連來、總領除、二男鶴二郎家督。

○觀正

文政二年の頃、徳本上人遷化の後、觀正上人とて眞言木食、相摸國小田原に出、諸民の現世を救へるとて、其評大かたならず、加持水をこひ土砂をうけ、貴賤然と仰ぎける。扱此師も阿波國人也とも、又

は先年江戸にて齋の者にて總身彫物有、又入墨ある故、其上へ彫物をせしとも云、江戸を追放の人也とも云へり。始の程は小田原の旅宿料四百文づつにて、六七月の頃は爪もたぬ程の參詣人也。其後文政二年の春、江戸湯島の圓満寺に入來の時は、兩三人の老女死ける程の羣集也しが、同年秋よりは何方へ行れしや、誰一人言出せるものなし。小田原夫より三度焼失あり、小田原へ出られぬ前は、三島に有、三島焼失す、凡至られし所皆焼失あり、是此人のやまにより俄に金錢を設し故成也、大風の吹來りしごとく、俄に佛の出世のごとくに一旦榮へられ、夜は酒食しとぞ。ともに内用ひられ一旦に衰へる事いかゞ。

○新田足利

元亨^{○弘}建武の亂に、義貞は忠士名將、足利は偽惡愚闇の事は、世人古今にしらるゝ所也。然れどもや、もすれば足利は軍勢つきそひて、新田をうとみ、勝べき時もまけ、はては家族一統祖系を絶するに及ぶ

事、古今の疑惑、小兒大人までもおしみ恨む所なり。今こころみに是を思ふに、十條あり。

一に、義貞はいかにも新田の嫡流也、其頃までは大小の諸侯皆家系を重んじ論せる時なれば、八幡殿の嫡流なる事をすれば、漸々百五十騎轡を並べ旗上し時、程なく數千きに及び、武藏野鎌倉に攻入の時は、數萬騎に大將と仰がれ、天下を掌ににぎれりし北條氏を攻亡せしは、嫡家なる事を仰ぎし故也。なみくものもの、其頃むほんをも起すべけれど、かく速に勢のつく事ある事なし、然れども一たんの付添勢にて、俗に云はやり神はやり病はやり歌のごとく、時めきてさそへるまゝに、一たん榮へけれど、譬ばやとへる人足のごとくなれば、程なく跡よりおのがまゝに成行を、制する事能はざるは、大將の身もと大家ならざる故なり、家は高しといへども祿領少き事、當時にて高家のごとく成べし。

二に、足利は新田家の庶流、足利の氏にても庶子の

裔孫なる事は、皆其頃しる所也然ども義氏泰氏以來、北條氏の聳となり、代々一字をもうけられ、縁者として所領あまた持榮ければ、上洛の時も仁木・細川・高上杉を始め、一族三千餘としるせり。太平記文章のこゝと、又は其軍將をほめ國をほこらんが爲に書き書なれば、東七西三の倍にも、是らはよるべからざれど、先大名にて當時の國主方のごとく、義貞が義兵に百五十騎とは、多少の相違あり、されば一族家の子等、諸大名に縁家も多く入魂の人々も多ければ、大業の相談に及ばれし時も、又物事を談せらるゝにも、人數おのづから威光にふくし、家名に附そへるものも多ければ、系譜などしらざる田士野族のものども、新田の嫡流よりも、當時の榮運におそれ伏せしもの多かりしと也。

ほんそうもなけれど、何となくとがをもあながち嚴重のさたもなく、其まゝにさしをき、奉行頭人のさばきもはかくしからざれば、まゝ恨める士も有べけれど、まづはおのがとがとがめられぬを悦びて、末には眞實の心に成行となり。新田の氏族たりし大館・岩松・世良田・大島・里見・鳥山の家々、足利の世にも猶のこり、東關に居住し、本領を安堵せるもの多し。後上杉禪秀の亂、又は結城攻などに糺せしもあるれど、まづ尊氏の世にはさたなかりし也、薩埵山其が合戦の度毎にうらがへれりしもの、又は我儘いへるものといへども、能々の重科なきは其まゝにさしおかれしは、威權のたらざると決斷の明らかならざると、制すべき智才なきが致す所なりといへども、却て大業に祥となれる事、家運のしからしむる所なるべし。

四に、足利、佛神を信ずる事、太平記諸所に多し、中にも西國よりのぼられし時は、船の上に觀音の示現あ

りといへば、其平日の信力しるべし、篠村八幡へ願書をさしげしなどには、文人も附添て、常に文武の嗜も有と見えられ、新田は偽造の心は深く、巧智ははるかにまさりて、天狗山伏をしたて越後勢を催しなどは、平人の及べきにあらざれど、佛神の冥應には背くべきか。されど稲村崎の龍神擁護、太刀の念願のごときは、北條の亡ぶべき時運にて、佛神の義貞を加護するに有べからざるか、又は大鹽にて干がたに成べき時なるか。いかにといふに、先龍神納受し、天狗山伏もし佛神の所作にて、義貞を愛護し給はし、行末いかでか敗北の難死有べきや。

五に、足利の悪は直義にありて、尊氏にはなし、尊氏は遠救をおそれて剃度に心を正されし、其外なす所の悪、みな直義其外臣下にあり、故に天直義を罰死せしめ、尊氏に大統を授らるゝにてしるべし。新田も佛神を信するものも少く、又自身善惡賞罰の沙汰明かなれど、楠公記其外による時は、虎狼の念なきに

も有べからずと見えたり、唯胸中に納ておもてにあらはれぬは、智巧の深きが所致なるべし。

六に、新田はいかにも信義忠烈古今に恥ざる名將、少しも謀計なく、外様に對し禮讓深く、親族につゐて褒賞あつく、臣下にをよびて柔直なれば、いかにも世人心をよせ、此君の天下に主將たらん事を思はぬ者一人もなく、たゞ足利恩顧の士、尊氏よしみの大名は敵となりしかど、其餘は時運によりて足利に附随すといへども、本心新田にある事は、上下ひとしかりしとぞ。されば義興・義治・義宗、數度義兵を擧るに及び、其まねきに應じ、家名を思はず、身をわすれ、治りて平かなり、足利の世に及ても猶是にくみするは、皆義貞が報恩にあり。深くこゝを以て見れば、天の時として天下武家にわたるべき時なれば、義貞もし主將となりしとて、天下は後醍醐天皇のまゝになしまるらせ、自ら權柄をとりて武家の世となすべからず、かゝりしかば武家は公家の奴隸にひとしければ、

皆足利將軍にふくし、おのづから新田の威はくぢけしなり。又地の利によれば、越前の方に行は北に敗するの文字にて、再び大軍を起する威なし、始足利は坂東をのぞみ、國つゞきに賞を乞しは、准后のはからひとは云ながら、我まゝの所作也、新田は上の仰に隨ひ、遠き慮なく、たゞいかに帝の思召と口くの國の中にも、越後・駿河・播磨などを拜受あられしは、地の利にあしく、又人の和によれば、後醍醐帝はたゞ叡直正明にまませしかど、准后清忠のごとき奸邪の言をいれ、赤松が忠に賞なく、護良親王を直義にまかせられしなどにて、上下みな此君を思ひ入奉るもの少かりければ、其總大將なれば、自ら義貞をもうとみ、内心に伏隨ありしものも、つゐには無二の足利方となれりとぞ。

七に、義貞邊鄙の小家より洛花に主將として、武文の大家みな膝ををりて拜せられしかば、いつしか身に驕恣起り、勾當内侍天下第一の美人なるに媚寵深く、

殊に尊氏を箱根山に追つめし時も、自權をたのみておはす。兵庫にて西海に退追の時も、跡をゆるがせにせられしは、たゞ内侍を愛すると、自驕慢の二つにありて、天下たれかわがほこ先に當らんや、尊氏が愚闇見る所なりと、楠がいさめにもしたがはず、臣下の忠言にもよられざるは、時なりとは云ながら、小家より俄になり上りの、遠き慮なきより起れりと云べきか。

八に、尊氏先祖泰氏、鏝阿寺をたて自ら剃度、本朝の靈佛靈場をぬかづきて、家の再興を祈り、子孫の繁榮を祝禱ありしより、代々佛神を尊信あれば、尊氏の世に及び、家運起るべき時至れば、尊氏の武功とも云べからず、ひとへに先祖の德澤と云べし、俗に云、雀めが石の鳥居をこはしたり。新田の先祖かゝる德をつみて孫家へ殘せし事をきかず、されば頼朝が霸を鎌倉に立られしは、頼義・義家陸奥を制せられ、敕令によりて坂東の諸家を管領せられしにより、今尊

氏の一天を掌握あるは、先祖の餘烈と云べきか。もし道を以ていはし、代々北條家の縁家として、殊に自室は赤橋相摸守が縁なれば、一家のよしみを忘るべからず、されば悪巧は筆にもあまるといへども、先祖の餘徳の致所成べし、既に足利の治世に述ありし太平記に、あしく書なせる上は、書にのせざる悪行横道さとりつべし。

九に、義貞北國落の時、日吉山王に詣、若子孫又一族の内にて此恨をはらし敵を平げば、末葉永く當社の檀越となりて神威をかかやかさんと、文略。今御當家新田の御一族として一天無窮の大業を成就し給ひ、山王を以て産神と仰ぎ、叡山を移して御祈願御菩提を訪禱させ給ひ、山門の信長が爲に壞亡せしを中興させ給へる事、みな義貞を思召させ給ひしよりにて、今も義貞が戦死の菩提所越前國長崎稱念寺に二百石を賜り、又其年回の時には布施を賜り、修行させられ給ふ事、實に義貞が忠烈義勇の徳光にて、其身本懐を

とげざるは、後醍醐帝の薄徳によりて西越の孤鬼となられしかど、末裔の仰光は他の及ざる所なり。尊氏の世十五六也といへども、安平の日は少時にして、君臣大に苦み互に殺戮をこととし、はてには本朝を戦國となせしは、みな尊氏が餘惡の所作、佛神のにくみ給ふ所なり。

十に、兩家もと一族として、數世親縁をかさぬ、然を一朝怨敵となりて合戦に及は、都て古來より嫡庶の榮衰を見るに、末に及時は庶流必榮ふるもの也、本朝の家柄諸家の系統を見るに、庶は榮へ嫡は劣ふ、是時運なる。されば兩家同じく八幡殿の流胤なれば、嫡家亡ぶべき時運なるにや、かの河内守義忠を害せしは新羅義光なるを、賀茂義綱家を亡し、胤を絶せる事、是いか成故なるにや、偏に佛家に云所の因縁にて、過去の所報なる也。又新田氏名將にて、殊に威權つよく、北條貞時高時の父の代貞氏尊氏の父など、皆北條家の一字を賜はれる中に、義貞は貞の字を下に付る程の義勇あ

○岡野上書

岡野孫十郎赤坂中ノ町九百廿石餘中興御番在勤の内、兩番代々記三百九十卷を述集し、文政三辰九月献上有しかば、金二枚時服三つを賜、程なく小十人頭に轉せられし。此時土方惟頼手傳有しかば、銀十枚拜領あり。同四巳年、故ありて病と稱し辭役あり。予かつて其書を見けるに、一枚の半より下に書列ね、十卷或は一二卷にても一箱に入られしかば、函臺殊に宏大にて、凡釣臺に二十餘度に運載あり、此書若縮紙縮書あらば五十卷に滿べからず、巧拙は其總宰にあれば、他より言べきにはあらねど、岡野氏の氣質見るにたれる故に、程なくにかゝしき辭職なりき。

○江川氏紀伊殿御逢

江川太郎左衛門は、紀伊殿にいか成由緒や有けん、三島宿御泊の時は、三千石の格にて御旅館に被罷出し節、御同間にて御對談あらせらる、是元祖の御母堂養珠院殿の連枝なる故なりとぞ。近年寛政中江川の

り、尊氏始高氏にて、高時に一字を受、かゝれば義貞鎌倉數代の榮を攻亡し、數萬人の軍武是が爲に命を落し、靈佛靈場是が爲に焼失し、重代の重器寶財是が爲に失ひ、政書令文是が爲に灰燼し、名家の胤子是が爲に系絶し、敵味方の討死、皆義貞一人に歸せば、榮運其身に及べからず。前にもいへることく、尊氏にはたゞ京都の一戦の功計にて、人是が爲に死亡せるもの少し。凡天は萬民を以て子とす、是を斷を罰し給へり、天豈一の家系氏族によるべきや。古より名將として多く萬民を討死させしもの、本意をとぐる事なし、韓信孔明がたぐひ、義經正成がたぐひに於けるべし、皆蓋世の才、無雙の智、殊に忠烈他及所なければども、はては其身大業を成ずる事なし。今義貞一族をつくし、忠信禮義古今に無雙といへども、萬民是が爲に亡びし者いく千萬ぞや、其殃又己が一家にうけて窮鬼となられしかど、徳名義徳は末代に残りて、一天四海惜歎せざるものなし。

家臣望月大助、度々赤坂館へ罷出で、合カ。力の儀被願しかど聞濟なしとて、御由緒を書置、彼館にて自殺す。此書の中に由緒ありと云。

○孝行娘

文化十三年正月、木挽町親孝行娘、尾張町にて横死に逢、

○川島や娘

木挽町川島や娘は容儀美麗なれば、凡内證客を四五人も持、盛榮に暮し、日夜榮華ほこりしに、同年癩起りし時、薬を取違へ、あやまりて長命丸をのみ即死せり、年十九歳。

○小野氏念佛功能

安藤對馬守家中小野崎右衛門、予に語て云、拙者母、幼年より病身、出子悉く不幸す。安藤家中淨家念佛者、或上人名は聞し、どより日課をうけ、拙者胎内の時、名號を物に書れしに、拙者無事、當年六十七を保壽すと。

○岩本氏

岩本氏は二百俵也、其始おとみ殿を父母妊娠の先夜の夢に、みの中へ枿を置、夫より松生しを見る。容儀かくべつ勝れしにもなく、青黒くふとりて、さまでの風姿にあらず、故ありて田沼氏と入魂により、凌明院殿の御次へ出、後御中老と成、此時一橋中納言治濟卿より、かの姉御所望あり、かの女性又彼御屋形へ入度由内訴により、つゝにかの方へ進せける。一説に、此時腹に御種ありと云傳、又或説には、いろく交雜の噂も立。後九箇月にて御誕生ありし、今の上様是也。是よりお富殿の威風強く、文化の未死去有し時は、御簾中同様の御手續の入用金三千兩を進せられ、遺骸は凌雲院におさめまいらせしかど、御位牌は福聚院にうつされ、御佛供料を加進させらる。父内膳正は二千石の本知に加恩させられ、御側を勤、連枝石見守浦賀奉行をつとめ、後年始御側にうつり、内膳正と改名す。
○きつねを或娘に付る

○善國寺僧

麴町六丁目谷七丁目谷を善國寺谷と云、此地に善國寺有、寛政の火災に、御城近を以、牛込神樂坂上へ轉地有、始青山恩田にて可被下かりしを、檀那岩本内膳正の内願、おとみの方の内所により、今地へ轉せられし也。此住持寛政の末は、七丁目一小齋麥やへ金七十兩を預置しに、住僧死亡有、其夜四時頃、住僧來り、預け置し金を可返と言しかば、有合無之旨述しを大に噴り、顔色青ざめ、面色替りしかば、明曉より是非才角、九時迄に持參可申と約しければ、僧歸りし也。扱翌日より亭主種々工面し、いかにも夜前の顔色怖しかりしと、九時金を持行しに、昨夜四時死去ありしと言しにぞ、大に恐怖し、金財布を棺前に持行、在世預金渡申也と言しかば、死僧手を出し取しと也。やがて其跡にて弟子ども取放んとせしかど、力強く及がたかりしかば、夜中ひそかにかの財布を切放ちて、やうく金をば取のけ、火葬せしと云。

白銀六丁目に木綿や有、家の娘一人十七歳、文化十一年、同町妙見別當日蓮宗の所化、此娘に戀慕し、狐をつけ密會し、つゝに懷妊す、父母是をしり愁へ、ひそかに親類大井村に有しに頼み送らんと、娘をかごにのせ、内々にて送りけるに、道より口ばしり、かの僧のもとよりつけし狐の事、其外こまぐと諸人にかたれり。

○安藤彈正

安永中迄は諸國の百姓年貢未進、其外の曲事にて、入牢のものは、皆無宿牢に入ゆへ、十が七八は其裁許なき内に死亡す。安藤彈正少弼惟要御勘定奉行公事方の時、執訴ありて百姓牢と云を別に建させたる。往古より兎角江戸町奉行と御勘定の公事方勤させられし家々は、とかく其跡俄に劣ふるもの也しに、安藤氏八百子息大和守は、大目付まで擢奉せられ、孫彈正少弼は御小納戸より松前奉行に進まる、此時故ありて御先手につらる、然ども家榮永久なる。此等の